

永久保存版

H23.11.30 更新

東日本大震災津波対応の活動記録

～岩手県における被災者の住宅確保等のための5か月間の取組み～

岩手県県土整備部建築住宅課

はじめに

死者 4,664 名、行方不明者 1,488 名、住家被害数 24,721 棟（岩手県内 H23.10.21 現在）。想像を絶する巨大地震と津波が東日本を襲いました。多くの方が家を失い、避難所での生活を余儀なくされる方が体育館などにあふれました。

一刻も早く、被災者に安心して生活できる住まいを提供しなければなりません。震災を機に、その使命を急遽追うこととなりましたが、以来、職員それぞれが力を出し合い、また各地方公共団体等からの応援もいただきながら震災以降の対応に当たりました。県営住宅の提供、民間賃貸住宅に関する情報収集、被災者への情報発信などに取り組み、なんとか 8 月 11 日には応急仮設住宅全戸の完成に至りました。8 月末には避難所の閉鎖、10 月 7 日には自宅の改修を待っていた方も含め避難者数が 0 となりました。

応急仮設住宅完成までの 5 か月という期間は決して短いものではありません。避難所で 5 か月生活し、仮設住宅の完成を待ちわびていた方の気持ちを思うと、反省しなければならないことがたくさんあります。

この活動記録は、建築住宅課職員が震災発生からの 5 か月間、被災者の住まいの確保等のために取り組んだ内容を課題も含め、職員で分担して記録集として整理したものです。

私たちが震災後慌しい中で参考にしたのは、阪神・淡路大震災や中越地震、中越沖地震における取り組みでした。地震国日本のことを考えると、今後起こりうる大地震にしっかりとした備えをしていかなければなりません。そのためには、私たち自身の活動もしっかりと記録に残しておく必要があると考え、職員それぞれが取り組んだ仕事を時系列に記述しました。

前例のない仕事で、試行錯誤したこともあります。業務を行う上で必要だったことは、マニュアルでも原則でもルールでもなく、被災者のために必要なこと、求められていることを臆することなく実施するというものではなかったかと感じています。職員が取り組んだことをありのままに記すことで、震災対応とはどのようなものか、理解が深まるのではないかと考えています。この活動記録が、全国各地における防災や危機管理上役に立つものになれば幸いです。

岩手県はこれから復興に向かって歩みを進めてまいります。被災者と被災地に全国の皆様の温かい支援をいただければ有難く存じます。

平成 23 年 10 月

岩手県県土整備部建築住宅課

総括課長

大水 敏弘

<目次>

被災から1週間まで（～3/18）	1
1. 被害状況の把握（公営住宅）	
2. 被害状況の把握（建築物）	
3. 被災建築物応急危険度判定	
4. 建築基準法第85条の区域指定	
5. 民間空きストックの把握依頼	
6. 公営住宅の募集ストップと条例改正	
7. 応急仮設住宅必要戸数の設定（プレハブ建築協会への建設申請）	
8. 応急仮設住宅建設に向けての準備	
9. 組織対応	
被災から2週間まで（～3/25）	10
1. 公営住宅空き住戸の改修の実施（エアコン等の設置）	
2. 改修相談事業の予算確保	
3. 応急仮設住宅の建設準備	
4. 住まいのホットラインの開設準備	
5. 国への要望（建築基準法第85条の特例）	
6. 組織対応	
被災から3週間まで（～4/1）	16
1. 民間空きストックの情報提供	
2. 県営住宅の入居者募集（沿岸部第1次募集）	
3. 応急仮設住宅の必要戸数の見直し	
4. 応急仮設住宅の建設促進	
5. 住まいのホットラインの開設	
6. 改修相談事業の開始	
7. 県のホームページの作成	
8. 国への要望（厚生労働省関係）	
9. 組織対応	
被災から1か月まで（～4/11）	26
1. 余震に伴う被災建築物応急危険度判定	
2. 県営住宅の入居者の決定（沿岸部第1次募集）	
3. 応急仮設住宅（建設本格化に向けての調整）	
4. 応急仮設住宅（プレハブ建築協会との協議）	
5. 応急仮設住宅（公募による建設事業者選定の検討）	
6. 住まいのかわら版の発行	
7. 建築制限の取り扱い	
8. 組織対応	

被災から1か月半まで（～4／26）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

1. 県営住宅（沿岸部第2次募集及び内陸部一時利用者募集）
2. 応急仮設住宅（入居対応等）
3. 応急仮設住宅（コミュニティへの配慮）
4. 応急仮設住宅（建設事業者の公募開始）
5. 応急仮設住宅（進捗調整）
6. 住田町の仮設住宅
7. 建築制限に関する協議
8. 組織対応

被災から2か月まで（～5／11）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

1. 県営住宅（空き住戸の募集）
2. 応急仮設住宅（入居の円滑化）
3. 応急仮設住宅の必要戸数の見直し
4. 応急仮設住宅（公募による建設事業者の選定）
5. 組織対応

被災から3か月まで（～6／11）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

1. 県営住宅（内陸部の随時募集）
2. 応急仮設住宅（建設の遅れ）
3. 応急仮設住宅（公募選定事業者への団地配分）
4. 遠野市の仮設住宅
5. 災害公営住宅の建設検討
6. 応急仮設住宅団地におけるコミュニティ対策
7. 罹災法（罹災都市借地借家臨時処理法）の取り扱い

被災から3か月以降（6／12～）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

1. 応急仮設住宅（南入り住戸プランの導入）
2. 応急仮設住宅（7月上旬に完成しない団地の発生）
3. 応急仮設住宅（入居後の改善・苦情等への対応）
4. 応急仮設住宅（追加着工団地の発生）
5. 応急仮設住宅（全戸の完成）

応急仮設住宅写真一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

岩手県県土整備部建築住宅課在籍者一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

被災から1週間まで（～3/18）

<概況>

- 3/11～ 14:46 に三陸沖を震源とする地震により県内で最大震度6弱の地震が発生
岩手県内全域停電、県庁は非常用電源及び電源車で対応
- 3/12 以降 停電が順次復旧、県庁付近は3/12 復旧 3/12 21:00 時点避難者数 45,409 人
- 3/13 災害に伴う緊急通行路が指定される（指定区間は緊急指定車両のみ通行可）
- 3/14 時点 宮古市家屋倒壊数 3,200、大船渡市住家全壊 3,498（災害対策本部調べ）
- 3/17 時点 陸前高田市家屋被害数 3,600
- ・電話が繋がらない（携帯に連絡をとるも半日に1度程度）、ネット回線が時々断線
 - ・ガソリン不足、物資不足が続く
 - ・高速道路は、東北自動車道をはじめ、東北から首都圏にかけての広い範囲の各地で通行止め被災地までの道路も一部寸断

<国の動向>

- 3/12 公営住宅等への入居の取り扱いについて（被災者の一時的な入居について目的外使用許可を行うこと等（住宅総合整備課長通知））
- 3/14 国土交通大臣より、(社)住宅生産団体連合会に対し概ね2ヶ月で少なくとも約3万戸を供給できるよう要請
- 3/17 住宅関連資材不足に対応するため、農林水産省林野庁、経済産業省製造産業局及び国土交通省住宅局（事務局：住宅局）で対策会議を設置し、対応を協議。
- 3/18 国土交通省が陸前高田市第一中学校グラウンドの着工及び人員応援について記者発表（岩手県、宮城県、福島県の3県に対し、建設用地の確保要請及び建設支援のため、国土交通省職員4名を派遣するほか、東京都、大阪府、兵庫県、都市再生機構からもあわせて12名の職員）
- （国土交通省関係）
- ・民間賃貸住宅の空家を応急仮設住宅として借り上げることにについて、厚生労働省と協議し、各県に対し検討を依頼。
 - ・住宅金融支援機構による災害復興住宅融資及び被災者に対する返済方法の変更を実施

1. 被害状況の把握（公営住宅）

(1) 経緯

- 3/11 震災発生に伴い、公営住宅等の被害状況の情報収集開始。随時国土交通省へ報告。
- 3/12 多くの市町村で通信不通。計画担当・管理担当・営繕担当により市町村へ随時確認。
- 3/13 17市町村について報告あり。依然として通信不通の市町村多数。
- 3/17 内陸部市町村（24市町村）については調査完了。沿岸部10市町村については地元振興局の支援等により随時調査実施。
- 5/18 全34市町村の被害状況のとりまとめ完了
- ・全壊 672 戸、半壊等 1,087 戸

(2) 取り組んだ内容と結果

県営住宅及び各市町村の公営住宅の被害状況を連絡可能な市町村から順次把握していった。
被災直後は通信網の寸断により市町村との連絡が非常に困難であり、被害状況の概略を把握するの

に一週間程度要した。

なお、調査が難航した市町村においては、振興局職員による被害状況の把握の支援を行い、可能な限り迅速な被害状況の把握に努めた。

しかしながら、通信網の寸断、交通網の寸断、ガソリン不足等により調査が難航し、被害状況の全容の把握に2ヶ月ほど要した。

(被災した山田町の町営住宅)



(3) 配慮した点・苦慮した点

被災直後は通信手段等が寸断された他、津波警報の発令、被災者・避難所対応による市町村のマンパワーの不足、がれきによる交通網の寸断により現地調査が極めて難航し、情報収集に苦慮した。

被害状況調査にあたっては、市町村職員の他、各振興局職員と連携しながら迅速な被害状況把握及び市町村支援に努めた。

なお、津波により浸水した住戸の損傷状況の把握は困難を極め、被害状況の確定に時間を要した一因となっている。

(4) 今後の課題

大規模災害発生時における通信網の寸断を想定した連絡体制が整備されていなかったため、連絡体制の整備が課題である。

なお、今後は、全壊又は一部破損した公営住宅の災害復旧事業を円滑な執行していく必要がある。災害査定を受検が控えており、それにかかる対応及び市町村との連携が必要である。特に、全流失した公営住宅の再建設については建設場所（用地の確保）について不透明な状況であり、既存入居者の生活安定のためにも、復旧事業の円滑な執行が望まれる。

2. 被害状況の把握（建築物）

(1) 経緯

3/13 住田町～大船渡市～釜石市を現地視察

住田町役場：津波被害なし、地震被害小、判定不要、応急仮設住宅不要

大船渡市役所：津波被害甚大、地震被害小、判定不要、応急仮設住宅 1000 戸単位で要

釜石市（振興局）：津波被害甚大、地震被害小、判定不要か（振興局）、応急仮設住宅要

3/14 岩泉町～田野畑村～宮古市を現地視察

岩泉町役場：津波被害甚大、地震被害小、判定不要、応急仮設住宅要

田野畑村役所：津波被害甚大、地震被害小、判定不要、応急仮設住宅 100 以上要

宮古市役所：津波被害甚大、地震被害小、判定不要、応急仮設住宅 1000 戸単位で要

(2) 取り組んだ内容と結果

通信手段が途絶えたことにより、被災地の状況把握ができないため、被災建築物応急危険度判定の要否を確認する目的で、沿岸被災市町村の建築物の状況を確認するとともに、振興局及び市町村担当者に聞き取りを実施した。

津波被害は甚大であるが、地震そのものによる被害は大きくない状況であったため、応急危険度判定については、市町村の判断として不要とのこと。後日、その他の市町村についても同判定不要との報告を受ける。



(被災した知的障がい者施設 (山田町))



(陸前高田市の雇用促進住宅)



(浸水したままの陸前高田市の市街地)



(焦土と化した大槌町の市街地)

(3) 配慮した点・苦慮した点

- ・ 救援車両等で大船渡市で渋滞が発生しており、渋滞に巻き込まれないよう裏道を選択。車で浸水区域に侵入することは避け徒歩で状況確認した。
- ・ 現地が混乱している状況から、市町村職員への聞き取りは必要最小限とした。

(4) 今後の課題

通信手段の復旧が長引くことも考慮し、早期に現地調査を実施することが必要である。

3. 被災建築物応急危険度判定

(1) 経緯

3/11 14:46 頃 本震発生

震源・地震規模：牡鹿半島沖約 130km、深さ約 10km、マグニチュード 7.9
(2 日後にマグニチュード 9 に修正)

最大震度 : 一関市等で震度 6 弱
 3/13～ 一関市において応急危険度判定実施
 3/14～ 北上市において応急危険度判定実施

(2) 取り組んだ内容と結果

報告により内陸部で地震による一部建築物被害があり。北上市及び一関市では被災建築物応急危険度判定を行う旨を宣言し実施本部を設置。両市より地元判定士のみで判定業務を行う旨の報告があり、県は派遣支援本部を設置しないことで決定。

<被災建築物応急危険度判定の結果 (3/11 本震分) >

市町村名	期間	危険【赤】	要注意【黄】	調査済【緑】	件数計	延べ班【チーム】	延べ人数	民間判定士数
北上市	3/14-3/28	11	16	6	33	14	16	0
一関市	3/13-3/27	34	140	99	273	35	74	0

(3) 配慮した点・苦慮した点

国土交通省住宅局建築指導課及び全国被災建築物応急危険度判定士協議会広域支援本部と連絡を取りながら、現地の被害状況等情報収集を行った。大規模な停電やガソリン不足等、連絡手段が少ない中で情報収集などに苦慮した。

被災した住宅においては、赤い紙を貼られることに抵抗感があるとの現地からの指摘もあったが、余震に対する危険性を除去することが本判定活動の目的であるため、住宅の所有者の意向に関わらず判定結果を掲示するよう指示した。

(4) 今後の課題

- 被災建築物応急危険度判定と罹災証明、被災度区分判定及び住宅相談の区別を明確に認識されないことが多く、二次被害の防止という目的が理解されにくかったので、事前の PR を充分に行う必要がある。
- 二次被害の防止だけでは被災者にとって中途半端な支援となり、被災度区分判定や修繕の相談等の支援とセットで考えていく必要がある。

4. 建築基準法第 85 条の区域指定

(1) 経緯

被災直後～ 建築基準法第 85 条の区域指定の検討開始
 3/15 建築基準法第 85 条の区域について岩手県全域を指定することとし、知事決裁
 決裁後、記者発表

(2) 取り組んだ内容と結果

被災直後から建築基準法第 85 条の区域指定の検討を始めた。津波被害の甚大な沿岸部は区域指定することとしたが、内陸部についてどうするか検討の余地があった。

応急危険度判定や災害対策本部が把握した状況から、内陸部でも一定の被害があること、応急仮設住宅の建設や県立病院の増築等を内陸部で行うことも想定されることに鑑み、岩手県全域について区域指定を行うこととした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

まずは迅速に指定することを重視した。平成 20 年の岩手・宮城内陸地震のときは、宮城県が即日(6/14)指定した一方、岩手県は 6/25 に指定と、1 週間以上も経っていた。本震災では、宮城県が 3/13 に指定したが、岩手県も 3/15 に指定を行うことができた。

また、岩手県内では盛岡市のみ特定行政庁であるため、盛岡市に区域指定を働きかけ、同日に区域指定を行うよう調整した。

宮城県とは以下のとおり指定の仕方が異なったが、岩手県及び盛岡市が合わせて指定を行ったことにより、特例措置の対象となる区域を明確化することができたものと考えられる。

- ・岩手県：各特定行政庁が所管区域全体を区域指定し、県全域が 85 条第 1 項の特例措置の対象となる旨を周知
- ・宮城県：県全体が 85 条第 1 項に規定する非常災害が発生した区域に該当するとし、特例措置の対象となる旨を周知

(4) 今後の課題

建築基準法第 85 条では「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの」の範囲内で特例が適用されることとなっているが、災害救助のための建築物の立地を広めに想定すること、区域を明示して指定すること、特定行政庁と連携し迅速に対応することが求められる。

5. 民間空きストックの把握依頼

(1) 経緯

被災直後～ 応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げでも可とされており、被災者向けに活用できる住宅の確保に向けて関係団体と協議を実施

3/12 (社) 岩手県宅地建物取引業協会及び(社) 全日本不動産協会岩手県本部に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書に基づく準備についての依頼文を各事務所と宅建協会会長事務所に投函

3/12 (社) 岩手県宅地建物取引業協会 多田会長と面談
協定の口頭発動

3/13 (社) 岩手県宅地建物取引業協会 多田会長と面談
提供可能な民間賃貸住宅のリストアップを依頼、民間賃貸住宅の便乗値上げの防止について要請

3/14 (社) 全日本不動産協会岩手県本部 田屋会長と面談
協定の口頭発動、提供可能な民間賃貸住宅のリストアップを依頼、民間賃貸住宅の便乗値上げの防止について要請

3/16 社宅の空きストック等について、経済団体(商工会議所連合会・経済同友会)に協力依頼

3/18 提供可能な民間賃貸住宅のリストアップについて、(社) 全国賃貸住宅経営協会岩手県支部に協力を依頼するとともに依頼文書を投函

(2) 取り組んだ内容と結果

(社) 岩手県宅地建物取引業協会及び(社) 全日本不動産協会岩手県本部とは、平成 22 年 3 月に災害時の無料媒介等の協力について、岩手県と協定を締結していた。

協定には、協定の発動は口頭で行うことができるとされていたことから、両協会の会長に連絡し面談することによって、直ちに協定が発動され、リストアップ作業の実施などについて協会の協力を受けることができた。

(3) 配慮した点・苦慮した点

「応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げでも可」であることは示されていたが、具体的な手続は被災直後の時点でははっきりしていなかった。このため、民間賃貸住宅に入居した場合に災害救助法の補助が受けられるかどうかは、面談した時点では不明であるが、将来の可能性としては考えられること、補助を受けられるか否かに関わらず、被災者への情報提供は必要なこと、を両協会会長に説明した。

(4) 今後の課題

民間借り上げによる応急仮設住宅については、4月下旬に取り扱い方針が定められたが、本来被災前から明確にすべきものである。また、リストアップを行う際にどのような項目（間取り、築年数等）について情報収集を行うか、あらかじめ整理しておくことが望まれる。

6. 公営住宅の募集ストップと条例改正

(1) 経緯

被災直後～ 公営住宅の空き住戸について内陸部を中心にリストアップを開始

リストアップ作業は、県営住宅に限らず、内陸部の市町村営住宅や雇用促進住宅についても、通信手段が回復し次第、可能な限り市町村に対し聴き取りを行った。

県営住宅の入居申請について、住所地で被災していることを確認することとし、住民基本台帳の活用について調整

3/15 「住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」を開会中の議会に提案、即日可決成立
本人確認情報を利用できる事務として、「災害時における県民の安否の確認その他の当該災害の被災者の救助のために必要な措置に関する事務であって規則で定めるもの」を追加

3/16 「住民基本台帳法施行細則」改正
本人確認情報を利用できる事務として「県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の一時使用の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答」を追加

(2) 取り組んだ内容と結果

① 空き住戸のリストアップ

空き住戸をリストアップした結果、県営住宅については298戸の空きがあるが、その中には老朽化し建替え直前の住戸や、長期間募集停止中の住戸、事故住宅などが多数含まれていることから、状況を精査の上、使用可能な235戸について、エアコン、風呂釜、ガスコンロ及び照明器具の設置等を行い、被災者向けの募集を行うこととした。

また、通信手段が復旧した内陸部の市町村から順次、市町村営住宅等の空き具合を確認したところ、即時入居可能な戸数は68戸、修繕を要するものが36戸あることがわかった。このほか、平成23年3月12日、厚生労働省通知により雇用促進住宅の活用方針が示され、空き住戸を市町村が被災者向けに提供することが可能となった。利用可能期間は、当初は最長6か月とされていたが、後に2年間に延長された。

② 定期募集の中止

震災時点では、平成22年度3月募集を実施中であったが、抽選前であり入居者が未決定であったため、以後の手続を全て中止し、当該募集住戸（58戸）についても被災者向けに提供することとした。通信事情が不安定であったため、申込者には新聞広告、ホームページのほか、抽選会場への貼り紙等により周知した。

③ 条例改正

県営住宅の空き住戸について、被災者向けに提供するとした場合、罹災証明書が必要となるが、被害が甚大であり市町村における罹災証明書の発行に時間がかかること予想された。一方で津波被害を受けていることについては住所地で確認することが可能と考えられた。

このため、住宅が被害を受けていることについて、被災者の住所によって確認することとし、入居申請書に書かれた住所について住民基本台帳で確認を行うこととした。

住民基本台帳の活用については条例に位置付ける必要があるため、開会中の議会に条例改正を提案することとした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

被災直後から電話・メールともに不通となった箇所が多く、空き住戸の状況確認は極めて難航した。また、市町村も災害対応や被害把握等に追われており、正確な情報を得ることが難しかった。

県営住宅の空き住戸に被災者を受け入れるに当たり、市町村の発行する罹災証明書がなくとも入居させることができるようにすることが必要であると考えられたが、住民基本台帳の活用について速やかに了解がとれ、開会中の議会に条例改正提案を即座に行うことができた。(3月議会の次は4月末の臨時議会まで期間が空くこととなったため、即座に条例改正提案ができなければ、住民基本台帳の活用もできなかった。)

なお、国土交通省においても、全国における公営住宅等への被災者の受け入れについて、「罹災証明等が発行できない事態が生じており(中略)被災者の住所が確認できる場合などについて、詳細は事後の確認とすることなど、可能な限り柔軟な対応」を求める事務連絡が発出された(3/16)。

(4) 今後の課題

大規模災害では通信機能がマヒに陥る場合が多く、災害直後の情報収集は困難である。公営住宅の空き住戸等の情報は、災害の有無にかかわらず定期的に収集しておくのが望ましい。

条例の改正については、迅速な対応を行うことができた。災害時の住民基本台帳の活用について条項が盛り込まれたため、今後の災害時にも対応することが可能である。

7. 応急仮設住宅必要戸数の設定(プレハブ建築協会への建設申請)

(1) 経緯

- 3/12 全県の建設事業者となる(社)プレハブ建築協会に建設の準備を指示
- 3/13~ 県において建設可能地の図面上でのリストアップ作業を実施
- 3/14 プレハブ建築協会担当者(大和ハウス岩手支店・大和リース盛岡営業所)と協議
 - ・早急な体制整備を要請
 - ・物流拠点の確保に向けての協議
 - ・地元の雇用についての配慮を依頼
- 3/14 当面の建設戸数を計8,800戸としてプレハブ建築協会本部(東京)に建設申請(場所未定)
- 3/18 プレハブ建築協会岩手県現地本部の設置
- 3/18 当面2ヶ月で3万戸のうち、2万戸を規格建築部会メンバーが、1万戸を住宅部会メンバーが供給する旨国土交通省から連絡
- 3/20 必要戸数を増加させる可能性のあることについて国土交通省に連絡

(2) 取り組んだ内容と結果

被災直後で被災状況が十分把握できないなか、国土交通省から連絡を受け、早急に必要戸数の算出

を求められた。当初は保健福祉部からの資料の提供を受け、当面の必要戸数を 8,800 戸とし、国土交通省に伝達することとした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

8,800 戸は避難想定世帯数の約半数という試算であったが、津波被害の甚大さから、算出当初から必要戸数はもっと大きくなるのではないかと考えられた。(当時から 13,000 戸から 15,000 戸程度ではないかと予想していた。保健福祉部と調整し、3/16 には被害の甚大な宮古以南の 6 市町においては避難想定世帯数の 80%が仮設住宅を希望するものと想定すると 15,000 戸必要になるとの再試算をした。)

一方、当初はプレハブ建築協会以外の事業者が仮設住宅の建設を行うことを想定していなかった。震災 2 日後にはじいた数字が少なめで、その後必要戸数を増加させた一方でプレハブ建築協会に申請する戸数は抑えるという戦略の余地が生まれることとなった。

(4) 今後の課題

被災直後では、被災状況を的確に把握し、必要戸数を適切に算出することは極めて困難である。被災状況がある程度把握できた段階で適時見直していくなど柔軟に対応していくことが適切であると考えられる。

8. 応急仮設住宅建設に向けての準備

(1) 経緯

- 被災直後～ 市町村から提供を受けていた「応急仮設住宅建設可能用地リスト」をもとに建設候補地の検討を開始
- 3/16 応急仮設住宅建設用地の現地調査開始 (3/16 は釜石市及び陸前高田市)
- 3/17 応急仮設住宅の設置に要する経費等について債務負担行為を設定 [400.0 億円]
(専決処分)
- 3/17 国土交通省から応急仮設住宅建設第 1 弾を今日中に決定するようにとの指示
- 3/17 陸前高田市第一中学校グラウンドを第 1 弾とすることを国土交通省へ連絡
- 3/18 国土交通省が建設第 1 弾を記者発表
場所 : 陸前高田市第一中学校グラウンド
建設予定戸数 : 約 2 0 0 戸 (うち 3 6 戸を先行的に着手)
※建設工事は岩手県が発注し、3 月 1 9 日に着手する予定
- 3/19 応急仮設住宅建設第 1 弾着工

(2) 取り組んだ内容と結果

被災直後は、連絡手段、交通手段とも確保困難であったため、まずは既存資料である「応急仮設住宅建設可能用地リスト」をもとに建設候補地の検討を開始した。その後、大船渡土木センターや被災市町村と多少連絡がとれるようになり、応急仮設住宅建設第 1 弾の着工調整を進めた。3/19 に全国第 1 弾の応急仮設住宅の建設着工に至った。

予算については、平成 23 年度における支払を担保するため、債務負担行為を設定することとし、3/17 に補正予算と合わせ、専決処分を行った。額については、当面の必要戸数が 8,800 戸であり、これまでの実績から戸当たり 500 万円程度の建設費を想定し、400 億円と設定した。

(3) 配慮した点・苦慮した点

「応急仮設住宅建設可能用地リスト」はしっかりとリストアップしていない市町村も多かった上、リストに載っていても津波で被災したと思われる場所もあり、あまり役には立たなかった。被災市町村において、新たに候補地を探してもらう必要があったが、被災地と電話がほとんどつながらず、とにかく現地赶赴して調整しようということになった。

被害状況が深刻であったため、とにかく仮設住宅を建てられるところには建てるという方針で市町村も臨んでくれたが、一方でガレキ置き場の候補地とダブるなど、被災直後の混乱が生じたこともあった。なお、全国第1弾については、釜石市・昭和園グラウンドの方も有力候補地であったが、調整の結果、国土交通省が発表する第1弾は、陸前高田市・第一中学校グラウンドとなった。岩手県では、陸前高田市と釜石市の両方を第1弾として公表した。

また、3月中はガソリン不足の状況が続き、現地へ赴く車の手配にも苦慮した。ガソリンの給油は災害用緊急車両が優先されることとされたが、住宅資材の運搬車についても、災害用緊急車両として認めてもらうことにした。

(4) 今後の課題

被災直後は、連絡手段に限られるため、現地へ赴くようにするなど、迅速かつ柔軟な対応が求められる。「応急仮設住宅建設可能用地リスト」が役に立ったと言い難いことは反省点として挙げられる。

9. 組織対応

(1) 経緯

3/14 勤務時の服装を原則防災服とすることを課内に周知（8/11の災害対策本部廃止後まで継続）

3/15～国土交通省からリエゾン1名着任

3/17～URから応援1名（営繕）、大阪府から応援3名（営繕）着任

(2) 取り組んだ内容と結果

被災直後は、どの程度の業務量が今後発生するかの想定も困難であったため、まずはすぐ応援に来てもらう部隊を数名程度とし、国土交通省と調整を行い、人員応援を受け入れた。

(3) 配慮した点・苦慮した点

被災後数日間は、電話がなかなかつながらず、きめ細かなやりとりは困難であった。このため、初動期においては、県からの要請というよりは国土交通省住宅局の主導で、応援部隊が送られてきた。

(4) 今後の課題

緊急的に応援を依頼し、体制を確保することは、業務を迅速に進めていく上で極めて重要な課題となる。被災後は国土交通省や関係機関等と早急に協議することとなるが、いざというときにすぐ対応できるよう、日頃から連携体制を構築しておくことが望まれる。

被災から2週間まで（～3/25）

<概況>

- 3/19 陸前高田市第一中の仮設住宅の建設開始
- 3/21 大船渡土木センターのメールが復旧
- 3/22 岩泉土木センターへのメール送付が可能に
- 3/22 住田町が独自で仮設住宅を建設開始
- 3/22 10時以降、高速道路の通行許可について、資材等を運ぶ事業用自動車や大型自動車等は「緊急通行車両確認標章」の取得が不要となった
- 3/24 午前6時以降は東北道・常磐道の交通規制が全面解除、岩泉町役場の電話が復旧
- 3/25 「可能な限り現地復興を」知事（3/26朝日）

<国の動向>

- 3/21～ 県外の公営住宅等については、全国コールセンターで問い合わせ対応
- 3/23 「仮設住宅整備の長期化必至、供給追いつかず、ライフライン破壊」（産経）
- 3/28～ 全国コールセンターで民間賃貸住宅に関する情報も提供開始

応急仮設住宅：着工 632 戸 完成 0 戸(3/25)

1. 公営住宅空き住戸の改修の実施（エアコン等の設置）

(1) 経緯

- 被災直後～ 県営住宅の空き住戸の活用について、提供範囲及び募集方法等についての検討を開始
- 3/17 被災者受け入れのための県営住宅空き住戸の修繕について予算の専決処分（事業費 131 百万円 予備費（一般財源）を活用）
- 3/17 以降 空き住戸の改修を順次実施
- 3/18 県外の公営住宅等については、「被災者向け公営住宅等情報センター」が申込み窓口業務を一元的に行うことを国土交通省が記者発表
- 3/20 頃 岩手県が県営住宅の募集を3月中に行うとのNHK報道
- 3/22 国土交通省が「被災者向け公営住宅等情報センター」を設置
- 3/28～ 「被災者向け公営住宅等情報センター」で民間賃貸住宅情報の提供開始

(2) 取り組んだ内容と結果

県営住宅の空き住戸の活用について、多数の申込みが見込まれることから、提供範囲及び募集方法等について検討を行った。内陸部の空き住戸については、沿岸の被災地から相当な距離があるため、応急仮設住宅が完成した後は沿岸に戻ることも被災者にとって一つの選択肢になるようにする必要があった。さらに、知事は極力沿岸部で復興できるようにすること、内陸部へはホテル等へ一時移送を行い、いずれ沿岸に戻れるようにする必要があるとの考えであった。このため、県営住宅の活用方針についても整理を行い、方針について知事に確認を行うこととした。

また、国土交通省が主体となって、全国各地の被災者向け公営住宅等情報センターが開設されることになり、被災3県以外で受入れ可能な住宅の情報をフリーダイヤルで提供することになった。この取扱いについても、知事に方針を確認のうえ、対応を決定した。

① 空き住戸の活用方針について

空き住戸の活用方針を、以下のとおりとした。（3/22 知事に方針確認）

- ・ 沿岸部(85戸)は、被災者向け住戸として1年間無料で提供する。
- ・ 内陸部(150戸)は、住戸ではなく一時避難所(避難所の分室的なもの)として提供する。

この方針に沿って地域別に募集事務を行うものとし、優先入居者の基準策定や、申込の受付方法を整理することとした。

②空き住戸の改修について

上記において活用を決めた住戸については、被災者の受入れに備え、予算の専決処分を行い、直ちに改修工事に着手した。改修の内容は、通常の空き家修繕に加え、風呂釜やガスコンロ、エアコンの設置等、応急仮設住宅が予め備えている水準の設備や備品類を整備した。

③公営住宅等情報センターの周知について

公営住宅等情報センターについては、市町村に情報提供を行うこととし、各避難所への周知は市町村の判断に委ねることとした。(3/22 知事に方針確認)

(3) 配慮した点・苦慮した点

空き住戸の改修については、需要が大きい沿岸部から順次進めていくこととしたが、資材不足の問題に直面した。特にエアコンの入荷が遅れ、改修のスピードが上がらなかった。このため、沿岸部の空き住戸85戸すべてを一気に改修することができず、そのうちの一部44戸の改修を済ませた段階で、第1次募集を行うこととした。

また、内陸部の住戸については、募集が遅くなったうえに、一時避難所扱いとすることとしたため、問合せへの対応に相当苦慮した。

(4) 今後の課題

大規模災害時の県営住宅活用について、あらかじめ基本方針や標準的な募集方法を定めておき、災害時に改めて検討を要せずとも、速やかに募集作業に取りかかることが可能な仕組み作りが望ましい。

空き住戸の改修については、家財をも全て失った被災者のことを想定し、風呂釜やガスコンロ、エアコンの設置等、応急仮設住宅が予め備えている水準の設備や備品類を整備することが適切である。ただし、被災直後は資材不足に見舞われることから、改修を終えた住戸から順次募集をかけるなどの対応が必要になる。

2. 改修相談事業の予算確保

(1) 経緯

3/15 被災住宅の相談が増えてくるものと想定されることから、改修相談を行うための経費について2月補正(災害関連)の予算要求資料作成を開始。

3/16 通信手段の断絶、被災市町村機能の不能が認められたことから、避難所巡回を念頭に所要額算定。予算調整課協議。

3/17 補正予算が専決処分により成立 事業費 18,182 千円

(2) 取り組んだ内容と結果

- ・ 予算要求と並行して、仕様書等の検討を開始した。
- ・ 委託先については、公平性や地方支部の有無等を検討し、建築士の所属する(社)岩手県建築士会及び(社)岩手県建築士事務所協会を想定した。

(3) 配慮した点・苦慮した点

- ・ 現地の状況が把握できないことから、予算規模の想定に苦慮した。

- ・相談員が避難所を巡回する相談、電話による相談及び相談会形式等相談形態に応じた対応が可能とするよう配慮した。

(4) 今後の課題

予算要求の段階で事業スキームの詳細を詰め、迅速な発注手続きをとることが望まれる。

3. 応急仮設住宅の建設準備

(1) 経緯

- 3/18 プレハブ建築協会岩手県現地建設本部設置
- 3/19 陸前高田市、釜石市の第1弾建設工事着工
- 3/25 大船渡市、宮古市の第1弾の建設工事着工
- 3/19 及び 26 建設工事を行う者の宿泊先の確保について協議
- 3/28 大槌町、山田町の第1弾建設工事着工
- 3/30 岩泉町の第1弾建設工事着工
- 4/8 久慈市、田野畑村、野田村の第1弾建設工事着手
- 4/9 陸前高田市・第一中学校グラウンドの入居開始

(2) 取り組んだ内容と結果

県としては、被災市町村においては市街地が壊滅的な被害を受けており、公営住宅や民間賃貸住宅で活用できるストックは限定的であると考えられたことから、応急仮設住宅を建設することを被災者に対する住宅確保の中心に据える方針とした。そして、まずは被災市町村において、用地確保に向けた作業を進めていくこととした。

3/19 に陸前高田市と釜石市において第一弾の着工に至ったが、他の市町村においてもできる限り早期に第一弾を着工することが求められ、各市町村と調整を行った。必要戸数については、宮古市、大船渡市、陸前高田市及び釜石市は 2,500 戸程度、大槌町及び山田町は 1,500 戸程度と仮定し、1 戸当たりの必要敷地面積を 80 m²とすると、4 市ではそれぞれ 20ha 程度、2 町ではそれぞれ 12ha 程度は仮設住宅の用地が必要となることを試算し、各市町に説明することとした。

17、18 日には電話連絡を実施し、19 日以降用地を探すよう働きかけをするとともに、用地の現地確認などの作業を急ぎ、3 月中にはとりあえずの候補地のリストアップを進めていくこととした。また、国土交通省で 2 ヶ月 3 万戸の供給を目標としていることから、岩手県では、概ね 2 ヶ月の間に当初プレハブ建築協会に建設申請した 8,800 戸の供給を行うことを建築住宅課内部における当面の目標とした。

また、4 月上旬には第一弾の入居が始まることから、契約関係書類の作成（応急仮設住宅建設事業者（プレハブ建築協会会員企業）との賃貸借（リース）契約書、県と市の管理事務委託協定書、県と入居者の住宅使用貸借契約書、市町村あてお知らせ（事務の概要）、入居者あて入居の手引き）の作成を急ぐこととした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

応急仮設住宅の着工は準備の整ったところから順次行っていくこととしたが、被害の甚大な宮古以南の 6 市町は必要戸数も相当多くなることが予想されることから、優先して早期に着工することとした。

県北においては着工がその後となり、県北の関係者から早期に着工してもらいたい旨の要請もあったが、4 月上旬には久慈市、田野畑村、野田村で着工に至った。

契約関係書類については、賃貸借（リース）契約書は岩手・宮城内陸地震のときのものを踏襲することで足りたが、入居者への説明資料については、「使用期間について2年間で限度とされているがやむを得ない場合は延長されること」、「積雪が1m近くになった場合には雪降ろしが必要なこと」（1mの耐雪設計のため）、「浄化槽設置団地での排水上の注意」（浄化槽の負担軽減のため）、「ペットは室内飼育が基本となること」等を明記することとした。（なお、使用期間2年間の延長については、3月時点で既に国土交通省の方針であったが、建築基準法の特例措置を認める政令改正は5/27に行われた。）

(4) 今後の課題

応急仮設住宅の建設については、早い段階から目標を明確にし、市町村と認識を共有して建設推進に取り組む必要がある。

入居の取り扱いは避難所の状況を把握している市町村で行うこととなるが、完成時期の連絡や鍵の引き渡しなどについては、市町村と十分調整を行い入居事務が円滑に進むように配慮する必要がある。また、応急仮設住宅ならではの特別の事情（使用期間、雪降ろし、ペット等）については、入居者に十分理解してもらう必要がある。

特にペットについては、これまでペットを飼ってきた被災者にペット不可とするのも困難なことから、近隣に対する配慮を促すとともに、場合によっては、ペット可の団地を決めるなどの対応も必要になるものと思われる。

4. 住まいのホットラインの開設準備

(1) 経緯

- 3/17 被災者からの問い合わせに対応できる窓口として「住まいのホットライン」を開設する方針とし、部長室協議
- 3/18 ホットライン開設に伴う予算について、企画室予算担当と事前協議
- 3/21 ホットラインを大阪府からの住宅管理担当応援3名、建築住宅センター2名、土地開発公社からの応援1名、高橋主任主査の7名体制とすることを決定
- 3/23～ 大阪府からの応援3名が着任、ホットライン開設に向けQ&A作成作業の開始
- 3/30 ホットライン開設に伴う業務委託費について、既存事業から一時使用し、6月補正で対応することについて執行協議し、認められる。
- 3/31 ホットラインの設置について記者発表
- 4/1 ホットライン業務開始（4/1は15:00～）

(2) 取り組んだ内容と結果

被災直後の3/12に国土交通省から送られてきた「阪神・淡路大震災からの復旧・復興のあゆみ」を参考に、兵庫県では被災の10日後に「総合住宅相談所」を開設していることから、3月中又は4月頭に住まいに関する一元的な問い合わせ窓口を設置することを目標とした。

設置場所については、日々変わる情報を把握できるようにするため、建築住宅課内に置くこととした。一方で、問い合わせ窓口の設置には、人員及び予算の確保が必要であり、その調整を早急に行った。

財団法人岩手県建築住宅センターへの業務委託により2名の派遣を受けることができたほか、土地開発公社及び大阪からの応援職員なども含め総勢7名の体制を確保することができた。大阪府の応援職員の方には、ホットライン開設までにQ&A集の作成に取り組んでいただいた。

(3) 配慮した点・苦慮した点

ホットラインの相談内容は以下のとおりとし、自宅の改修など技術的なことについては、別に設ける「被災住宅『点検・相談』窓口」で対応することとした。

- ・ 応急仮設住宅に関すること
- ・ 県営住宅に関すること
- ・ 自宅の再建に関すること
- ・ その他（市町村営住宅等に関する情報提供）

ホットラインには、県営住宅や応急仮設住宅のこと以外にも様々な問い合わせが寄せられるものと予想し、各種の被災者支援制度について資料を集めていただいた。

なお、国土交通省が「コールセンター」という名称を用いたことから、分かりやすさのため、違う名称にする必要があり、被災者にほっとしていただくという意味も込めて「ホットライン」という名称にした。

被災者向けに避難所に掲示するためのチラシを作成するなど、周知に努めた。

(4) 今後の課題

ホットラインの設置は円滑に行えたが、その周知を被災者にすぐに行えたかということ、伝達手段が限られていることもあり、難しい問題であった。

また、避難所にいる被災者が連絡するにも、携帯を持っていない被災者も多くいるのではないかと思われた。大規模な災害の際には、連絡手段の限られている被災者の声をどのように聞き取っていかねばならないかが大きな課題となる。

5. 国への要望（建築基準法第85条の特例）

(1) 経緯

3/27 国土交通省に対して、「建築基準法第85条第1項の適用期間の1カ月を3ヶ月に、85条3項の3ヶ月を6ヶ月に、延長して欲しい」旨電話で連絡。

4/1 国土交通省に対する緊急要望書を池口副大臣に手交
具体的事項として

「庁舎等の仮設建築物に対する制限の緩和に係る工事着手期限について、被災地の実態に合わせた延長等の見直し」を要望

4/4 国土交通省において検討したものの、被災後1か月の間に特例法を作ることは困難な情勢であり、許可の円滑化については運用で対応できる面もあることから断念せざるを得ないとの連絡があり、副知事に伝達

(2) 取り組んだ内容と結果

被災地においては、庁舎等も被災しており、仮設の庁舎等の設置をしなければならなかったが、被災市町村ではマンパワーが不足しており、迅速な対応が困難な状況であった。このため、以下のことを理由に、特に建築基準法第85条第1項の適用期間の延長を国土交通省に求めることとした。

- ・ 岩手県内では、応急仮設住宅に限らず、庁舎等応急仮設建築物が建築されている。今後も、一定の建築行為はあるものと想定される。
- ・ 工事完了後3ヶ月を超えて存続する場合、特定行政庁が許可すれば存続可能だが、1項で認めた方が、基準法の全ての規定が外れるので許可を下ろしやすい。

（従って、1項の1か月が3か月程度になるとありがたい）

- ・ 85条1項又は2項に基づき建築した建築物については、その後許可が必要となる。岩手県においては、地方公共団体が建てた仮設が多数存在する状況となっているが、一方で沿岸の市町村は十分

機能しない状態であり、3か月後に許可申請を求めるのは酷である。

(従って、3項の3か月が6か月程度になるとありがたい)

(3) 配慮した点・苦慮した点

一般的な災害と本震災を同列に考えることはできず、特例が必要ではないかとのことについては、国土交通省からも一定の理解を得られたが、残念ながら検討期間が短い中で法制化することは困難な情勢であった。

一方、陸前高田市及び大槌町の仮設庁舎は1か月の間に着工することができ、大きな問題が生じずに済んだ。

(4) 今後の課題

85条の特例が実らなかったため、被災後1か月以上を経過して工事に着手した応急仮設住宅その他の仮設建築物については、建築工事完了後3ヶ月経過した時点で特定行政庁の許可を受ける必要が生じる。被害の甚大な災害においては、許可手続の柔軟な運用が必要となる。

6. 組織対応

(1) 経緯

3/23～大阪府から応援（住宅管理担当）3名

3/24～URから応援（営繕）4名追加（計5名）

3/29～土地開発公社から応援（住宅管理担当）1名

(2) 取り組んだ内容と結果

3/23から着任した大阪府の住宅管理担当応援部隊の方々には、住まいのホットラインの開設のため、Q&Aの作成に取り組んでいただいた。

3/24からURの応援が5名となったことにより、現場確認を行える体制となった。

3月下旬からは、土日を含めた勤務のローテーション体制を整えた。

(3) 配慮した点・苦慮した点

一方、ホットラインにどれだけの問い合わせがあるのかは予想がつかなかった。まずは体制を確保（土地開発公社から1名、大阪府から3名、建築住宅センターから2名、職員（主査）1名を配置）し、電話はフリーダイヤルで5回線引くこととした。

土地開発公社から、建築住宅課の住宅管理担当の前主任主査であった方に応援いただき、ホットラインのチーフに着任してもらい、体制が整った。また、庁内関係各課への確認なども円滑に行われた。

(4) 今後の課題

ホットラインの問い合わせ対応は、ある程度住宅管理の業務経験のある者が就くことが望まれる。本震災では運よく確保することができたが、人員確保は大きな課題として挙げられる。

被災から3週間まで（～4／1）

<概況>

ガソリン不足が徐々に解消

3/29 「仮設住宅3県で5万3千戸」（岩手日報）

3/30 「雇用促進住宅入居2年に」（岩手日報）

3/31 「岩手の仮設住宅1万8千戸に倍増」（産経）

4/1 陸前高田市第一中学校グラウンドの36戸が完成

<国の動向>

3/26 「輸入仮設住宅を活用へ、国交省が方針」（読売）

4/1 大島国土交通大臣「2ヶ月で3万戸に加え、その後の3ヶ月で3万戸程度の供給を行えるよう準備を進めるよう指示」

4/1 池口副大臣来県「資材について円滑に供給できるように、戻り次第検討したい」

4/1 一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会が被災住宅補修のための無料診断・相談制度を開始

応急仮設住宅：着工 1,378 戸 完成 36 戸(4/1)

1. 民間空きストックの情報提供

(1) 経緯

3/25 関係団体から提供いただいた空き住戸リストの取りまとめ

3/28 関係団体から提供いただいた空き住戸リスト 2,909 件を各市町村及び各振興局に送付

- ・(社) 岩手県宅地建物取引業協会 1,656 件
- ・(社) 全日本不動産協会岩手県本部 413 件
- ・(社) 全国賃貸住宅経営協会岩手県支部 738 件
- ・経済団体（商工会議所連合会・経済同友会） 102 件（社宅等 29 件・空地 73 件）

<国の動向>

3/22 国土交通省が「被災者向け公営住宅等情報センター」を設置

3/28～ 「被災者向け公営住宅等情報センター」で民間賃貸住宅情報の提供開始

(2) 取り組んだ内容と結果

協定を締結している団体から約2千件、また、協定は締結していないが協力を要請した団体から約1千件、併せて約3千件の情報提供をいただき、それらを取りまとめ市町村へ情報提供を行った。

ただし、情報提供をいただいた物件のほとんどが内陸部の物件であり、被災地及びその周辺に所在する物件情報は29件（久慈市26件・洋野町3件）と、全体のおよそ1パーセントであった。

(3) 配慮した点・苦慮した点

取りまとめ後、早期に情報提供が可能となるよう配慮した。

併せて、被災市町村に郵便物が届かない可能性があったことから、各振興局にも送付することにより、郵便物が届かない市町村に早期に情報提供が可能となるよう配慮するとともに、災害救助法を所管する保健福祉部地域福祉課への情報提供を行った。

また、同時期に国土交通省が「被災者向け公営住宅等情報センター」を設置し、民間賃貸住宅の情報提供も行うこととしたため、そのことについても市町村に情報提供を行った。

(4) 今後の課題

被災市町村からは、後日、送付した空き住戸リストが未到達又は行方不明などにより、再送付を求める声が寄せられた。振興局からの情報提供、メール送信（復旧後）等により対応したが、被災地に対する確実な情報伝達の方法等について課題が残る結果となった。

2. 県営住宅の入居者募集（沿岸部第1次募集）

(1) 経緯

3/27 県営住宅空き住戸（沿岸部44戸）の一時入居者募集について記者発表
（ただし、報道機関へ提供されたのは3/28となった。）

【募集住戸の内訳】

地区別	所在	団地名及び戸数
沿岸北 地区	宮古市	山口(6)、八木沢(6)、西が丘(1)
沿岸南 地区	大船渡市	長谷堂(1)、赤沢(2)
	釜石市	日向(13)、上平田(14)
	陸前高田市	鳴石(1)

3/28～4/5 申込書の配布・受付（各避難所、広域振興局・土木センター、建築住宅センターで受付）

4/5～ 入居申請書の回収（349世帯からの応募）

4/13 沿岸部44戸の一時入居者の決定について記者発表

(2) 取り組んだ内容と結果

① 入居者選定要領の制定

被災者の数に対し、提供可能な住戸数が限られることから、阪神大震災当時の優先順位や保健福祉部関係課の意見等を参考に、被災者の中でも特に緊急度が高いと考えられる下記の世帯を優先区分対象とした。

< 優先区分1 >

- ・ 80歳以上の方がいる世帯
- ・ 重度の障がい等を有する方がいる世帯
- ※ 「重度の障がい等」

身体障がい：1～2級 知的障がい：A判定 精神障がい：1級 要介護4又は5

< 優先区分2 >

- ・ 特定疾患により居住の安定を図る必要がある方がいる世帯
- ・ 中度の障がい等を有する方がいる世帯
- ※ 「中度の障がい等」

身体障がい：3～4級 知的障がい：B判定 精神障がい：2級 要介護1～3

- ・ 3歳未満の乳幼児がいる世帯
- ・ 3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯
- ・ 75歳以上の方がいる世帯

< 優先区分3 >

- ・ 要支援1～2の高齢者等がいる世帯

当該住宅は、災害による行政財産一時使用許可の形で1年間は使用料を無料（光熱費・共益費等は自己負担）とする扱いとし、公営住宅の入居要件を満たす者については、特定入居による継続入

居を可能とした。

②募集作業

各広域振興局土木部及び土木センターを通じて、各市町村に対し避難所への募集案内等の配付及び申請書の回収を依頼した。沿岸部の市町村については、大量の用紙が必要となるため、当課で用紙を印刷し避難所ごとに袋詰めを行い、管財課車両にて発送した。

申込みは、避難所窓口、振興局窓口及び指定管理者への提出、郵送、FAX等の方法により可能とした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

①配慮した点

ア 申込書は、表裏印刷1枚とし、記載事項を最小限にするよう配慮した。また、避難所窓口への提出を認めるなど、様々な提出方法を可能とした。

イ 罹災証明書の発行が困難な市町村があることから、申込み時点での罹災証明書の提出を当面不要とした。被災の事実確認については、住基ネットにより現住所等を確認し、国土地理院の浸水地域データと照合する方法により代替した。

ウ 対象住戸には風呂釜・エアコン・照明器具及びガスコンロ等を設置し、応急仮設住宅と同等の設備とした。

エ 入居者の優先区分を定め、より避難所生活の困難な高齢者や障がい者等を優先的に入居させることとした。優先区分については、阪神・淡路大震災の際の資料（70歳以上の高齢者世帯を優先区分1に設定）を参考にした上で、岩手県では高齢化が進んでいることから80歳以上の高齢者がいる世帯を優先区分1とした。また、年齢及び障がい等の事実確認については、住基ネットの活用や、保健福祉部からの情報提供により実施した。

オ 高齢者等の入居を考慮し、申請時に階数の希望を記載いただいた（2階までなら可等）

カ いずれかが被災者であれば、親子等の複数世帯による同居も可能とした。

②苦慮した点

ア 県営日向団地の空き住戸の一部について、釜石市による募集が先に行われていた。申込者について入居を不可とするわけにもいかないので、入居させることとしたが、県と市の連携が十分でなかった。

イ 郵便や燃料事情の不安定な中、大量の募集案内等を点在する各避難所に配付することは、非常に困難を伴った。各市町村によって避難所の運営方法や用紙の配付方法がバラバラであり、状況把握が困難であった。通信事情の悪い中では事前調整は不可能であり、一部の市町村からは、対応が困難であるとして協力を断られる例もあった。その場合、振興局の担当者が避難所ごとに配付・回収に赴くなどしたため、配付・回収に多くの時間を要した。

ウ 募集開始前後から、被災者からの電話や訪問等による問合せが殺到し、入居決定事務を進めることが困難な状態に陥った。

(4) 今後の課題

ア 情報伝達手段に限られる中で、大量の情報を効率よく避難所等と交換できる方法が見いだせず、募集だけで多くのマンパワーと時間を要した。また、避難所以外の場所（民家等）に避難する被災者への周知を図ることが困難であった。

イ 県営住宅一時入居者募集の報道機関への資料提供は3/27に行う予定としていたが、広報広聴課との連携ミスにより、翌日の3/28となってしまった。報道機関への資料提供に当たっては、広報広聴課との十分な調整が必要である。

3. 応急仮設住宅の必要戸数の見直し

(1) 経緯

- 3/20 必要戸数の見直しを行う可能性について国土交通省に連絡
3/29 必要戸数の見直しについて、保健福祉部と調整、部長室協議
必要戸数を 18,000 戸とすることで方針決定
その後、副知事・知事協議
3/31 必要戸数の見直しの公表 (8,800 戸→18,000 戸)

(2) 取り組んだ内容と結果

3/14 に当面の必要戸数を 8,800 戸とした直後から、必要戸数はこれでは少ないことが想定された。陸前高田市が 4,000 戸、釜石市が 5,000 戸を希望戸数として対外的に説明したことから、この 2 市だけで県の必要戸数を上回る状況となった。こうした状況を受けて、各市町村の希望戸数を把握した上で、必要戸数を再設定することとなった。

(必要戸数の試算方法)	
新たに住宅を必要とする世帯を 2 万世帯程度と想定	
このうち、応急仮設住宅以外の住宅への入居を以下のとおり想定	
・ 公営住宅等への入居	500～700 世帯程度
・ 自宅の改修	880～1,760 世帯程度 (宮古、大船渡、釜石の 8,800 世帯(潜在的避難者を含む)のうち 1～2 割)
・ 沿岸の民間借家へ	ほぼゼロ (沿岸は民間の空き家が既にある状況)
・ 内陸又は県外へ	300～500 世帯程度
計	1,680～2,960 世帯
公営 700、自宅改修 1,000、内陸等 300 として約 2,000 世帯	
約 2 万世帯のうち 2,000 世帯 (約 1 割) が別に住居を確保すると考えると、応急仮設住宅の必要数は、18,000 戸程度となる。	

なお、対外的な必要戸数見直しの理由は以下のとおりとした。

「震災以降、県において被災地の状況や市町村の意向を把握し、多くの方が地元での住宅の確保を望んでいることや、沿岸部には公営住宅等や民間賃貸住宅の空き住戸が少ないことなどを踏まえ、必要戸数を見直すこととした。」

(3) 配慮した点・苦慮した点

3/29 に保健福祉部と協議を実施。保健福祉部においては、日赤等から家電製品等の提供を受けるに際し、2 万戸程度になるものと想定していた。また、市町村の希望戸数を単純に積み上げた数字も 2 万戸近くに達した (市町村からの希望戸数は 3/28 時点で計 19,657 戸)。一方で、新たに住宅を必要とする世帯は 2 万世帯程度が見込まれるものの、仮設住宅以外の選択肢もあることから、(2) のとおり試算し、県全体における必要戸数は 18,000 戸に設定することとした。

なお、実際のところはこの時点でも 15,000 戸程度ではないかと思込んでいたが、2 回目の算定で少ない方に外れるのは避けたかったこと (阪神・淡路大震災では当初必要戸数を 3 万戸としていたが結局 48,300 戸の建設が必要となり、全ての応急仮設住宅建設には 7 か月もの期間を要してしまった)、市町村の希望戸数と大幅に乖離しない数字とすることが望まれたことから、必要戸数を 18,000 戸に設定することとした。

なお、3 月下旬から後述のとおりプレハブ建築協会以外の事業者への発注を視野に入れ始めていた。このため、必要戸数は 18,000 戸としたものの、プレハブ建築協会への建設申請戸数は 8,800 戸のまま据え置くこととした。

(4) 今後の課題

必要戸数の設定については、福祉部局とも十分調整したうえで設定することが必要である。

本震災では、当初の必要戸数が少なく、その後の見直し戸数が多くなったことにより、結果としてプレハブ建築協会への建設申請戸数を保留するという戦略を講じることができた。そもそも建設が必要となる戸数とプレハブ建築協会への建設申請戸数はイコールである必要はない。このことについて、慎重な判断が必要なものと考えられる。

4. 応急仮設住宅の建設促進

(1) 経緯

- 3/19 陸前高田市・第一中学校グラウンドと合わせて釜石市・昭和園グラウンドでも着工に至ったものの、プレハブ建築協会の準備不足で資材や人員の確保ができず
- 3/24～3/31 国土交通省が林野庁、経済産業省、環境省と共同で「住宅用建材に関する需給状況の緊急調査」を実施（住宅生産者や建材メーカー、建材商社、木材関連業者など約 1,600 社を対象）
- 4/1 国土交通省への緊急要望書を池口副大臣に手交「応急仮設住宅の建設促進『建設に係る住宅建設資材等を円滑に調達するための体制整備を行うこと』」

(2) 取り組んだ内容と結果

応急仮設住宅の建設が進まない状況を踏まえ、3月下旬にプレハブ建築協会から資材不足の状況について聞き取りを行った。

（聞き取り結果）

電気メーター、浄化槽、断熱材が不足しているほか、合板、ゴムパッキンも不足し、調達に苦慮しているなど、様々な住宅建設資材が不足。合板、ゴムパッキンは主要な供給元となる工場が被災。

合板 ・ ・最大手メーカー「セイホク」の石巻工場、大船渡プライウツドの工場などが被災
ゴムパッキン ・ ・藤倉ゴム工業(株) 原町工場などが被災。(福島第1原発から 23 km (一部の保安要員が出社し復旧作業を実施))

3/24 には国土交通省に、以下のとおり岩手県としての考えを伝えた。

「プレ協を待ってられない。プレ協以外の、地元の在来の大工、工務店を活用して仮設を建ててもらうことも考えるべきでないか。ローカルでも考えようと思っているが、中央でも考えてほしい。総動員で建てないと間に合わない。」

また、プレハブ建築協会と協議し、3/25 までに、当面の応急仮設住宅の建設について、当初から寒冷地仕様とすることは諦め、建設後に改修して寒冷地仕様とする方針とした。この状況については、3/25 に国土交通省へ伝達した。

「資材関係で、断熱材と2重サッシが手に入らないので当面、断熱材を使わず1重サッシで建てざるを得ない(あとで次の冬までに改修を検討)。なお、資材的に一番ネックになりそうなのが、浄化槽である。」

(3) 配慮した点・苦慮した点

プレハブ建築協会からは、阪神・淡路大震災のときとの違いとして、以下の点があるとした。

- ・近年の住宅着工戸数の落ち込みや景気低迷等により、資材の供給ラインが細くなっていること
- ・資材の在庫も絞っていること
- ・その上、ガソリン等の不足が生じるなど被災で物流が混乱しており、原材料の調達が円滑に行えるようになるまで時間がかかること
- ・広域で被害が生じており、被災している工場もあること

資材の供給は今後改善に向かうとしていたが、それでも2ヶ月で3万戸が最大のペースであり、4月上旬時点では被災地全体で7万戸程度の仮設住宅の建設が必要と見込まれ、供給量の不足がはっきりしていた。

このため、3月中にはプレハブ建築協会以外の者を建設事業者として公募選定する方針とし、4月に入って、本格的に準備作業を進めた。

(4) 今後の課題

資材の不足により、応急仮設住宅建設の立ち上がりが遅れたことはいかんともし難いが、一方でプレハブ建築協会以外の者を建設事業者として選定するきっかけともなった。大規模な災害においては、早い段階から、公募で建設事業者を選定するための作業を行うことが望まれる。

5. 住まいのホットラインの開設

(1) 経緯

4/1	ホットラインの設置（4/1 は 15:00～）、当初は7名体制（県プロパー1、土地開発公社からの応援1、建築住宅センターから派遣2、大阪府から住宅管理担当応援2） （電話回線5本設置）
4/20～	大阪府からの応援を3名から2名に変更、6名体制に
4/30～	住宅管理担当の応援が大阪府2名から川崎市2名に
5/1～	県職員（主査）を本課業務に配置し、5名体制に
6月上旬～	住宅管理担当応援2名のうち1名を本課の応援とし、4名体制に
6/26～	住宅管理担当応援の終了により、3名体制に
7/1～	土地開発公社からの応援終了により、2名体制に
7/21～	建築住宅センターからの派遣終了により、以降はプロパー職員で対応
8/5	住まいのホットラインの終了

(2) 取り組んだ内容と結果

被災者にとって避難所等からの移転できる住まいを確保することは、生活を再建していく上で基礎となるものであるため、どこからでも無料で相談できるフリーダイヤルを開設し、各種住宅等の情報を提供することとした。

「住まいのホットライン」概要			
（電話番号）	0120-882-606	（フリーダイヤル）	5回線
（相談受付時間）	9：00～18：00（土日祝日を含む毎日）		
（対象となる方）	東北地方太平洋沖地震及び津波により被災し住まいにお困りの方や、被災者のサポートを行っている方		
（相談をお受けする内容）	応急仮設住宅に関すること、県営住宅に関すること、自宅の再建に関すること、その他（市町村営住宅等に関する情報提供）		

上述の（相談をお受けする内容）の外、生活する上では資金が不可欠であると考え、「被災者生活再建支援制度」を中心とした情報を併せて提供した。

相談件数

4月	940件（1日平均31件）
5月	644件（1日平均20件）
6月	276件（1日平均9件）
7・8月	146件（1日平均4件）
	累計2,006件

(相談内容内訳 (2項目以上にわたる相談はそれぞれごとにカウント))

	住まいに関すること						住まい以外 のこと	合計	
	住まいの提供				自宅の 修繕・再建	その他			
	仮設住宅	県営住宅等	民間住宅	その他・全般					
被災者本人	170	257	443	155	246	161	110	1,542	67.9%
被災者の代理人	40	41	90	51	52	37	24	335	14.8%
その他・不明	21	21	133	34	21	112	51	393	17.3%
計	231	319	666	240	319	310	185	2,270	
	10.2%	14.1%	29.3%	10.6%	14.1%	13.7%	8.1%	100%	
県営住宅等・県営住宅、市町村営住宅、雇用促進住宅、県外公営住宅									

7月には応急仮設住宅の建設が進み、問い合わせが1日当たり数件となった。8月前半で岩手県の被災者向けの応急仮設住宅の全てが完成し、避難所の解消も近づいてきた。このため、住宅に関する問い合わせは通常業務で対応可能と判断し、8/5に住まいのホットラインを終了することとした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

- ア ワンストップサービスとして、住宅情報に止まらず可能な限りの関連情報を提供すること。
- イ 各種制度を広く浅く、かつ正しく理解し、決して誤った情報を提供しないこと。守備範囲を越える場合には調べてから回答するか、適切な部署を紹介すること。
- ウ 新しい制度等がないか常にアンテナを高くし、相談員同士で情報を交換するとともに、状況の変化に応じて回答方法を変更・統一すること。
- エ 相談者の話によく耳を傾け、相手の求めている情報は何かを的確に判断し、簡潔に回答すること。
- オ 被災者支援の窓口は市町村となる場合が多いが、同じ制度についての運用が市町村によって異なることがある。しかし、役場自体が大きな被害を受け、極めて多くの被災者を相手にしている中で状況を正確に確認するのが困難であったこと。

このほかに苦慮した点として、問い合わせ窓口を周知することより終了することについてのアナウンスが難しいことが挙げられる。十分な周知もなく受付時間を変更し、あるいは終了することは避けなければならない。このため、住まいのホットラインについては、1日の問い合わせ件数が数件程度となっても土日を含む問い合わせ対応を行う必要があり、最終的には避難所の解消に見通しがついてから、8/5に終了することとした。

(4) 今後の課題

被災者の声に適切に対応するため、住まいのみならず多様な事項に対応する利用しやすい相談窓口機能を確保する必要がある。問い合わせに対して、たらい回しとならないよう県庁内の各部署、県庁と出先機関、県と市町村の役割分担を明確にし、被災者に明示することが求められる。

6. 改修相談事業の開始

(1) 経緯

- 3/18 建築士会、建築士事務所協会への委託契約
- 3/31 事業開始の記者発表
- 4/5 宮古地区における集中的点検・相談実施
- 4/9 避難所へチラシ配付

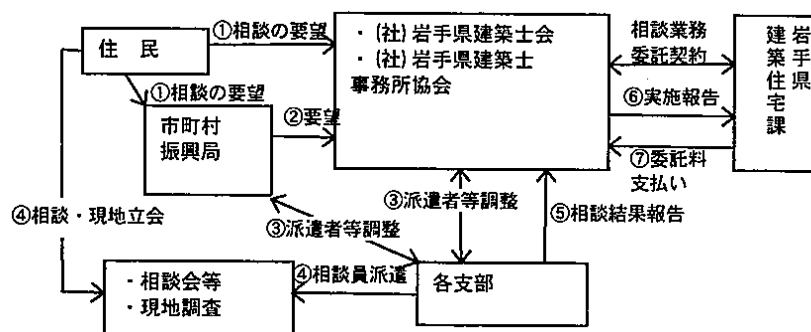
(2) 取り組んだ内容と結果

補正予算により措置された同事業について、建築技術者を会員とする(社)岩手県建築士会及び(社)

岩手県建築士事務所協会に委託することとした。実際の相談開始については、相談方法や事務手続き及び各会会員への周知等準備に時間を要し3月下旬となった。

「被災住宅の『点検・相談』窓口」のご案内
 (対象となる方) 東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した住宅の所有者等
 (受付窓口) (社)岩手県建築士会、(社)岩手県建築士事務所協会
 (相談員) 上記団体所属の建築士が被災住宅の点検相談を実施
 (費用) 無料(県が費用を負担)
 (相談受付時間) 9:00~18:00(土日祝日を除く)

改修相談事業のスキーム



(相談対応実績)

3月相談件数	60件
4月相談件数	1,680件
5月相談件数	534件
6月相談件数	121件

(3) 配慮した点・苦慮した点

- ・ニーズの予想、相談スキームの検討及び委託契約手続きを短期間で実施することに努めた。
- ・被災者への周知を図るため、記者発表するとともに、市町村、振興局等への周知、県及び受託者のホームページへの掲載、避難所へのチラシ配布等を実施した。
- ・被災住宅以外の建築物(店舗や病院)等の相談問い合わせも寄せられた。点検・相談事業の範疇を超えることから、別途建築士や建築士事務所へ相談するよう説明した。

(4) 今後の課題

事業開始後一ヶ月程度は相談件数が多く、相談員確保に苦慮する状況が見られた。このため相談票の整理や報告に時間を要し、進捗状況を適時に把握できない状況があったことから、相談票の簡素化や集計事務の業務分担等、進捗状況を適時に把握できる事業スキームの構築が望まれる。

7. 県のホームページの作成

(1) 経緯

3/28 被災者への住まいに関する情報を提供するため、県のホームページによる情報発信を開始。以降随時情報を更新。

(2) 取り組んだ内容と結果

ホームページが分かりやすいものとなるよう、項目を以下のとおり整理し、情報提供を行った。

- ① 応急仮設住宅 (建設の進捗状況、民間賃貸住宅の借り上げ)

- ② 応急危険度判定の状況
- ③ 県営住宅（一時入居者の募集、被害状況）
- ④ 市営住宅・雇用促進住宅
- ⑤ 住まいのホットライン
- ⑥ 住まいの改修・再建について（各種支援制度）

(3) 配慮した点・苦慮した点

- ・ 応急仮設住宅の場所について、グーグルマップを活用して建設場所をプロットしたことにより、被災者だけではなく事業主体である県も場所を共有でき、今後の支援活動にも役立つものとなった。
- ・ 応急仮設住宅の入居情報について情報収集体制が整わず、適切な情報提供の実施に苦慮した。

(4) 今後の課題

被災者等への情報提供の一環としてホームページを作成したが、自宅に引き続き居住できる被災者は閲覧できるものの、避難所で生活する被災者への伝達のための有力な手段とは言えない。

避難所で生活する被災者向けに携帯で閲覧できるホームページの作成を行うなどといった対応が必要なものと考えられる。

8. 国への要望（厚生労働省関係）

(1) 経緯

- 3/12 雇用促進住宅の取扱について（厚生労働省局長通知）
被災者への提供期限は「原則、平成 23 年 9 月末日とすること」
- 3/19 災害救助法の弾力運用について（厚生労働省課長通知）
「応急仮設住宅の着工期間については災害発生の日から 20 日以内とされているが、この期間を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えない」
- 3/28 岩手日報「被災者無料入居なぜ半年 国の雇用促進住宅」の記事（1 面）
- 3/29 雇用促進住宅の取扱の一部改正について（厚生労働省局長通知）
「原則、平成 23 年 9 月末日までとする。」に「ただし、被災者が希望すれば、6 か月ごとに最長 2 年（平成 25 年 3 月末日）まで更新可能とする。」を加える。
- 4/15 東日本大震災に係る応急仮設住宅について（厚生労働省課長通知）
「短期的に所要の応急仮設住宅の用地確保が困難な場合には、土地の借料についても、個別の状況に応じて、通常の借料の範囲内で災害救助法の対象となる」
- 5/6 災害救助法の弾力運用について<その 7>（厚生労働省課長通知）
「公有地、民有地（有償・無償ともに）の別に関わらず、必要・合理的な範囲内で、造成費（権利調査、測量、造成設計、盛り土、切り土）及び用地の原状回復費については、災害救助法の国庫補助の対象となる」
- 6/21 東日本大震災に係る応急仮設住宅について<その 3>（厚生労働省課長通知）
「敷地内通路を砂利敷きから簡易舗装化する場合についても相当な経費が国庫負担の対象となる」
「断熱材の追加や二重ガラス化、利用者の希望に応じた畳や建具の後付け、日よけ、強風地域での風除室の設置等、追加的に対応した場合に必要な相当な経費の増加額についても国庫負担の対象となる」

(2) 取り組んだ内容と結果

応急仮設住宅の供与は災害救助法に基づく取組であり、どこまでが国庫補助の対象となるかは、法律を所管する厚生労働省の判断に委ねられた。岩手県においては、寒冷地仕様への対応が必要なこと、

公有地が不足していることなど、地域の実情に応じた運用を保健福祉部や国土交通省を通じて働きかけた。また、雇用促進住宅については、6か月という入居期間は中途半端であり、2年に延長するか、その後の応急仮設住宅への入居を認める措置が必要と考えられ、保健福祉部を通じて厚生労働省に働きかけた。

結果として、雇用促進住宅については2年までの入居が認められることとなり、応急仮設住宅については、土地の借料、造成費等が国庫補助対象となり、断熱工事等の追加工事についても補助対象となることが通知において明記された。

(3) 配慮した点・苦慮した点

厚生労働省へ直接働きかけることは越権行為となるため、保健福祉部や国土交通省に実情をしっかりと説明し、働きかけてもらうこととした。

一方で、直接の働きかけでないため、結果が出るまでに時間がかかった。

(4) 今後の課題

国庫補助対象については、相当認めていただいたが、「集会所における浴室の設置」、「応急仮設住宅団地における環境整備（ベンチ、プランター、遊具等の設置）」は、現在のところ補助対象として認められていない。

応急仮設住宅団地における環境整備は県において、補正予算（6/8 成立）で実施することとし、国庫補助の対象とすることを引き続き求めていくこととしている。また、集会所における浴室設置は、高齢者向けサポート施設等の整備費で対応する方向で調整している。

9. 組織対応

(1) 経緯

3/11 被災前に 4/1 の人事の内示発表

3/17 岩手県は 4/1 人事を予定通り行う旨記者発表

4/1 人事異動（沿岸出先機関においては 5/1 まで保留）

(2) 取り組んだ内容と結果

4/1 に人事が予定通り行われるとのことで、異動予定であった住宅管理の主任主査の異動保留（～4/30）、住宅企画の主任主査の異動後の業務支援（実質残留）、建築住宅課に着任する2名の職員の営繕への配置を実施した。

(3) 配慮した点・苦慮した点

建築職の人数に限りがあるなか、各業務に支障がない範囲で、建築住宅課特に営繕の体制を増強することのできるよう調整を行い、営繕担当を2名増強することができた。

(4) 今後の課題

本震災では、被災が人事異動時期と重なったことにより、異動時期と合わせて人員増強を行うことができた。異動時期でない場合には、緊急的な人員増強を人事部局に働きかけていくことが必要になるものと思われる。

被災から1か月まで（～4/11）

<概況>

- 4/5 職場の24時間体制の解除
- 4/6 「仮設用地6千戸分確保」（岩手日報）
- 4/6～ 住田町において、仮設住宅の入居者募集開始
- 4/7 「仮設住宅の建設進まず、着工予定2,500戸どまり」（岩手日報）
- 4/7 大規模な余震
- 4/7 陸前高田市第一中学校グラウンドの仮設住宅へ家電製品等の納品（日赤からの寄贈）
- 4/8 「全仮設住宅完成9月めど、県方針、県内建設事業者公募へ」（岩手日報）
- 4/9 陸前高田市第一中学校グラウンドの仮設住宅へ入居開始
- 4/10～ 大船渡市が被災地での建築行為の自粛を市民に要請
- 4/11時点 市町村営住宅・雇用促進住宅入居決定約400世帯

<国の動向>

- 4/4 「仮設住宅資材不足・早期整備に懸念」（毎日）
- 4/5 大畠大臣から樋口住宅生産団体連合会会長に追加3万戸程度の供給を発言
- 4/6 「断熱材大手、供給を拡大、仮設住宅向け緊急輸入」（日経）
- 4/9 「仮設住宅まず7万戸、政権方針」（朝日）
- 4/10 「仮設住宅5000億円、1次補正予算骨格」（読売）

応急仮設住宅：着工2,500戸 完成36戸(4/11)

1. 余震に伴う被災建築物応急危険度判定

(1) 経緯

- 4/7 23:32頃 大規模な余震発生
震源・地震規模：牡鹿半島沖40km、深さ66km、マグニチュード7.4
最大震度：一関市等で震度6弱
- 4/8～ 奥州市において、応急危険度判定を実施
奥州市から県に対し、判定士派遣要請の連絡
- 4/9～ 県から奥州市に職員を判定士として派遣し、応急危険度判定を実施
(その後、一関市からも要請があり、判定士を派遣)

(2) 取り組んだ内容と結果

4月7日余震直後、各振興局及び土木センター建築指導担当者へ建築物の被害状況、管轄市町村との連絡及び判定士派遣の必要性について報告の指示をした。

報告により内陸部で一部建築物被害があり。一関市及び奥州市では被災建築物応急危険度判定を行う旨を宣言し実施本部を設置。両市の実施本部より判定士派遣要請の連絡があり、県は派遣支援本部を設置し、支援体制・準備を整え判定士を派遣した。

<派遣状況>

- 奥州市 4/9～4/10 12名（うち民間判定士0名）
- 一関市 4/11～4/13 28名（うち民間判定士14名）

<被災建築物応急危険度判定の結果（4/7 余震分）>

市町村名	期間	危険 【赤】	要注意 【黄】	調査済 【緑】	件数計	延べ班 【チーム】	延べ 人数	民間判 定士数
奥州市	4/8-4/11	44	93	146	283	20	41	0
一関市	4/11-4/28	79	196	208	483	46	92	14

<被災建築物応急危険度判定の結果（3/11 本震と 4/7 余震の合計）>

市町村名	期間	危険 【赤】	要注意 【黄】	調査済 【緑】	件数計	延べ班 【チーム】	延べ 人数	民間判 定士数
奥州市		44	93	146	283	20	41	0
一関市		113	336	307	756	81	166	14
北上市		11	16	6	33	14	16	0
合計		168	445	459	1072	115	223	14

(3) 配慮した点・苦慮した点

国土交通省住宅局建築指導課及び全国被災建築物応急危険度判定士協議会広域支援本部と連絡を取りながら、現地の被害状況等情報収集を行った。また、支援本部を設置し支援体制、支援準備を整え市町村の判定士派遣要請に速やかに対応することに努めた。

一方で、制度の理解不足により、判定実施の判断、実施本部の設置、判定士の招集、判定対象区域・期間の設定及び判定結果の表示など判断対応に遅れが生じた。

(4) 今後の課題

市町村担当者に対して、判定制度必携に基づく被災建築物応急危険度判定制度の周知徹底が必要と思われる。（例、震前対策「準備」から震後対策「業務手順」、民間判定士等補償制度等について）

2. 県営住宅の入居者の決定（沿岸部第1次募集）

(1) 経緯

- 3/28～4/5 申込書の配布・受付（各避難所、広域振興局・土木センター、建築住宅センターで受付）
- 4/5～ 入居申請書の回収（349世帯からの応募）
- 4/13 沿岸部44戸の一時入居者の決定について記者発表
あわせて沿岸部の28戸を追加募集を開始（～4/21）

(2) 取り組んだ内容と結果

優先区分1該当者だけで153世帯からの申込があり、提供戸数を上回ったため、その中から入居予定者を抽選により決定した。

（応募世帯数）349世帯

優先区分1 153世帯 優先区分2 121世帯 その他 75世帯

その後、高層階の住戸を中心に辞退が生じたため、優先区分2該当者の順位を決定し、入居者を追加決定した。

(3) 配慮した点・苦慮した点

(配慮した点)

- ア 入居者の選定に当たっては、階数の希望を踏まえ、入居する住戸の決定を行った。
- イ 追加募集では、既に第一次募集で応募した被災者は、改めて応募しなくとも入居者選定の対象に含めることとした。

(苦慮した点)

- ア 入居決定の連絡及び入居意思確認を電話により行ったが、電話の不通や電話に出ないなどの理由で連絡困難な申込者や、入居意思の連絡をなかなかしない申込者があり、入居決定作業が進まなかった。
- イ 入居が決定しても、建物が高層階であること、希望の地区でないこと、駐車場が整備されていないこと、インフラが復旧していないこと等を理由とした辞退が続出し、一部の団地において入居者が確定できなかった。(なお、民間賃貸住宅の借上げ制度が開始されて以降、民賃へのシフトが進み辞退者が一層増加した)。
- ウ 入居者に対しては、仮設住宅と同様に、日本赤十字社からの家電6点セットやNPOからの生活物資が支給されることとされているが、支給側の体制や準備が整っておらず、入居後もしばらく支給のない状態が続いた。建築住宅課では支給予定等を把握できないが、入居者から頻繁に物品の督促を受けることが多く、対応に苦慮した。

(4) 今後の課題

- ア 既存住宅の空き住戸を活用した結果、エレベーターのない高層階の住戸など、優先区分該当者の利用に適さない住戸が多く、多数の辞退があった。高層階は子育て世帯を優先する等、優先区分や適切な認定が必要と思われる。
- イ 大船渡市及び陸前高田市内で提供可能な住戸が極めて少ないため、戸数の多い釜石市内の住戸を組み合わせ一地区とし、倍率の低減を図った。しかし、出身地を離れたくない被災者が多く、釜石市内の住戸に当選しても辞退する例が多かった。募集はできれば生活圏ごとに行うことが望ましい。

3. 応急仮設住宅（建設本格化に向けての調整）

(1) 経緯

- 3/30 釜石市・上中島多目的グラウンドで着工（新日鉄の所有地、民有地活用第1号）
- 4/7 岩手日報に「県内の仮設住宅建設進まず 資材や用地確保難しく」との記事が1面で掲載
- 4/7 被災者向けの住宅対策について記者発表
 - ・岩手県におけるすべての応急仮設住宅の完成・入居について、災害から半年以内（～9/11）に終わることを目標とする
 - ・4/15までに新たに1,200戸を着工し、計3,700戸着工とする
 - ・岩手県内の被災市町村における用地について、約12,000戸は確保済
 - ・今後も概ね1週間に1度、着工が確定した団地を公表する
- 4/8 釜石市及び大槌町で民有地における応急仮設住宅着工（以降民有地活用が本格化）

(2) 取り組んだ内容と結果

3月下旬以降、用地の確保についてペースを上げるべく、当面の目標を以下のとおり設定した。「用地を毎週2,000戸分確保して建設申請を行い、4月～5月で概ね15,000戸に到達させること」県と被災市町村とで、応急仮設住宅の建設については、概ね以下のとおりの役割分担とした。

項目	役割分担		備考
	県	市町村	
建設用地の選定・確保	△	○	原則として市町村が用地を選定確保し、県は協力した。
供与戸数の決定	○	△	県において、市町村の希望戸数も踏まえ、全体の必要戸数を設定。
建設工事	○	(○)	県がプレハブ建築協会等に着工を要請し、工事を管理（一部工事においては、市町が独自に建設工事を実施）
入居事務		○	県が示した入居基準に基づき、市町村が募集、入居決定、契約、鍵渡しを実施
維持管理		○	県からの委託契約に基づき、市町村が維持管理。ただし、住宅の不具合等の問い合わせ対応については、県が建築住宅センターに業務委託。

応急仮設住宅の建設は県事業であるが、用地については地元の状況を知り尽くしている市町村が進める方が迅速に確保することが可能であり、用地交渉も含め市町村に協力いただくこととした。被災市町村は、死亡や行方不明で人口減少しており、さらに用地不足によって人口減少を招くようなことはなんとしても避けたいと考えていた。このため、用地確保については市町村の全面的な協力体制を構築することができた。特に民有地の確保については、市町村の絶大な調整能力が発揮された。

体制については、当面は平日の1日で営繕の2チーム（1チームは建築2電気1機械1の4～5名で編成）が現地調査を行うペースとし、さらに体制が整った段階で1日3チームが現地調査を行うペースにしていくこととした。また、遠野のURを中心とした部隊は、着工確定後の縄張り確認や中間・完成検査の対応を行うこととした（8.の組織対応で詳述）。

目標達成のために、用地の確保及びプレハブ建築協会への発注を毎週行うこととし、月～金は現地調査、土日で団地を決定し、翌週の月曜に記者発表をするとともにプレハブ建築協会に発注する流れとした。

用地確保の体制が整い、資材供給の改善も見込まれていたことから、4/7に被災者向けの住宅対策について、「完成・入居を、災害から半年以内（～9/11）に終わることを目標とする」ことなどを記者発表した。「半年以内」については、国土交通省において被災から2か月で3万戸、その後の3か月で3万戸を供給目標として設定しており、岩手県における18,000戸は概ね5か月で建設することが可能と考えられることを踏まえ、入居までの期間も考慮して設定した。

(3) 配慮した点・苦慮した点

災害救助法の運用に関する厚生労働省の指針では、「応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること」とされていたが、これだけの大震災では、「原則」は意味をなさないものと考え、初期のころから民有地を含めたリストアップを進めた。また、当初は土地の借料や造成費は含まれないものとされていたため、借り上げを行う場合は無償か市町村の負担、造成費は市町村の負担によるものと考えていた。市町村は人口を確保する観点から費用がかかったとしても対応するであろうと考えた。

結果として、4/15には土地の借料が、5/6には造成費及び原状回復費が災害救助法の国庫補助の対象となる旨、厚生労働省から通知が発出され、市町村の負担が大幅に軽減されることとなった。また、通知の発出により、県において市町村から造成前の用地を引き受け、応急仮設住宅の建設事業者が造成を行うことも可能となった。

4/7頃までには、営繕の体制が整い、プレハブ建築協会への発注を毎週2,000戸ペースとすることの見通しが立ちつつあった。一方で、岩手日報の1面に「仮設住宅の建設進まず」の見出しが躍った

ことから、被災者の不安を和らげるためにも、早急に建設促進策を打ち出す必要があった。4/7、記事が載った日の午後に、それまで温めていた「半年以内」という目標設定等の対策について記者発表することとした。

(4) 今後の課題

災害救助法の指針では、「応急仮設住宅の建設用地は公有地を原則とする」と記載されているが、極めて大規模な災害においては、その原則を守ることは困難である。一方で民有地を含めた建設候補地のリストアップは、地元の状況に精通した市町村職員の能力や、市町村幹部の交渉能力等が極めて重要な役割を果たす。県と市町村とで適切な役割分担をし、用地確保を迅速に進めていくことが重要である。

4. 応急仮設住宅（プレハブ建築協会との協議）

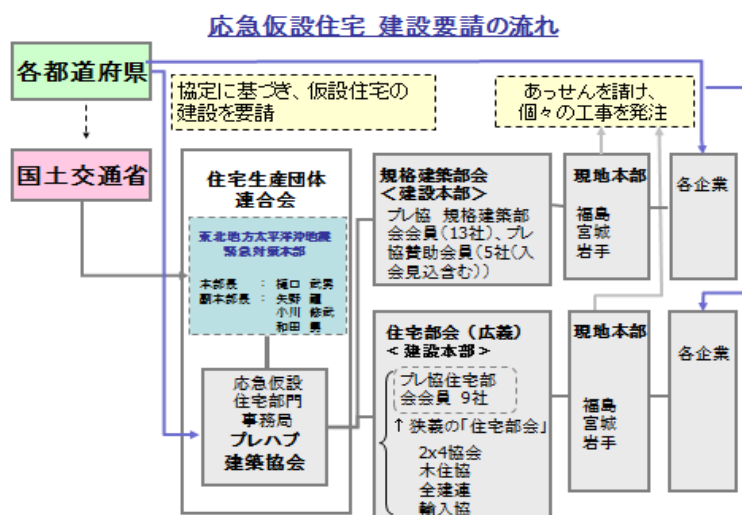
(1) 経緯

- 3/14 プレハブ建築協会担当業者(大和ハウス岩手支店・大和リース盛岡営業所) と協議
・地元の雇用についての配慮を依頼
- 3/17 応急仮設住宅の設置に要する経費等について債務負担行為を設定〔400.0 億円〕(専決処分)
- 3/18 当面2ヶ月で3万戸のうち、2万戸を規格建築部会メンバーが、1万戸を住宅部会メンバーが供給する旨国土交通省から連絡
- 3/24 岩手県建設資材連合会から知事あて「復旧建設資材の地元調達について」要請
- 4/7 知事名でプレハブ建築協会に「県内建設業者への優先発注と県産資材の活用について」要請
- 4/13 「復興建設資材連絡会議」開催(岩手県、プレハブ建築協会、県建設資材連合会及び会員企業)。地元からの建設資材調達について確認
- 4/15～ プレハブ建築協会住宅部会の仮設住宅が着工
- 4/27 臨時議会に「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例」を提案、即日可決成立

(2) 取り組んだ内容と結果

① 仕様に関する協議

プレハブ建築協会は規格建築部会（プレハブリース系会社で構成）と住宅部会（ハウスメーカー系会社で構成）に分かれており、初期は、専ら初動対応の可能な規格建築部会による建設が行われた。



規格建築部会の住宅は、断熱性に難があることがこれまでの事例からも指摘されていた。岩手県は寒冷地であることから、岩手・宮城内陸地震で設置したレベルの断熱性の確保を求めたが、建設当初は断熱材など様々な資材が不足しており、断熱性の確保を無理に求めると、その分建設のペースが落ちかねない状況であった。また、プレハブ建築協会では、当面東北の被災3県が同一の仕様で建設することを強く求めている。

このため、断熱材の追加及び窓の二重サッシについては、後追いで行うことも可能なことから、追加工事で実施するという事で協議が整った。

②リースと買取

プレハブ建築協会から、通常はリース契約で建設を行っているが、全国で10,000戸を超える場合については、業界としての処理能力を超えることから、買取契約としてもらいたいとの協議があった（岩手県分については約3,300戸を超える分について買取）。

このため、リースと買収の損得について、整理を行った。

○買取方式のメリット

- ・2年間のリース契約と買取の場合の金額はほぼ同じであるが、リース契約の場合、2年を超えて居住を希望する被災者のためにリースを続ける場合には、新たに費用負担が発生する。
- ・将来的に市町村等へ譲渡することが可能となるほか、移設や改造ができるなど、自由に活用することができる。

○買取方式のデメリット

- ・火災保険料、解体費用、2年間の維持管理費が全戸数分発生する。
- ・処分する場合に、費用負担が発生する。

買取方式についても、リース契約にはないメリットがあることから、プレハブ建築協会の協議を受け入れることとした。

③地元からの雇用と建設資材調達

応急仮設住宅の建設事業は県内だけでも1,000億円近い事業規模であり、この事業に地元の建設業者がどれだけ関わり、どれだけ地元の雇用が行われるかは、地域経済の活性化にも大きく関係することとなる。

このため、被災当初からプレハブ建築協会やその会員企業に地元の雇用や地元資材の調達等について協力を求めているが、県の方針を示すため、知事名で文書を発出するとともに、岩手県、プレハブ建築協会、県建設資材連合会及び会員企業による連絡会議において、県内建設業者への優先発注と県産資材の活用をプレハブ建築協会に強く求めることとした。

4/26時点の岩手県における地元作業員の比率は50.3%となっており、岩手県現地本部には、一定の配慮をいただいた。

④住宅部会の着工

3月以降しばらくは初動対応の可能なプレハブ建築協会規格建築部会に発注を行っていたが、4月に入りプレハブ建築協会住宅部会の生産体制も整い、同部会への発注を開始した。規格建築部会と住宅部会とで供給能力はおおむね2:1の割合であるので、住宅部会の建設開始後は、最終的にその比率となるように団地の配分の調整を行った。

プレハブ建築協会住宅部会はハウスメーカー系の会社が建設を行うため、プレハブリース系のものより一般的な住宅に近く、造りがしっかりしている。鉄骨がむき出しになるようなことはなく、断熱性も十分確保される。ただし、2DKしか供給できない。このため、おおむね以下の方針で建設地を決定することとした

避難所の近く（主に校庭など）・・・規格建築部会（多様な世帯規模に対応）

避難所から遠く（主に民有地）・・・住宅部会（2人世帯向け）

(3) 配慮した点・苦慮した点

①追加工事

追加工事については、被災者が入居した後の工事となるため、転居や生活上の支障が生じることのないよう外断熱工事を採用することにした。また、詳細に協議を進めた結果、風除室及び玄関への網戸の設置も合わせて行うこととした（追加工事は7月から実施した）。

②リースと買取

リース契約については財産の取得に当たらないため、議会の議決は要しないが、買取契約で一定以上の額となる場合には、議会の議決が必要となる（岩手県の場合 7,000 万円以上）。購入額を1棟ごと（6戸で約 3,000 万円程度）として取り扱うことも考えられたが、管財課等と協議し、買取については議会の議決に付すことを要しないことについて、条例改正を行うこととした。

③地元からの雇用と建設資材調達

応急仮設住宅の建設工事は、通常の公共工事のような請負契約ではなく、建設後にリース又は買取の契約を行う仕組みであり、建設の段階では民間企業が自ら実施している工事ということになる。

このため、下請けや資材の調達に関するコントロールについて、県は「指導を行う」という関係ではないが、被災している地元の雇用や資材の調達は地域経済活性化の観点から重要であることから、プレハブ建築協会に対する要請を行うことで調整を図った。

④住宅部会の着工

住宅部会は2DKのみしか供給ができないが、規格建築部会3K、1Kと同じ団地で混在させた場合、仕様が明らかに異なり、特に狭い1Kの居住者から苦情が出ることが予想された。また、建設工事を効率的に進めていく上でも、1団地1業者を原則とする必要があった。

このため、住宅部会の団地は2DKの提供のみと割り切り、3K、1DKの需要には周辺の規格建築部会の団地で対応する方針を市町村に伝えることとした。

(4) 今後の課題

資材不足のため、追加工事を行うことはやむを得ない判断であったが、規格建築部会の住宅の断熱性の確保は今後とも検討が必要な課題である。岩手県においては、外断熱工事を実施することとしたが、少なくとも鉄骨に内側から断熱材を張り付ける程度の結露等の対策は必要と考えられる。

大量供給が必要になった結果、規格建築部会のリース、買取、住宅部会の買取と、3通りの住宅が建てられることとなったが、維持管理や団地の集約を行っていく上では、契約形態も踏まえて対応していくことが必要になる。

5. 応急仮設住宅（公募による建設事業者選定の検討）

(1) 経緯

3/24～ 住宅の建設速度を上げるため、プレハブ建築協会以外の事業者に対する発注方法を模索

3/26 「輸入仮設住宅を活用へ、国交省が方針」（読売）

4/6～8 被災3県から一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会会長あて「応急仮設住宅の供給事業者の公募について（依頼）」文書発出

（国土交通省関係団体への輸入住宅を含む供給事業者の公募要請）

4/7 岩手県における建設事業者の公募について概要を記者発表

(2) 取り組んだ内容と結果

プレハブ建築協会による応急仮設住宅の建設がなかなか進まないことから、プレハブ建築協会以外の事業者も応急仮設住宅の建設事業者として加えることについて、3月下旬から検討を始めた。被災

地における雇用情勢の改善や経済活性化に資すること、メンテナンスを含めた対応を求めることから、県内に営業所のある建設事業者に発注することとした。

国土交通省においては、輸入資材を用いた住宅の公募を行う検討が進められていたことから、国土交通省の公募スケジュールにもらみ、岩手県では、輸入資材を用いた住宅についても県内の建設事業者とタイアップしてもらうことにより、応募できるような仕組みとする方向で検討を進めた。

岩手県の応急仮設住宅の建設事業者公募（概要）

（公募主体）	岩手県
（公募時期）	4月中旬～5月上旬を予定
（事業者の要件）	岩手県内に営業所のある事業者（予定）
（事業者の選定）	5月中旬頃を予定
（選定方法）	建築住宅課において、応募事業者の審査と評価を実施し、各団地における実施事業者を選定
（完成時期）	6月末までを予定

(3) 配慮した点・苦慮した点

- ・ 地元経済への配慮及び将来のメンテナンスを考え要件を「県内に営業所のある事業者」とした。
- ・ 2週間程度の応募期間を確保するとともに完成時期までは概ね1か月半と、多少余裕を持った設定とした。
- ・ 国土交通省で輸入住宅事業者の公募を行うこととしていたため、その内容を見極めた上で岩手県の公募を行うこととした。
- ・ その結果、岩手県の公募開始は4/18となった。公募概要の記者発表から10日余りかかったため、その間問い合わせ等の対応に追われた。

(4) 今後の課題

大規模な災害で、応急仮設住宅の建設が進まない場合、県内事業者の活用は有力な手段となる。応急仮設住宅の建設事業者の公募は、事前に全く検討を行っていなかったことから、その調整に予想外に時間を要したが、災害規模に応じた調達方法について、平時から検討しておくことが望ましい。

岩手県においては、国土交通省の公募の状況や用地確保が順調にいくかを見極めながら4月中旬に公募を開始することとしたが、用地の確保さえできていれば、被災後速やかに公募を実施してもよいのではないかと考えられる。

6. 住まいのかわら版の発行

(1) 経緯

- 4/8 住まいのかわら版第1号発行。以降、概ね週1回のペースで発行。
- 6/15 第10号を発行。

(2) 取り組んだ内容と結果

被災者からの問い合わせ窓口として「住まいのホットライン」を開設したが、被災者へ県の側から情報を伝達する手段については、マスコミ報道程度に限られていた。このため、被災者へ直接応急仮設住宅の進捗状況等を伝達する方法として、避難所へ掲示する「かわら版」を発行することとした。

（掲載内容について）

- ・ 応急仮設住宅の建設状況を中心に内装や設備、グループホーム型や高齢者等拠点施設の整備などについて掲載。

- ・ 県営住宅の募集、相談窓口の設置、民間賃貸住宅への入居、応急修理制度等の住宅再建に関する情報を掲載。

(3) 配慮した点・苦慮した点

被災後 1 か月が経過し、状況がだいぶ落ち着き、災害対策本部から市町村を経由して避難所へ掲示するというルートが確保できたが、避難所は狭く、掲示物を貼るスペースがあまりない様子であった。

(掲載内容について)

- ・ 被災者から応急仮設住宅の建設状況に係る情報が求められていたことから、当該情報を必ず掲載した。
- ・ 建物は完成しても水道等の引きこみなどから入居が遅れる場合があり、掲載した完成時期と入居時期とのギャップが生じ、複数の問い合わせがあった。(問い合わせ後、入居準備工事のため、完成予定日から入居日が遅くなる場合がある旨表記。)

(4) 今後の課題

被災者への情報伝達は極めて難しい課題である。かわら版発行のほか、定期的な記者発表、ホームページへの掲載、市町村への情報提供など、様々な手段で必要な情報を発信していく必要がある。

7. 建築制限の取り扱い

(1) 経緯

- 4/7 宮城県が建築基準法第 84 条の区域を指定することを発表
当初指定期間は 4 月 8 日～11 日、その後、5 月 11 日まで延長
宮城県指定：気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町の一部
石巻市が指定：石巻市の一部
- 4/8 都市計画課において、建築制限に関する考え方を整理
知事への業務報告
- 4/19 都市計画課において、沿岸市町村に対して建築制限に関する考え方を説明
- 4/19 「危険区域の建築制限 県、12 市町村に条例制定の方針」(岩手日報)

(2) 取り組んだ内容と結果

建築基準法第 84 条による被災地の建築制限は「市街地に災害があった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるとき」特定行政庁が区域を指定して行うものとしている。

本震災においては、被災の規模が極めて大きく、また被災市町村においては避難所の対応や仮設住宅の候補地探し等に奔走しており、1 か月では都市計画や土地区画整理事業の必要性を見極められる状況ではなかった。

このため、4 月上旬の段階では、建築基準法第 84 条による区域指定は困難なものと判断した。

一方で、被災前に比べて危険性が著しく高まっている地域は現に存在していることから、建築制限の手法として、災害危険区域(建築基準法第 39 条)又は被災市街地復興推進地域(被災市街地復興特別措置法)の制度内容について被災市町村に説明を行い、区域指定の検討を要請することとした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

建築基準法第 84 条の区域指定は「都市計画又は土地区画整理事業」が前提となることから、同制度を所管する都市計画課に検討を委ねることとした。

このほかの建築制限の手法を含め整理を行い、建築制限に関する基本的な考え方について、知事まで説明を行った。

建築制限は、私権を強く制限するものであり被災地のまちづくりにも大きな影響があることから、地域のまちづくりの主体である市町村が検討を行うことが適切であると考え、県は指定検討に対する技術的な支援を行うこととした。

(4) 今後の課題

阪神・淡路大震災においては、建築基準法第 84 条の区域指定が行われたが、都市計画決定を行う主体は兵庫県又は神戸市という大きな自治体で、被災後の速やかな対応が可能であった。

そのような下地がないなかで、人口規模も小さい市町村が、被災後の混乱のなか、都市計画決定を 2 か月で行うことは現実的には困難である。

本震災においては、宮城県からの要望に対応して、建築基準法の特例法が設けられることとなったが、大規模災害における制限期間について、慎重に検討することが必要なものと考えられる。

8. 組織対応

(1) 経緯

4/1～ 国体推進課へ着任となった技師を沿岸広域振興局（釜石）へ業務支援

建設技術振興課へ着任となった技師を沿岸広域振興局（大船渡）へ業務支援

4/7～ UR の応援部隊 5 名のうち 4 名を遠野に配置（営繕業務（主に現場確認））

4/7～ 4/1 に国体推進課へ着任となった主任主査を遠野に配置（営繕業務（主に現場確認））

4/14～ UR からの応援部隊が計 9 名となり、うち 8 名を遠野に配置

(2) 取り組んだ内容と結果

被災により 2016 年に予定される国体の開催に向け業務を行うことが、人員及び予算上困難となった。このため、国体推進課に着任した建築職 2 名について応援対応を依頼することが可能となった。また、建設技術振興課の協力により、建築職 1 名の応援対応が可能となった。

UR から応援部隊については、現場確認を中心に業務を行ってもらうこととしており、より現地に近い場所に配置させることが望まれた。このため、UR（当初 4 名、後に 8 名）及び県建築職 1 名を遠野に配置することとした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

遠野は沿岸へのアクセスがよく、現場確認部隊の配置先として適切であったが、UR 職員の宿泊先及び県職員の居住先の確保に苦慮した（遠野の宿泊施設はマスコミ等で既にほとんど全て埋まっていた）。また、沿岸広域振興局への業務支援となる職員の釜石市内での居住先の確保は 4 月上旬の時点では絶望的であった。遠野土木センター勤務の主査に連絡し、宿泊先や居住先の確保について、対応に当たってもらった。

大船渡における居住先の確保も極めて困難であるなか、大船渡に居住先の確保が可能な職員を応援対応職員として送り込むことができた。

(4) 今後の課題

被災地及びその周辺では、宿泊先及び居住先の確保が大きな課題となる。必要に応じ不動産関係団体や旅行業者とも連絡をとって情報収集に努めていく必要がある。

被災から1か月半まで（～4/26）

<概況>

- 4/14 岩手県議会議員連絡本部会議開催
- 4/15 「仮設住宅完成『遅すぎる』県議会の震災会議、県の9月方針批判」（岩手日報）
- 4/15～ プレハブ建築協会住宅部会の着工開始
- 4/17 「仮設住宅建設加速へ、県、週2,000戸に倍増、全戸完成7月末目指す」（岩手日報）
- 4/17 「県建築制限条例要請へ沿岸市町村に」（読売）
- 4/20 「仮設住宅の応募、予想下回る1,608件、大船渡市、計画見直しへ」（朝日）
- 4/22 「自力入居も家賃無料、県、仮設と同じ条件」（岩手日報）
- 4/22 「高齢者支援へ仮設に集会所、岩手県方針」（朝日）
- 4/25～ 県の新たな組織として復興局を設置

<国の動向>

- 4/15 厚生労働省「土地の借料も災害救助法の対象となる」旨通知
- 4/16 大島国土交通大臣来県「用地を確保していただければ、資材は対応する。」
- 4/18 大島国土交通大臣が参院予算委員会で当面3万戸分の応急仮設住宅について、「私の責任として5月末までに完成させる」と建設期限について答弁
- 4/19 「仮設住宅地に介護拠点、9県100か所、厚労省方針」（読売）
- 4/21 大島国土交通大臣から要請文書「4月末までに各県数千戸単位で発注を上積みせよ」
- 4/26 菅首相が衆議院予算委員会で「遅くともお盆の頃までには希望者全員が入ってもらえるよう全力を挙げて努力したい」と入居期限について答弁

応急仮設住宅：着工 5,932戸 完成 455戸(4/26)

1. 県営住宅（沿岸部第2次募集及び内陸部一時利用者募集）

(1) 経緯

①沿岸部第2次募集（28戸）

- 4/13 沿岸部第1次募集44戸の一時入居者の決定について記者発表
あわせて沿岸部の28戸の第2次募集を開始（～4/21）
- 4/22～ 入居申請書の回収（58世帯からの応募）
- 4/27 一時入居者を決定

②内陸部一時利用者募集（150戸）

- 4/22 内陸部一時利用者の募集を開始（～5/2）
- 5/3～ 一時利用申請書の回収
応募が募集戸数を下回ったため、応募者については順次入居

(2) 取り組んだ内容と結果

①沿岸部第2次募集

第1次で募集した沿岸部44戸に続き、改修の目処がたった沿岸部28戸について、募集をかけた。抽選を実施し、階数の希望を踏まえ入居者を決定した。

（応募世帯数）58世帯

優先区分1 24世帯、優先区分2 29世帯、その他 5世帯
（第一次募集の落選者27世帯を含む）

②内陸部一時利用者募集

内陸部の空き住戸は戸数が多く、なかには老朽化した住宅も含まれていたことから、当面活用可能な150戸について改修を行い、一時利用者の募集を行うこととした。改修については沿岸部と同様にエアコン等の設備を整えることとした。

募集要件は以下のとおり。

(利用期間) 6か月以内で、応急仮設住宅への入居が決定するまでの間、または自宅等の修理が完了するまでの間

(優先区分) なし、被災者であれば入居可(2人以上の世帯)

(使用料) 免除(ただし、応急仮設住宅への転居費用は自己負担)

また、将来応急仮設住宅の建設が進んだ際に沿岸の被災地に戻ることもできるように、住宅への入居ではなく避難所としての利用という扱いとして、6か月以内の一時利用者を募集した。6か月という期間は、以下のことを踏まえて決定した。

ア. 雇用促進住宅の一時的な提供の扱いが当初9月末日までであったこと

イ. 「公営住宅等を避難所として利用している被災者の方が、その後、応急仮設住宅に入居することも可能」という見解が示されたこと(3/25厚生労働省課長通知)

ウ. 応急仮設住宅が完成するまでは概ね6か月かかると見込まれたこと

応募は募集戸数をかなり下回る結果となった。

(応募世帯数) 23世帯、(決定世帯数) 17世帯 (その後キャンセル3世帯)

(3) 配慮した点・苦慮した点

沿岸の「入居」と内陸部の「一時利用」とで運用に違いをつけたため、混乱を招かないよう、募集時期をずらすこととした。結果として、内陸部の募集は4月下旬となり、利用者の決定は5月に入ってからとなった。このころには応急仮設住宅の建設が本格化してきており、沿岸から内陸までは相当な距離がある上、再び沿岸に戻るとなると2回の引っ越しとなるため、希望者は少なかった。

NPOからの生活物資が支給に時間を要することから、県で寄付を受けたアピオにある生活物品を入居した振興局で希望を取りまとめるうえ、支給した。

(4) 今後の課題

情報伝達手段が限られる中で、大量の情報を効率よく避難所等と交換できる方法が見いだせず、募集だけで多くのマンパワーと時間を要した。また、避難所以外の場所(民家等)に避難する被災者への周知を図ることが困難であった。

また、応急仮設住宅のようにまとまった入居ではないが、生活用品を必要とするため、生活用品の支給体制の構築及び情報共有に苦慮した。

2. 応急仮設住宅(入居対応等)

(1) 経緯

3月下旬 応急仮設住宅についての「入居の手引き」を作成

4/9 陸前高田市・第一中学校グラウンドで応急仮設住宅の入居開始(入居第1号)

4/13 入居及び管理に係る留意点について、市町村に通知(建築住宅課長・地域福祉課長の連名)

(2) 取り組んだ内容と結果

入居者が応急仮設住宅において、安心して生活を送ることできるよう、入居事務及び維持管理を実施する市町村に対し、応急仮設住宅の取扱いに関する考え方を周知する必要があった。

応急仮設住宅の運営は多くの市町村が始めての経験となることから、阪神・淡路大震災や新潟県沖地震等の過去の対応について関係県から情報を入手するとともに、県土整備部と保健福祉部の連携のもと、以下の点について市町村に考え方を周知した。

- ・ 設置期間（原則2年以内だが、厚生労働省に協議の上期間を延長可能）
- ・ 買取方式について（適正な価格によって処分（譲渡）することが可能）
- ・ 福祉仮設住宅について（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置可能）
- ・ 入居に当たっての留意点（高齢者・障がい者等が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮が必要、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討することが必要等）
- ・ 仮設集会所（おおむね50戸以上の団地に設置可能、都道府県又は市町村、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としての活用も可能等）

(3) 配慮した点・苦慮した点

可能な限りの情報提供を担当部局の枠にこだわることなく市町村へ情報発信した。特に、入居者の選定については、各市町村において地域ごとの入居希望者を把握し、できる限り地域ごとに必要戸数を充足できるよう、応急仮設住宅の建設候補地を確保するとともに、被災者のもとの住所地に近い場所に入居していただく取組が進められた。

また、買取方式により2年間の使用後も基礎を設置するなど耐久性を確保して、住宅として継続使用していく方法が考えられることなどを説明し、応急仮設住宅の「使用は原則2年」というアナウンスによって被災者の不安を増幅させることがないよう配慮を求めた。

(4) 今後の課題

地域ごとの入居については、各市町村ともできる限り配慮できるよう取組が行われたが、市街地に近い団地に入居希望が集中するなどし、入居者の選定に苦慮する市町村も見られた。

また、どの部局がどのように入居事務を行うかは市町村の判断であり、市町村に県の考え方を浸透させることの難しさを感じた。

建築住宅課で積極的に市町村と協議を行うことにより、応急仮設住宅の建設から入居への一連の手続はある程度円滑な対応が図られたと考えられるが、県土整備部と保健福祉部と両部にまたがる課題や調整事項も多く、部局間の連携が重要である。

3. 応急仮設住宅（コミュニティへの配慮）

(1) 経緯

- 4/5～ できる限り抽選によらない入居者選定を行うよう市町村と協議
- 4/13 入居及び管理に係る留意点について、市町村に通知（建築住宅課長・地域福祉課長の連名）
- 4月中旬 集会所の設計についてプレハブ建築協会と協議
- 4/25 知事記者発表「コミュニティや生活支援に配慮した応急仮設住宅の整備について」

(2) 取り組んだ内容と結果

陸前高田市の入居開始後、特に応急仮設住宅団地におけるコミュニティの形成がマスコミ等において課題として取り上げられるようになった。

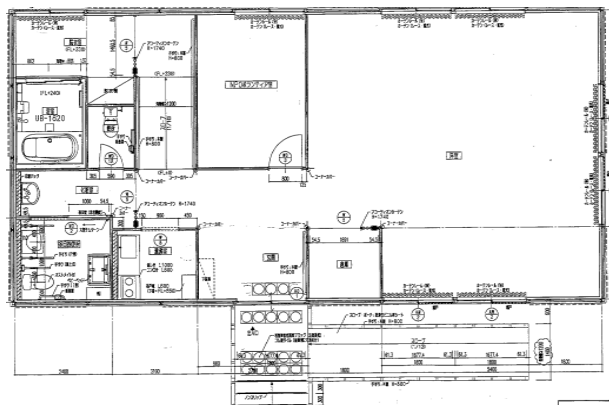
4/5には、高齢者の住環境問題を専門とされている岩手県立大学の狩野徹教授に陸前高田市の仮設住宅視察に同行いただき、集会所への浴室の設置等についてアドバイスをいただいた。

その後、プレハブ建築協会と集会所のプランの見直しについて協議を行い、以下の点について設計

変更を行うこととした。

- ・介助可能な浴室の設置（脱衣室まではスロープを設置）
- ・多目的トイレにオストメイト対応機器やベビーシートの設置
- ・男子用小便器を廃止し、洋式便器に
- ・NPO やボランティアの滞在可能な事務スペースを玄関近くに配置
- ・電話線の引き込み、玄関にトイレのサイン、納戸の設置等

<集会所の平面図（見直し後）>



<完成状況>

（初期タイプ（和室付））



（改良タイプ（浴室付）） 入り口にサイン、男子便所を洋式便所と洗面所に、
バリアフリータイプの浴室と多目的トイレを設置



また、厚生労働省は国の第1次補正予算において仮設住宅団地における介護拠点を併設させることとして予算を確保する方針を固めた(4/19 読売)。これらのことを受けて、4/25には知事記者会見において、以下の点に重点的に取組み「コミュニティや生活支援に配慮した応急仮設住宅の整備」を進めることを表明した。

- ・集会所の設置（浴室、多目的トイレ等の設置）
- ・高齢者等のサポート拠点施設やグループホーム型応急仮設住宅の設置
- ・一般の仮設住宅における手すり、スロープ等の設置
- ・コミュニティに配慮した入居者の選定

なお、集会所・談話室の活用については、市町村や入居者向けのチラシを作成するなどにより、周知活動を行った。

(3) 配慮した点・苦慮した点

集会所は概ね 50 戸以上の団地に設置することとしたが、岩手県においては用地不足の影響から、50 戸以上の団地においても学校等で集会を行うことが可能と考えられる場合には、集会所より住戸を設置することを優先させざるを得なかった。実際には学校等を活用することが困難な場合もあり、集会スペースの確保が課題となった。このため、応急仮設住宅の完成後に空きスペースを活用して追加で集会所や談話室の設置を行うなどの対応を行った。

なお、遠野市においては市から地元建設事業者への発注により木造の集会所の建設が行われたほか、宮古市では津波によってガレキとなった木材を再利用したボードを使った集会所が建設されるなど、地元の柔軟な発想が取り入れられた。

(4) 今後の課題

集会所への浴室の設置は、仮設住宅の狭く段差のある浴室では、入浴が困難な方向けという考えであるが、集会所に NPO やボランティア、相談員等が配置されることが適切であり、市町村における調整が必要となる。(なお、9/7 に保健福祉部及び復興局との連名により、集会所等を活用した生活支援についての通知を行った)

4. 応急仮設住宅（建設事業者の公募開始）

(1) 経緯

- 3/24～ 建設事業者の公募の検討開始
- 4/7 公募概要の記者発表（募集戸数：2,000 戸以上）
- 4/18 公募開始の記者発表、募集要領の配布

岩手県の応急仮設住宅の建設事業者公募（概要）	
（公募主体）	岩手県
（応募受付）	4月18日（月）～5月2日（月）
（事業者の要件）	岩手県内に本店又は営業所を有する事業者（グループの場合は構成者のうち1者以上含まれること）
（募集戸数）	2,000戸以上
（申込み方法）	必要書類を建築住宅課まで提出（郵送の場合、受付期間内必着）
（審査結果の公表）	5月10日頃
（審査方法等）	建築住宅課において、応募事業者の審査と評価を実施 採択された事業者の供給能力と敷地条件等に応じて建設場所を指定
（完成時期）	初期発注分について団地決定後45日以内（6月末までを予定）

4/18～5/2 公募期間（89社・グループからの応募（11,406戸）

<参考>福島県公募 4/11～4/18（応募28事業者16,226戸から12事業者4,000戸を決定）

宮城県公募（すまいづくりまちづくりセンターが実施）

4/19～4/28（応募156件のうち要件適合件数77件）

(2) 取り組んだ内容と結果

岩手県では、応急仮設住宅の必要量を当初の8,800戸から18,000戸に見直しを行う一方で、プレハブ協会による供給ペースが軌道に乗らない状況にあり、一刻も早い供給を行うための新たな対策を推し進める必要があった。

そこで着目したのが、地場の工務店等、地域の建設事業者の潜在的な住宅生産能力である。これらの力をフルに活用することにより、応急仮設住宅の供給が促進されることを期待し、公募の実施に踏み切ることにした。

準備作業として、事業者の応募要件や評価基準、応急仮設住宅に備えるべき仕様基準等の設定を行って公募要領を策定し、4月18日に公募開始（公募期間4/18～5/2）の記者発表を行うとともに、県の公式ホームページ等において周知を図った。

(3) 配慮した点・苦慮した点

（配慮した点）

対象事業者

- ① 応急仮設住宅の供用期間中におけるメンテナンス等も考慮し、応募者の要件は、岩手県内に本店又は営業所を有する事業者（グループ可）とした。
- ② 輸入住宅ユニット等を用いる事業者についても合わせて公募することとした。
- ③ 中小工務店でも応募が可能となるように実績要件や施工規模要件を低めに設定。（前年度施工実績5戸、供給可能戸数12戸から）
- ④ 警察との協議により暴力団排除に係る要件を設定。

募集方法

- ① 積雪寒冷等、地域の特性を踏まえた仕様基準を設定し、これと同等以上の性能を確保することを要件とした。
- ② 募集戸数は、必要戸数を最大限カバーするため、2,000戸「以上」と設定。
- ③ 事業者の資材調達能力や工法のバリエーション等を考慮し、施工期間を最長45日間に設定。
- ④ 事業者の資金調達能力を考慮し、代金の前払い（前払保証契約を条件）や棟単位の部分払いを可能とした。
- ⑤ 買取価格は、プレハブ協会と同等の価格を基本としつつ、極端な価格競争に陥らないように一定の範囲（プレ協価格の0.9～1.1倍）を設定。
- ⑥ 公募の円滑化のため、公募内容についての質問の受付期間（4/18～4/25）を設定し、ホームページ上で随時（質問受付日の翌日）回答を行うこととした。

評価方法

- ① 事業者の評価方法については、価格評価と技術評価からなる総合評価方式を採用し、事業実施の確実性を担保するため、技術評価のウェイトを高め設定。
- ② 事業実施による地域経済等への波及も考慮し、技術評価においては地域貢献の項目（県産資材の活用、県内事業者の活用等）も高く評価することとした。

（苦慮した点）

事業実施の確実性を担保しつつ、どの程度まで間口を広げるべきか、応募戸数の予測が全く立たない状況で、公募要件の設定が困難であった。特に、中小事業者の受注機会の確保と資材、資金調

達のリスク回避に苦慮した。

(4) 今後の課題

結果的に地域の建設事業者の住宅生産能力と意欲は、予想をはるかに上回るものであった。災害の規模や性質にもよるが、プレハブ建築協会とともに、初動の段階からこれらの事業者が関与できるスキームを予め整備しておくことが危機管理上有効と思われる。応急仮設住宅に係る契約の事務処理について、マニュアル等を整備し、迅速に対応できるようにしておくべきものと思われる。

5. 応急仮設住宅（進捗調整）

(1) 経緯

4/8～ 大槌町等において民地を借り上げての仮設住宅建設開始

4/14 議員連絡本部会議において、「半年以内」の完成・入居目標は遅いと指摘に対し、酷暑の時期は避け、梅雨明け前にできる限り完成させたいと答弁

4/17 岩手日報に7月末完成目標との記事が掲載（他紙も追随）

(2) 取り組んだ内容と結果

4/7 に仮設住宅の完成・入居の目標を「半年以内」としたが、4/14 の議員連絡本部会議において、数多くの議員から「半年以内という目標は遅い」との指摘を受けた。

一方で、4月中旬からは、営繕における用地確保、プレハブ建築協会の資材供給体制とも整いつつあった。4/14 頃には国交省から今後の発注及び完成の工程表の作成依頼を受け作業を行ったが、週2,000 戸のペースが軌道に乗りつつあり、さらには5月上旬まではプレハブ建築協会引き受けることのできる戸数が潤沢であった。このため、できる限り5月上旬までに用地確保に努力して発注を行う方針とし、また、5月上旬から中旬にかけて公募で選定した事業者が発注することも含めて、工程表を作成することとした。

<工程表（概ねの発注数（4月中旬時点での想定））>→4/22 時点で国土交通省に報告

4/15 まで	3,705 戸
4/16 以降 5/20 までの5週間	週 2,000 戸ペース（計約 10,000 戸）
5/21 以降の4週間	週 1,000 戸ペース（計約 4,000 戸）
計	18,000 戸

5月中旬以降は発注が1,000 戸ペースになったとしても、6月中旬までに発注を終え、7月中には完成させる工程表を作成した。また、4/16 には来県した大畠国土交通大臣と知事との面談で、大臣から「用地を確保していただければ、資材は対応する。」との話があった。こうした流れの中で、4/16 以降は新聞記者からの問い合わせに「7月末には完成させることを目標としたい」とコメントすることとした。新聞各紙に「7月末完成目標」との記事が掲載されたことから、事実上7月中の完成目標とすることが県方針となった。

また、この時点から、市町村に対し、用地確保について「4月末までに見通しを立て、5月前半に洗いざらい手を打ち、遅くとも5月中には、必要戸数全ての立地場所を決める」との方針を伝え、さらに強力に用地確保を推進することとした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

宮城県では完成目標を「半年から1年以内」としていたことや住宅資材供給の状況などから、岩手県における「半年以内」という目標はやむを得ないものと考えていたが、議会は「遅い」との反応であった。

4月中旬には建設事業者公募を実施することとしていたことから、公募で選定された事業者への発注も含め、完成時期の目標を前倒しすることが可能となった。

一方で、週 2,000 戸以上の用地の確保については、時を経るごとに団地の規模が小さくなっていき、団地の規模に反比例して団地数を稼がなければならず、同じペースを維持することに苦慮した。

(4) 今後の課題

プレハブ建築協会における資材供給が軌道に乗りつつあったことなど、概ね諸条件が整ったことから、完成目標を見直す必要に迫られたことに対応することが出来た。

被災者にとっては、いつまでに仮設住宅に入居できるか、が最大の関心事といってもよく、概ねの目安を早めに情報提供することが必要であるが、状況を踏まえて適切に見直しを行っていくことが求められる。

6. 住田町の仮設住宅

(1) 経緯

3/22～ 住田町が独自で仮設住宅の建設開始

4/5 住田町長と建築住宅課が面談（町長は県が応急仮設住宅として位置付けることを要請）

4/6 以降 県内部において住田町の仮設住宅の取り扱いについて協議

4/15 若林県土整備部長が陸前高田市市長及び住田町長と面談

被災市町村以外での仮設住宅の設置もやむを得ないことについて陸前高田市市長に説明

4/25 住田町の仮設住宅について、応急仮設住宅の一覧表に追加

5/2 住田町長と若林県土整備部長が面談

費用については寄付を募るので国費、県費による負担なしとすることを申し合わせ

(2) 取り組んだ内容と結果

住田町が独自で建設を進めた仮設住宅については、予算の専決処分（約 2 億 5 千万円）で事業を実施するとのことであったが、町の予算額（土木費は 3.7 億円）に対して突出することから、県予算での対応が必要になるものと考えられた。

災害救助法上、応急仮設住宅の設置は原則として都道府県が行うこととされているが、市町村への委任も可能であり、その手続きを行って応急仮設住宅として位置付ける方向で調整し、4/25 には公表している県の応急仮設住宅一覧表に住田町の仮設住宅（93 戸）を加えることとした。その後、住田町長から、町として費用については寄付を募ることによって賄う方針とすると説明があったため、結果として、災害救助法上の手続はとらずに、任意の応急仮設住宅という位置付けとすることにした。

（住田町の仮設住宅の建設状況）



<住田町の仮設住宅の概要>

発注者	住田町
建設事業者	住田住宅産業株式会社・住田町建設業協同組合
団地数・戸数	3団地・93戸
	火石団地・13戸（建設時期 3/22～4/27、5/2 入居）
	本町団地・17戸（建設時期 3/28～5/10、5/13 入居）
	中上団地・63戸（建設時期 3/28～）

(住田町の仮設住宅の完成状況)



(3) 配慮した点・苦慮した点

住田町は住宅被害のある市町村ではないことから、住宅への入居者は他市町村の被災者となる。この点について、県が被災市町村以外における応急仮設住宅の設置を早い段階から認めていくことは、被災市町村からの反発を招くおそれもあった。

4/5 以降、住田町及び被災市町村と慎重な協議を行い、特に入居者の多いとみられる陸前高田市に対しては、現に住田町への避難者が多数おり、実需に対応した取組も必要なことなど、丁寧な状況説明を行うこととした。

なお、住田町の仮設住宅は、任意の応急仮設住宅という取り扱いとしたが、建築基準法上の取り扱いについては、85 条の特例により「応急仮設建築物である住宅」は、特定行政庁が通常の仮設設置期間（2年+3か月）を超えて、1年ごとに延長許可することができることとされており、住田町の被災者向け住宅も応急仮設住宅に準じた住宅であると考えれば、特定行政庁の判断で「応急仮設建築物である住宅」として延長許可することは可能であると解することとした（ただし、住田町においては、被災者向け住宅の設置期間は原則2年以内を考えているとのこと）。

(4) 今後の課題

住田町における独自の仮設住宅の設置は、被災市町村の後方支援ということで、全国的な注目を集めた。震災以前に大規模な災害を想定して仮設住宅の図面を完成させていたことが、震災後の迅速な対応につながった。

地域材である杉をふんだんに使い、木のぬくもりが感じられる住田町ならではの住宅は、居住者からも評価されており、また地域の活性化という観点からも特筆されるべき取組である。

県においても、こうした後方支援を行う市町村と連携し、柔軟に対応していく必要があるものと考えられる。

7. 建築制限に関する協議

(1) 経緯

- 4月中旬 都市計画課において、各市町村に建築制限に関する考え方を説明
- 4/10 「浸水域新築見合わせ要請、大船渡市、復興方針決定まで」(岩手日報)
- 4/22 「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案」(建築基準法第84条の特例)の閣議決定
- 4/25 宮古市長が浸水域での建築行為の自粛を市民に求める旨表明(条例化はせず)
- 4/27 釜石市が浸水域での建築行為の自粛を市民に求める旨表明(条例化は検討)
- 4/27 「自宅跡に自力でプレハブ・陸前高田市対応に苦慮」(日経)
- 4/28 大船渡市長が条例による建築制限について前向きな考えを表明
- 4/29 建築基準法の特例法案が成立、即日施行
- 5/2 陸前高田市は浸水域で商工業施設の建設を容認する方針を表明
- 5/9 山田町長は当面条例などで建築制限をしない旨表明

(その後の動き)

- 6/30 「用途・構造で建築制限、釜石市、被災土地利用で検討」(岩手日報)
- 7/8 「浸水区域にも住宅再建、大船渡市、一部容認へ方針転換」(朝日)
- 7/9 「釜石市、災害危険区域指定せず、新築自粛要請は継続」(岩手日報)

(2) 取り組んだ内容と結果

建築基準法第84条の区域指定による緊急的な建築制限については、被災後1か月以内に指定することとされており、延長を含めても2か月までしか制限できず、宮城県から制限期間の延長の要望が出されていた。これを受け、国において建築基準法の特例法が制定されることとなった。

建築制限については、当初都市計画課に市町村への説明対応を委ねていたが、こうした動きを踏まえ、4月中旬以降建築住宅課からも、各市町村に対し建築制限の手法等について説明を行った。

○建築制限の手法

- ・緊急対策的に第84条・・・全面規制が可能
(1か月以内に指定・最大2か月→半年以内に指定・最大8か月になる見込み)
- ・短期的に被災市街地復興推進地域(2年以内)・・・建築許可制
- ・中長期的に災害危険区域(第39条)

市町村に対しては、制限をかけるにも緩めるにもしっかりとした根拠が必要であること、当面危険について区域を指定した場合にも、防潮堤を作った段階で規制を緩められるかが課題となることなどを説明した。また、建築制限の内容については、多様な方法があることについても説明を行った。

○建築制限の内容

- ・全面的な建築制限・・・災害危険区域では困難か(沿岸部で買い上げや移転が前提か)
- ・住居の用途を禁止(既存用途が住宅だった場合、高台での新たな住宅地の供給や公営住宅の計画が前提か)
- ・低層住居を禁止(高層住居は可とする(つまりマンション)。構造はRC限定か。土地の共同化を促進するための税制などが必要か)
- ・避難施設や高台から遠い区域は規制を緩くする(避難施設に近いところは避難可能か)

(3) 配慮した点・苦慮した点

報道では、「県が市町村に災害危険区域の指定を要請」するために市町村を回ったとされていたため、建築住宅課においては、区域の指定には慎重な検討が必要なことや、どのようなゾーニングをするかが重要なこと、建築制限の内容には多様な方法があることなどに重点を置いて説明を行った。

結果としては、建築制限は強い私権制限を伴い、住民からの反発も予想されることなどから、市町村においては、建築制限には慎重で、浸水域での建築行為の自粛を市民に求めるといった強制力を伴わない対応が行われた。

(4) 今後の課題

建築制限を行うとしたときに、代替となる手段がなければ、地権者からの強い反発が予想される。このため、多くの被災市町村からは、建築制限について慎重な姿勢が示されたが、一方で、復興まちづくりの面では、建築制限を行う前に建築物が建築され、将来の面整備や宅地のかさ上げ等に支障が生じることを避ける必要がある。

このため多くの被災市町村では、強制力のない建築自粛を求めていくこととしたが、法的な根拠のない自粛要請でどこまで実効性が確保できるかという課題がある。

8. 組織対応

(1) 経緯

- 4/18～ 応急仮設住宅建設推進のため、新たに各地方公共団体から応援部隊が着任
(計5名、4/18～3名、4/20～1名、4/21～1名)
- 4/18 岩手県の新組織として復興局の設置を記者発表
- 4/25 復興局設置（建築職から1名主任主査を配置）

(2) 取り組んだ内容と結果

国土交通省から、特に用地確保の取組を進めるため、応援部隊の増員について打診があった。当方からは、現地確認のチーム編成上、電気職及び機械職が不足していることを伝え、電気職及び機械職を中心に増員されることとなった。

4/25 設置の復興局については、まちづくり再生課が設置されることとなり、建築職から1名を配置することとした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

電気職及び機械職の増員により、現地確認部隊のチーム編成ができるようになった。これに伴い、宮古・山田、釜石・大槌、大船渡・陸前高田をそれぞれ中心に回るチームとそれを補完するチームとに班編成することとした。

復興局へは都市計画課の主任主査が着任し、都市計画課へは出先機関から着任することとなった。出先機関は人員体制をさらに縮小させざるを得なかった。

(4) 今後の課題

現地確認は班編成と地区担当を決めるなど、効率的な体制を組むようにすることが望まれる。また、復興に向けた取組の進展に伴い、人員体制を柔軟に見直していく必要がある。

被災から2か月まで（～5/11）

<概況>

- 4/27 岩手県臨時議会において第一次補正予算成立（仮設住宅 18,000 戸分約 1,000 億円）
- 4/28 「仮設用地確保来月中旬めど、県補正予算が可決」（岩手日報）
- 5/4 「仮設住宅戸数下方修正へ、希望少なく、県、1万5千戸程度に」（読売）
- 5/5 「仮設住宅完成、7月上旬に前倒し、県が検討、想定需要下回り」（岩手日報）
- 5/10 「仮設住宅必要戸数、県が修正1万4千戸、完成7月上旬に前倒し」（岩手日報）

<国の動向>

- 4/28 建築基準法 84 条特例法成立
- 4/30 「みなし仮設に希望殺到、民間住宅に国・県が家賃」（朝日）
- 4/30 厚生労働省通知「民間賃貸住宅の借り上げについて、発災以降に被災者名義で契約したものであっても、県名義の契約に置き換えた場合災害救助法の対象となる」
- 5/2 国の第一次補正予算成立（応急仮設住宅の設置、住宅金融支援機構の災害復興融資について5年間無利子）
- 5/6 厚生労働省通知「造成費及び原状回復費について災害救助法の対象となる」

応急仮設住宅：着工 9,660 戸 完成 2,322 戸(5/11)

1. 県営住宅（空き住戸の募集）

(1) 経緯

- 4/13 沿岸部の 28 戸の募集を開始（～4/21）
- 4/27 沿岸部一時入居者を決定、その後、キャンセルが発生
- 5/11～ 沿岸部空き住戸の入居者の追加募集（～5/18、キャンセル発生 14 戸）

(2) 取り組んだ内容と結果

沿岸部の一時入居者を決定したが、その後キャンセルが発生したため、キャンセル発生 14 戸について、追加募集を行うこととした。空き住戸の追加募集については、募集要件は優先区分は設けないこととし、被災者であれば入居可（単身世帯でも可）にすることとした。

（応募世帯数）10 世帯 （入居世帯数）6 世帯

(3) 配慮した点、苦慮した点

募集案内の配布は災害対策本部に依頼し、避難所へ掲示した。

県営住宅の入居者募集については、エレベーターのない高層階の住戸など優先区分該当者の利用に適さない住戸が多く、多数の辞退があった。また、当選した住戸が入居希望者にとって市町村をまたぐ場合もあり、辞退する例が多かった。

(4) 今後の課題

エレベーターのない高層階の住戸、駐車場がないなど、条件が良くない住戸があり、被災者にとっては応急仮設住宅ができるまで待つ、という選択肢があることから、キャンセルが発生することは避けられないものと考えられる。

状況に応じて、優先区分を見直す、随時募集とするなどの対応が必要となる。

2. 応急仮設住宅（入居の円滑化）

(1) 経緯

- 4/29～ 復興局において、入居戸数を毎日厚生労働省に報告
4/29 時点では 応急仮設住宅の完成 667 戸に対し、入居 226 戸
- 5/1 「応急仮設住宅の入居までの事務取扱いについて」（地域福祉課及び建築住宅課から市町村担当者あて事務連絡）を送付

(2) 取り組んだ内容と結果

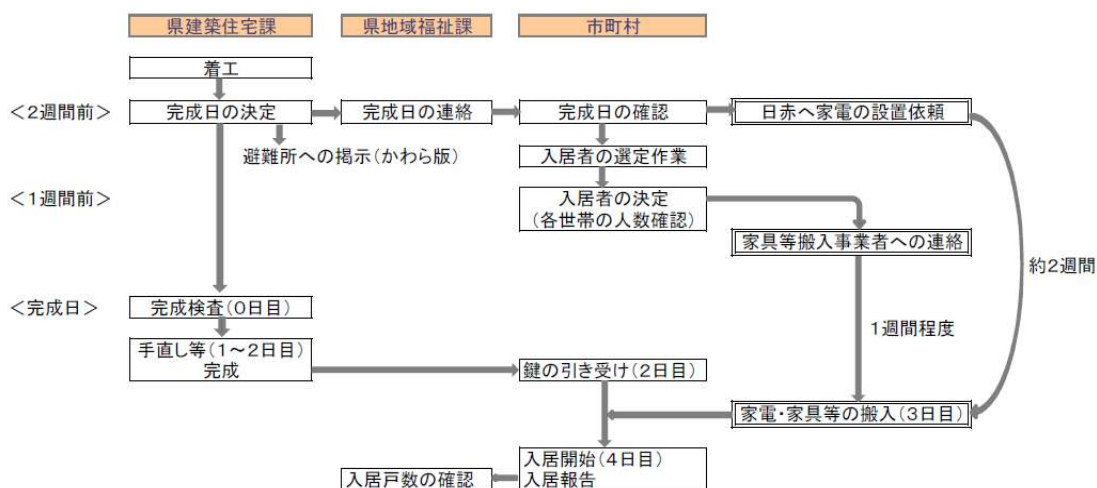
応急仮設住宅の着工が進み、その完成スケジュールが次第に見えてくる一方、完成した仮設住宅への入居者を速やかに決定し、被災者を円滑に入居させることが課題となった。特に、日赤等から仮設住宅へ入居する被災者へ家電や日用品等が提供されることとなり、仮設住宅の完成後入居までに搬入することとなったが、家電等の搬入までには一定期間を要するため、円滑な入居のためには、あらかじめ完成日や入居者を決定しておくことが必要となった。

このため、入居管理や日赤等との調整を所管する県地域福祉課（後に復興局が担当）と協議し、着工から入居までの流れを整理したフロー図を作成した。平成 23 年 5 月 1 日、地域福祉課との連名の事務連絡により市町村に周知し、協力を要請した。

フロー図の作成に先立ち、沿岸 4 市に仮設住宅の入居者決定手順や日数等を電話で確認した。その結果、現地図面の提供が遅いために部屋番号や間取り等が分からず、入居者決定や説明会開催が遅れていることや、完成検査の際に手直しが生じ、引渡しが遅れる場合があること等の課題が判明した。

このことから、フロー図は、①完成前に入居者を事前に決定すること、②鍵渡しの際には、家電等の生活用品が極力揃った状態となること、等を考慮の上で、下記のとおり作成した。

応急仮設住宅の入居までのフロー



※完成日が遅れる場合又は完成検査後入居日が遅れる場合には、建築住宅課から地域福祉課及び市町村に連絡を入れる。

(3) 配慮した点・苦慮した点

日赤からの家電 6 点セット搬入スケジュール（依頼後 2 週間）に合わせ、完成予定日及び図面等を極力 2 週間前までに市町村に通知するとともに、現地図面も添付することで、市町村が入居決定手続に必要な情報を早期に得られるよう配慮した。

しかし、工程の都合上、必ずしも 2 週間前までに全てが確定するとは限らず、完成予定日が判明しなかったり、変更が生じたりする等の苦労があった。

(4) 今後の課題

本震災では、日赤等から提供を受ける家電等の搬入が必要となったため、完成日と家電等の搬入日の調整を行うこととなったが、完成日は建設事業者の工事進捗に伴い県建築住宅課において決定することとなるのに対し、家電等の搬入は、市町村の入居担当部局が県地域福祉課（後に復興局）に申請して調整するため、その日程調整はうまくいかないこともあった。

市町村への鍵の引き渡しから、家電等の搬入、入居者への鍵の引き渡しに至るまで、関係部局や関係機関としっかり連携していく必要がある。

3. 応急仮設住宅の必要戸数の見直し

(1) 経緯

- 4月下旬 市町村から申込み世帯数が伸び悩んでいることについて聞き取り
国土交通省及びプレハブ建築協会に必要戸数を見直す方向であることについて連絡
- 5/2 プレハブ建築協会に申請戸数の増加を通知（8,800戸→12,000戸）
- 5/6まで 市町村への申込み世帯数を把握

被災市町村における申込み受付世帯数（H23.5.6時点、岩手県集計）

宮古市	1,900	山田町	1,640
大船渡市	1,583	岩泉町	116
久慈市	15	田野畑村	174
陸前高田市	2,129	野田村	187
釜石市	3,212	洋野町	5
大槌町	1,820	計	12,781世帯

- 5/6 必要戸数を14,000戸に見直すことについて幹部協議
- 5/9 必要戸数を18,000戸から14,000戸に見直すことについて記者発表
合わせて、完成目標を7月上旬に前倒し

(2) 取り組んだ内容と結果

各市町村において、4月中旬又は下旬頃まで仮設住宅の申込み受付を行ったが、予想をかなり下回る数字にとどまり、今後大幅に伸びることも考え難い状況であった。このため、県において4月下旬から逐次申込み受付数の把握を行い、18,000戸としていた必要戸数を下方修正する検討に入った。

4月下旬時点で申込み受付数は約12,000～13,000程度であることを把握し、必要戸数は14,000戸又は15,000戸とする方針とした。

一方でプレハブ建築協会への発注戸数が、当初(3/14)に建設申請を行った8,800戸を累計で上回りそうになったため、プレハブ建築協会の建設申請戸数を12,000戸に改めることとした。

必要戸数については、5月6日時点での申込み受付数が12,781世帯であったため、その1.1倍程度の数字として、14,000戸に改めることとした。

また、必要戸数の見直しに伴い完成目標についても前倒しし、応急仮設住宅を7月上旬までにすべて完成させることを目標とすること、確保できている仮設住宅用地は約13,000戸分であることを合わせて記者発表した。

(3) 配慮した点・苦慮した点

プレハブ建築協会への発注が4月下旬の時点で1万戸近くに到達する一方、必要戸数を14,000戸程度に下方修正することとなったため、必要戸数の見込みである14,000戸～15,000戸から公募選定

事業者へ発注する分を差し引き、建設申請戸数を上積みすることとした。公募選定事業者には、2,000戸～3,000戸を発注するものと想定し、プレハブ建築協会の建設申請戸数は12,000戸に改めることとした。なお、岩手県現地本部の黒本部長には、最終的に11,000～12,000戸程度の発注を見込んでいることを伝えた。

5/9に行った必要戸数14,000戸への見直しについては、概ね以下のとおり試算し、国土交通省への説明資料等とした。

<根拠1・・・積み上げ>

これまでの市町村への受付戸数12,781世帯×1.1＝約14,000戸（今後の申込みを想定し1.1倍）

<根拠2・・・新たに住宅を必要とする世帯からの差し引き>

新たに住居を必要とする世帯	・・・20,000戸
応急仮設住宅以外の住宅への入居	・・・6,000戸
うち公営住宅等	700戸
内陸又は県外	300戸
自宅改修	2,000戸
民賃、親戚等との同居のまま	3,000戸

（自宅改修には、1階が浸水したものの、2階で当面居住することを選択する世帯を含む）

なお、従前の試算との比較では、従前の数字との比較では、自宅改修が1,000増、民賃、親戚等との同居のままが3,000増となり、自宅改修で済ませる、親戚等との同居で済ませるなど、他の手段で住宅を確保する世帯が増えているものとみられた。対外的には、申込み世帯数が少ない要因について、「被災した世帯のうち、公営住宅や民間賃貸住宅への入居、親戚との同居など他の手段によって住宅を確保している世帯や1階が被災したものの2階での居住を継続する世帯など仮設住宅への入居を希望しない世帯が想定より多くなっているため」と説明した。

完成時期については、5/9の時点では用地確保数が13,000戸分に達しており、用地の最終調整や新たな用地の確保を5月中旬頃を目途に行い5月中の発注を概ね終えることを当面の目標とし、大規模な団地等では実質5週間程度となっている工期を加え、7月上旬の完成目標とした。

(4) 今後の課題

3/14に建設申請を行った8,800戸から、3/31には必要戸数を18,000戸に、5/9には必要戸数を14,000戸に再度改めることとなったが、被災地や被災者の状況が当初は十分できていないなかで、ある程度の見直しはやむを得なかった。

結果として、最終建設戸数は5/9時点の必要戸数14,000戸にほぼ近い数字となった。民間賃貸住宅の借り上げによる「みなし応急仮設住宅」が4月下旬から導入されたが、建設戸数をほぼ確定した5月末の時点では、岩手県においては、大きな影響は生じなかった。

一方で、宮城県や福島県においては、借り上げの導入で必要戸数が大幅に下方修正されることとなった。必要戸数は、完成時期の目標やプレハブ建築協会の供給調整等とも関連することから、各種の動向を見極めて、慎重に検討を行ったうえで設定する必要がある。

4. 応急仮設住宅（公募による建設事業者の選定）

(1) 経緯

4/18～5/2 公募期間

5/3～ 建築住宅課において審査、5/6に庁内の審査委員会を開催し事業者を決定

5/6 建設事業者決定についての公表

岩手県の応急仮設住宅の建設事業者公募の結果

(応募事業者) 89社・グループ (応募戸数 11,406戸)

(建設決定事業者) 21社・グループ (供給可能戸数 2,494戸)

うち住宅供給本体が国産のもの 20社・グループ (2,244戸)

輸入のもの 1グループ (250戸)

(評価方法) 事業者の施工能力、配置予定技術者、地域貢献等及び技術提案について事業者からの提出資料に基づき点数化して評価

5/9 公募選定事業者向け説明会の開催、第一次団地配分 (配分時 684戸→最終 772戸)
(供給可能戸数が50戸未満の事業者に優先配分)

～5/11 各事業者から承諾書提出

(2) 取り組んだ内容と結果

4月18日から5月2日にかけて実施した公募については、最終的に89者(グループ)からの応募があり、応募戸数は合計11,406戸に上った。応募期間の締め切り後、直ちに応募書類の審査を開始した。審査は建築住宅課の職員10人体制で実施し、丸2日間(5/3・5/4)を要した。

審査の内容を踏まえ、選定事業者及び戸数配分の原案を作成し、5月6日開催の建設事業者選定委員会に諮った。その結果、21者(グループ)(供給可能戸数2,494戸)を正式決定し、同日、選定結果の公表を行った。

5月9日には、選定された建設事業者を対象に、仮設住宅の建設に向けて、団地の配分方法や契約手続等に関する説明会を開催した。説明会において、第一次の団地配分(684戸)を実施するとともに、今後の予定について説明を行った。

(3) 配慮した点・苦慮した点

① 建設事業者の選考

応募書類の審査は、適正さや公正性に万全を期すため、チェックシートを用い、ダブルチェック体制で行った。また、構造安全性を確認するため、構造担当者による構造審査も行った。

評価結果について、点数順に事業者を選考することとしたが、応募戸数を2,000戸以上としており、公募事業者による供給戸数を何戸とするかが課題となった。

選考時点においては、必要戸数が14,000戸程度に落ちてきており、プレ協には約10,000戸の発注を既にしていた。残り約4,000戸となるが、造成が必要な団地も見込まれることや、発注が遅くなる団地については工期が公募事業者と比較して短いプレ協に依頼することで全体の完成時期を早めることができることから、残り4,000戸のうち1,500戸をプレ協分、2,500戸を公募事業者分とし、各事業者から応募資料で提示された供給可能戸数が2,500戸(45日間)となる順位までの公募事業者を選考することとした。

なお、各事業者の供給可能戸数の7～8割程度を建設予定戸数とすることも考えられたが、その根拠を示すことが困難なことから、各事業者の供給可能戸数を建設予定戸数にすることとした。

② 契約書等の作成

契約内容、契約保証、前払金の取扱等について、関係課、関係機関(保証会社)等との調整に時間を要した。特に前払金については、物品売買契約であるが公共工事の例により処理するものであり調整を要した。

また、公募選定事業者の建設する仮設住宅については建設後買取を行うものとしたが、買取の場合、工事請負契約と異なり売買契約書は建設後に取り交わすこととなる。このため、建設期間中公共事業に準じて適切に工事を実施するよう、事業者から承諾書を徴することとした。承諾書には、以下のことを記載した。

- ・引渡し期限
- ・見積書の提出、前払い金の受領等の手続
- ・設計変更の取扱い
- ・委任又は下請けの制限（丸投げ禁止）
- ・適正な労務管理
- ・工事における損害が生じた場合の負担 等

(4) 今後の課題

事業者の評価方法について、技術評価のウェイトを高めたにも関わらず、結果的に技術評価での差はつきにくく、価格評価により大勢が決することとなった。価格がやや高かったことにより、技術評価が高かったものの残念ながら落選となった事業者もあった。競争率が時間的な制約から評価基準等を簡素化せざるをえず、やむをえない面もあったが、工夫の余地があるのではないかと考えられる。

5. 組織対応

(1) 経緯

4月中旬 陸前高田市及び大槌町から県に職員派遣要請（それぞれ建築職1名）

5月上旬～ 陸前高田市及び大槌町に県建築職を派遣

(2) 取り組んだ内容と結果

沿岸においては、職員の死亡等により体制が弱体化している自治体もあった。復旧・復興事業を進めていくために、職員体制の増強が求められた。

建築職については、特に被害の大きかった陸前高田市及び大槌町から派遣の要請があった。なお、釜石市からも派遣の要請があった。）

(3) 配慮した点・苦慮した点

当初から、沿岸自治体への応援が必要となることは想定しており、4/1には沿岸広域振興局に職員を業務支援として送り込んでいた。陸前高田市及び大槌町から派遣の要請については、沿岸広域振興局へ送り込んだ職員をさらにそれぞれの市町に派遣させることとして対応した。

これ以上の派遣対応は困難であったが、釜石市については他県の自治体からの派遣で事足りた。

(4) 今後の課題

建築職の職員は、人数に限りがあり、沿岸市町村への応援も限定的なものとならざるを得ない。他県の自治体からの派遣やURからの派遣など、様々な選択肢を想定して、調整に当たっていく必要があるものと考えられる。

被災から3か月まで（～6／11）

<概況>

- 5/12 及び 16 河川課及び都市計画課が各市町村に浸水想定図を説明
- 5/17 「ケア重視の仮設住宅、釜石市設置へ」（読売）
- 5/18 「県、沿岸に公営住宅 2,500 戸」（岩手日報）
- 5/24 「集会所『福祉拠点に』仮設住宅で知事が方針」（岩手日報）
- 5/25 「高齢者サポート、仮設住宅に拠点、県が大槌に建設へ」（朝日）
- 5/25 「遠野市が仮設住宅、被災者の生活再建支援」（岩手日報）
- 5/28 「相談員 101 人配置へ、県、仮設住宅団地に」（毎日）
- 5/31 「被災地買い占め防げ、県、監視区域設定を検討」（読売）
- 6/6 「岩手県、仮設用地確保にめど、1 万 4 千戸 7 月中完成へ」（NHK）
- 6/8 「厳しい冬備え仮設に断熱材、県 7 千戸対象、二重窓も設置へ」（朝日）
- 6/9 「被災者の賃貸住宅家賃補助『みなし仮設』契約増、県も予算 200 戸→2000 戸」（朝日）
- 6/11 「達増知事インタビュー、公営住宅年度内に着工」（岩手日報）
- 6/11 「仮設住宅入居 6 割、キャンセル多発も」（完成戸数の約 59%）（毎日）

<国の動向>

- 5/14 「仮設住宅需要 1 万戸減 被災 3 県民間住宅借り上げなどで」（読売）
- 5/17 大島国土交通大臣が 8 月までの応急仮設住宅の工程表を公表
- 5/16～18 平野副大臣以下各府省が被災市町村向け説明会を開催
- 5/31 「仮設 3 万戸届かず、国交相、今月末の目標」
- 5/31 「仮設用資材、在庫圧縮急ぐ、国の目標 2 万戸減で余剰」（日経夕刊）

応急仮設住宅：着工 12,241 戸 完成 8,257 戸(6/10)

1. 県営住宅（内陸部の随時募集）

(1) 経緯

- 4/22 内陸部一時利用者の募集を開始（～5/2）
- 5/3～ 一時利用申請書の回収
応募が募集戸数を下回ったため、応募者については順次入居
- 5/18～ 内陸部 1 3 3 戸の随時募集の実施（応募戸数が募集戸数を下回ったため）

(2) 取り組んだ内容と結果

内陸部空き住戸については、申込みがかなり少なかった。このため、5 月中旬から随時募集に切り替え、募集要件は優先区分はなし、被災者であれば入居可（単身世帯でも可）とした。

3 世帯の応募があり、3 世帯が入居した。

(3) 配慮した点、苦慮した点

募集案内の配布は災害対策本部に依頼し、避難所へ掲示した。

支援物資については、NPOからの生活物資が支給に時間を要することから、県で寄付を受けたアピオにある生活物品を入居した振興局で希望を取りまとめのうえ、支給した。

また、県営住宅一時利用者の入居について被災市町村へ情報提供を行い、日本赤十字社からの家電

6点セットを支給した。

(4) 今後の課題

内陸部の入居数は、結果としてかなり少なかった。沿岸部から距離があること、避難所から公営住宅、公営住宅から応急仮設住宅へと2度の引っ越しを伴うことなどから、応募が伸びなかったものと考えられる。また、内陸部は一時入居者（入居は1年間で応急仮設住宅への入居不可）、沿岸部は一時利用者（入居は半年で応急仮設住宅への入居可）と運用が異なることから、混乱を避けるため時期を分けて行わざるをえず、結果として随時募集は被災の2か月後となってしまった。

本震災においては、エアコン等の設備の資材不足で募集が遅くなってしまったが、避難所扱いとして一時利用者を募集する場合には、被災後早い段階で募集できるようにすることが望まれる。

また、被災市町村との入居者に関する情報共有が必要である。

2. 応急仮設住宅（建設の遅れ）

(1) 経緯

5/17 大畠国土交通大臣が8月までの応急仮設住宅の工程表を公表

5/31 「仮設3万戸届かず、国交相、今月末の目標」（朝日）

(2) 取り組んだ内容と結果

4月18日に大畠国土交通大臣が参院予算委員会で当面3万戸分の応急仮設住宅について、「私の責任として5月末までに完成させる」と建設期限について答弁したことから、5月末までに仮設住宅の完成戸数を3万戸に到達させることが至上命題となった。

仮設住宅のほとんどは東北3県（岩手県、宮城県、福島県）における建設であり、3万戸を単純に3で割った1万戸の完成を岩手県における目標とした。用地の確保については、概ね順調に進み、5/2時点でのプレハブ建築協会への発注戸数は9,660戸、5/9発注分も含めると10,463戸と、1万戸以上に達した。

一方で、仮設住宅の建設地は、当初は学校のグラウンドなどが中心であったが、その後民有地へ、そして造成が必要な民有地へとシフトし、4月下旬以降は、発注団地のうち造成が必要な団地がかなりの割合を占めるようになった。

5月前半の時点で国土交通省に提出した工程表では、なんとか5月末までに1万戸近くを完成させる体裁としたが、現実には造成を含めた工期は5週間程度かかる団地が多く、結果として5月31日時点での岩手県における完成戸数は6,955戸にとどまった（全国では25,390戸）。

(3) 配慮した点・苦慮した点

建設の遅れの原因については、以下のとおりの状況であった。

- ・建設中の団地については、概ね資材は充足している状況。
- ・一方で建設には、概ね4～5週間を費やしている。この原因として以下のことが挙げられる。
 - ① 団地規模が小さく効率が悪い
 - ② 遠隔地における建設（宿泊地は内陸）であり効率が悪い
 - ③ 沿岸部は1本道が多く、渋滞が発生する
 - ④ 造成が必要なところもある
 - ⑤ 場所によってはぬかるんでいるところもある
 - ⑥ 外構工事に時間がかかる

(造成を行った団地の例)



(4) 今後の課題

用地の確保については、民有地の活用により大きく前進したが、市町村においてはできる限り被災地に近いところでの用地確保に努力したため、規模の小さい敷地や造成が必要となる敷地においても建設を進めていくこととなった。

岩手県の団地規模は一団地当たり平均約 44 戸で、これは福島県の半分以下の規模となった。被災地に近いところでの用地を確保することを考えると、建設効率が落ちるのはやむを得ない面がある。

工期等については、建設事業者との綿密な調整が必要である。

3. 応急仮設住宅（公募選定事業者への団地配分）

(1) 経緯

5/9 公募選定事業者向け説明会の開催、第 1 回団地配分（配分時 684 戸→最終 772 戸）

～5/11 各事業者から承諾書提出

5/16 公募選定事業者向け第 2 回団地配分の実施（配分時 1,058 戸→最終 957 戸）
（陸前高田市、大槌町及び山田町の造成が必要な団地についても配分を実施）

5/23 公募選定事業者向け第 3 回団地配分の実施（配分時 604 戸→最終 622 戸）
団地配分終了

（陸前高田市、大槌町、山田町及び宮古市の造成が必要な団地についても配分を実施）

(2) 取り組んだ内容と結果

公募選定事業者への団地配分を 5 月上旬から下旬にかけて実施した。

第 1 回配分においては、供給可能戸数が 50 戸未満の事業者に優先配分を行った。これは、建設時の資材や人員の確保に苦慮することも考えられるなかで、中小工務店に配慮することとしたためである。同様に第 2 回配分においては、供給可能戸数が 200 戸未満の事業者に優先配分を行った。

5/23 の第 3 回配分で約 2,500 戸に達し、公募事業者に対する団地配分を終えた。

(3) 配慮した点・苦慮した点

団地の配分は、当初 5/10 頃にとその次の週の 2 回で終わる予定であったが、用地の確保に苦慮し、5/9、5/16、5/23 の 3 回に分けて行うこととなった。また、公募選定事業者には極力造成が不要な団地を配分する予定であったが、用地確保に苦慮した影響から、造成が必要な団地も配分せざるを得なくなった。

工期は団地確定後（承諾書の提出後）45 日間としたが、造成の遅れのため、完成までに 2 か月程度かかる団地も発生した。

(4)今後の課題

仮設住宅の建設については、買取契約を建設後に交わすこととしたが、完成までの工程は基本的に建設事業者自身において進捗管理を委ねることとなる。このため、実際には、かなり完成時期に遅れが発生する団地も発生した。被災者への早期住宅提供のため、県においてしっかりと工程管理を行えるようにすることが課題として挙げられる。

4. 遠野市の仮設住宅

(1)経緯

- 5/19 遠野市立花部長が来訪。穀町西地区公園隣における仮設住宅建設計画について協議
同日中に、復興局、地域福祉課、県土整備部長と協議
40戸程度の仮設住宅建設について、県として応急仮設住宅に位置付ける旨遠野市に連絡
- 5/24 遠野市において議会全員協議会に計画案の説明、予算の専決処分
- 5/26 遠野市において計画案の記者発表
- 6/1～ 建設工事を実施
- 7/11 建設工事完了
- 7/16 竣工式及び入居開始

(2)取り組んだ内容と結果

5月19日に遠野市環境整備部の立花部長が来られ、遠野市における応急仮設住宅の建設について協議を行った。

市内の避難者など、遠野市において応急仮設住宅への入居を希望する方がいること、東京大学高齢社会総合研究機構とコミュニティに配慮した仮設住宅の建設について検討を行ってきたことから、遠野市が独自で応急仮設住宅の建設を行いたいとのことであった。

<遠野市の仮設住宅の概要>

発注者	遠野市
建設事業者	株式会社リンデンバウム遠野
団地名・戸数	穀町団地（1団地）40戸程度
場所	穀町西地区公園隣 敷地面積約 5,000 m ²
付属施設	サポートセンターを設置（集会室、和室等）約 120 m ²

岩手県においては、応急仮設住宅について、原則として被災市町村内に設置することとしていたが、一定の需要が見込まれる（遠野市には400人以上の避難者がいたほか、雇用促進住宅の入居者も70世帯程度あり、一定程度の仮設住宅希望者が見込めた）ことなどから、被災市町村外における応急仮設住宅として位置付けることとした。

(遠野の仮設住宅の建設状況)



(遠野の仮設住宅の完成状況)



(3) 配慮した点・苦慮した点

遠野市は震災後、いち早く後方支援拠点体制を整え、釜石市、大槌町等への支援を実施し、また3月中旬には既に遠野市内の応急仮設住宅候補地をリストアップを行うなど、被災地に対する支援に積極的に取り組んでいた。

4月13日には遠野市長から平井理事等あてに応急仮設住宅建設についての提案要望書も提出され、県からは総務部長名で、支援する市町村の側で確保した住宅を県において応急仮設住宅として借り上げるなどの対応も考えられる旨を回答していた。

このような伏線があったことや、住田町に対しては町の建設による仮設住宅設置を認めた（後追いであるが）ことを踏まえると、遠野市における40戸程度の仮設住宅の設置はやむを得ないものと判断し、遠野市から出された具体的な建設提案について、即座に応急仮設住宅への位置づけについて関係部局との調整を行い、県の目標としている7月上旬までに住宅が完成するよう、遠野市に速やかな建設を求めることとした。

(4) 今後の課題

応急仮設住宅の設置場所については、被災市町村内に限定されるものではなく、被災市町村外に設置することは可能である。ただし、県としては、被災市町村への設置を基本としている。また、災害救助法による救助行為のうち応急仮設住宅の建設主体は原則として都道府県とされているが、市町村に委任を行うことも可能とされている。このため、建設については遠野市が予算措置の上、遠野市が発注することとする事とした。

遠野市の件も住田町の件と同様に、地元企業に発注し地域材を活用した住宅建設が行われており、このような取組は、地域の活性化という観点からも特筆されるべき取組である。県においても、こうした後方支援を行う市町村と連携し、柔軟に対応していく必要があるものと考えられる。

5. 災害公営住宅の建設検討（県6月補正予算検討）

(1) 経緯

- 5/2 国土交通省からの第1次補正予算に係る内示（274億円 2,473戸分）
- 5/18 「県沿岸に公営住宅2,500戸」（岩手日報）
- 5月中旬 6月補正予算に750戸程度の設計費を計上することとし、予算協議
- 6/8 6月補正予算成立 約12億円（災害公営住宅建設にかかる設計・地質調査費）

(2) 取組んだ内容と成果

国において第1次補正予算が成立したこと、県では応急仮設住宅の建設を7月には終える予定となっていることから、8月以降に災害公営住宅の設計にとりかかることとし、予算計上に向けて関係部

局との協議を行った。

応急仮設住宅の建設戸数は 14,000 戸程度でほぼ固まりつつあり。そのうちの相当数が公営住宅を希望すると見込まれることから、6 月補正予算では、まずは沿岸部の被害の大きい 6 市町（陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町及び宮古市）を中心に、計 750 戸程度（各市町 120 戸程度）の整備を想定した設計及び地質調査委託料を計上することとし、早い箇所では年度内の工事着手を目指すこととした。

(3) 配慮した点・苦慮した点

県内における被災者の生活再建のために応急仮設住宅建設後、間断なく災害公営住宅の建設事業に着手することが必要であると考えられた。そのため、6 月補正予算要求において予算化し、事業に早期着手できるよう努めた。

本震災では住宅が津波で被害を受けているため、もとの自宅での再建が困難な場合も多く、仕事を失った被災者も多いと考えられることから、まず半数程度の入居率となることが考えられたが、まずは特に被害の大きい宮古市以南で 100 戸以上の規模で事業に着手できるように 750 戸の設計及び地質調査委託料を計上することとした。

（参考）阪神・淡路大震災における応急仮設住宅から公営住宅への入居率は 57% 程度、中越地震における同入居率は 14% 程度と、かなり開きがあった。中越においては自宅再建指向が強かったこと、そのための手当ても手厚かったことなどが影響しているものと考えられる。

設計の実施に向け、各被災市町村との災害公営住宅建設にかかる意見交換を行い、各市町村毎の状況把握に努めたが、被災者のニーズ把握や将来的なまちづくり計画に合わせた住宅建設が求められており、被災市町村の意向把握や建設箇所の決定に苦慮している。

(4) 今後の課題

災害公営住宅の建設に向け、本来は住宅の必要数が何戸で災害公営住宅を県全体で何戸建てるのか、というプランが必要となるが、応急仮設住宅の建設途中の段階であり、そのような余力はなかった。今後は住宅に関する全体計画を作成していくことが必要になる。

災害公営住宅の整備は、災害復興のプロセスとして緊急性の極めて高い事業であり、早期の事業着手を目指すものであるが、具体の事業計画（建設場所・事業手法等）については、県や市町村の復興計画、まちづくり計画などと摺り合わせを図りながら検討していく必要がある。

6. 応急仮設住宅団地におけるコミュニティ対策

(1) 経緯

- 5/17 ケア重視の仮設住宅、釜石市設置へ（読売）
 - 5/24 高齢者等サポート拠点及びグループホーム型仮設住宅の設置について記者発表
 - 5/28 相談員 101 人配置へ、県、仮設住宅団地に（毎日）
 - 7/9 大槌町に高齢者等サポート拠点及びグループホーム型仮設住宅が完成（完成第一弾）
- （遊具等の設置関係）
- 4/6 応急仮設住宅団地における遊具等の設置について課内検討開始
 - 4/18 災害対応のための事業仕分けにおいて、災害復興に寄与する新規事業として要望。
 - 5/4 部内の事業仕分けにより、9 月補正対応とされる。
 - 5/9 6 月補正予算要求提出期限、以降予算協議。
 - 6/8 6 月補正予算成立 約 2 億円（遊具等設置費を公営住宅建設事業費として計上）
 - 8 月～ 着工予定

(2) 取り組んだ内容と結果

①遊具等

仮設住宅団地における良好なコミュニティの形成は重要な課題であり、4月25日の知事の記者会見において、「コミュニティや生活支援に配慮した応急仮設住宅の整備」に取り組む方針とした。

団地におけるコミュニティ向上のためには、建物のみならず生活環境の整備が必要であり、特に、児童にとっては、被災により公園が少なくなっている上、校庭が仮設住宅用地となるなど遊び場が少なくなっており、できる範囲で遊び場を提供することが喫緊の課題であると考えられた。

一定の開発行為(3,000㎡以上)を行った場合には、開発事業者に対して児童公園等の設置を求めているところであり、それとの整合性を図る観点からも一定規模以上の団地においては児童公園等に準じて、応急仮設住宅団地の屋外にベンチ、プランター、遊具等を設置し、コミュニティスペースを確保することが必要であるとして、予算協議を進めた。

結果として、6月補正予算において県予算として計上することが認められた。

②高齢者等サポート拠点・グループホーム型応急仮設住宅

高齢者等サポート拠点及びグループホーム型応急仮設住宅についても、4/15に厚生労働省から設置についての通知が発出されたことなどから、各市町村と設置に向けての協議を進めるとともに、プランの検討を行った。

プランについては、阪神・淡路大震災や中越地震の際のものを参考に、アレンジを行った。

5月下旬には、大槌町において両施設の着工の見通しが立ったことから、標準プランと着工の予定について、5月24日に記者発表を行った。

仮設の高齢者等サポート拠点については3市町で6棟、グループホーム型応急仮設住宅については4市町で12棟120戸を設置することとし、基本的に団地内の応急仮設住宅の建設を行った建設事業者（プレハブ建築協会の規格建築部会又は住宅部会の会員企業）が建設を行った。

なお、このほか宮古市のグリーンピア三陸みやこ団地（田老地区の大規模団地）においては、シンガポール市民からの寄付によって本設の高齢者等サポート拠点が設置されることとなった（国土交通省があっせんし、シンガポール赤十字社から同政府を通じて寄付。プランは概ね仮設のものと同様。10月に完成予定。）。

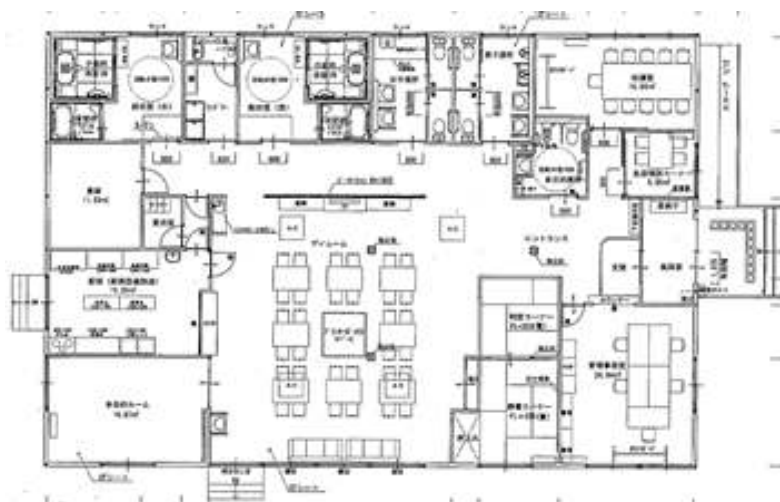
【高齢者等サポート拠点】

（施設規模）約300㎡

（施設内容）ダイニング、静養コーナー、生活相談コーナー、多目的ルーム
厨房、浴室、ランドリー、トイレ、事務室、会議室等

（設置場所）釜石市3棟、大槌町2棟、山田町1棟 計6棟

<平面図>



<完成状況>



【グループホーム型仮設住宅】

(施設規模) 約300㎡ 1棟当たり個室10室

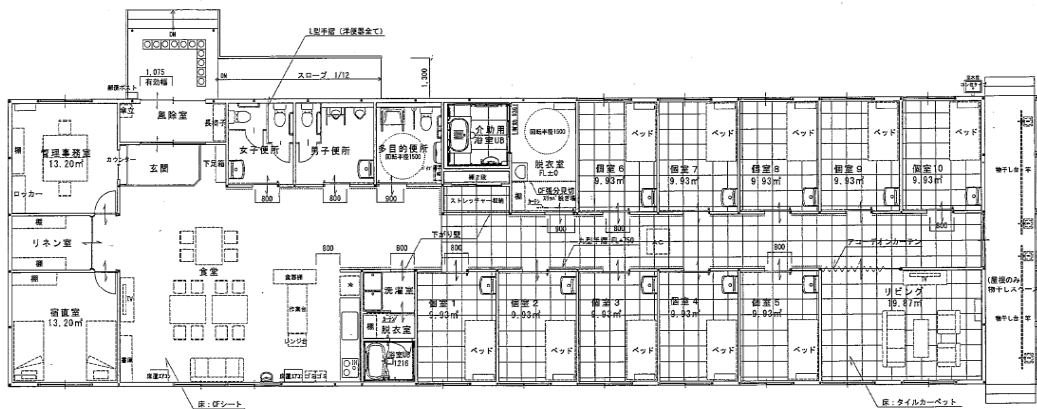
(施設内容) 居室、リビング、浴室、ランドリー、トイレ、事務室、宿直室等

(一部のグループホームには消防との協議によりスプリンクラーを設置)

(設置場所) 大船渡市1棟、大槌町4棟、山田町5棟、陸前高田市2棟

計12棟、120室(住戸数120戸)

<平面図>



<完成状況>



③コミュニティケア型応急仮設住宅

遠野市・穀町団地（40戸）及び釜石市・平田多目的グラウンド（240戸）では、東京大学高齢社会総合研究機構のアドバイスのもとコミュニティや高齢の入居者に配慮し、玄関を向かい合せにするとともに段差を解消するために玄関の戸の高さでデッキ（屋根付き）を設置することとした。

（釜石市・平田多目的グラウンド）



（遠野市・穀町団地）



一方、大船渡市・佐倉里公園（6戸）及び館下公園（6戸）では、大船渡市との協議により、車いすの方の入居に配慮した仮設住宅を設置することとした。この仮設住宅では、トイレのドアをカーテンにする、キッチンを車いすの方の使用に配慮したものにする、玄関を引き戸にする、玄関の高さにデッキを設けスロープを整備する、などの対応を実施した。

(3) 配慮した点・苦慮した点

①遊具等

遊具等については、災害救助法の対象となるか不明ななか、県事業として行う場合に起債事業とすることが可能か検討することとなったが、応急仮設住宅の設置期間後は、災害公営住宅等への移設を行う計画とした。

②高齢者等サポート拠点・グループホーム型応急仮設住宅

高齢者等のサポート拠点施設（デイサービスセンター）やグループホーム型応急仮設住宅については、中越地震の際の設置事例が参考となった。中越のデイサービスセンターは大規模団地（459戸）における集会所として300㎡のものを設置することが認められていた。岩手県においては大規模団地が多くないことから、150戸以上の規模の団地であれば、300㎡のデイサービスセンターを設置することは問題ないであろうと考えた（100㎡の集会所が50戸以上の団地で設置できるため）。

設計においては、集会所と同様に岩手県立大学の狩野教授にご指導をいただき、3方向からの介助が可能なタイプの浴室や、オストメイト対応設備を設置するなどの新たな対応を施した。また、

高齢者等サポート拠点は、入り口付近に相談室、会議室やトイレを配置し、外部からの利用者が活用しやすいよう配慮した。一方、中越地震デイサービスセンターの事例では、浴室、厨房の設置は災害救助法の集会所の機能としては対象外とされていた。このため、災害救助法の補助対象については、以下のとおり対応することとした。

設備	災害救助法の補助対象	対応
オストメイト対応機器、ベビーシート	○	災害救助法の対象とすることで問題ないものとして厚生労働省協議
浴室	?	災害救助法の対象とすることは難しいと考えられたため、国の第1次補正予算で計上されたサポート拠点等設置費で措置
厨房	?	サポート拠点施設本体のみで 5,000 万円程度の費用が見込まれたため、厨房はサポート拠点等設置費で措置

③コミュニティケア型応急仮設住宅

遠野市・穀町団地においては、住戸内についてもバリアフリー化され、和室や浴室との段差がないように設計された。一方で、プレハブ建築協会住宅部会で建設を行った大船渡市の団地については、浴室への段差を解消することはできなかった。

プレハブ建築協会の会員企業による仮設住宅の場合、床を整備してからユニットバスや仕上げ材を入れていくのでどうしても段差が生じるのに対し、公募選定事業者による建設の場合、段差解消についてもきめ細やかに対応できるというメリットがある。

(4) 今後の課題

被災地においては公園等も被災し、さらに校庭や公園が応急仮設住宅団地の敷地となり、コミュニティ応急仮設住宅団地内においては、屋内のコミュニティスペースである集会所等と同様に、屋外のコミュニティスペースの整備も検討していく必要がある。

また、高齢者等サポート拠点・グループホーム型応急仮設住宅については、運営を行う福祉事業者が決定することを待たなければならないため、建設開始が6月となった。早めに市町村に働きかけ福祉事業者との協議を促していく必要がある。また、基本的に県で作成した標準プランで建設を行うこととしたが、状況によっては、グループホーム1棟における戸数をアレンジすることも考えられる。実際に使用した社会福祉法人からは以下のような意見が寄せられており、今後の検討課題である。

- ・入り口に風よけの囲い、スロープに屋根、階段の中央に手すり設置を
- ・洗面台が高く車いすの人には使いにくい、トイレの電気スイッチが車いすの人には高すぎる
- ・各室のリモコン式の照明スイッチが高齢者には使いにくい
- ・各部屋に収納が欲しかった
- ・洗濯機スペースが足りない、洗濯機パンが合わない、台所の設備が不足（グループホーム）
- ・失禁するので、床がカーペットでない方がよかった
- ・トイレトペーパーの位置が悪い

7. 罹災法（罹災都市借地借家臨時処理法）の取り扱い

(1) 経緯

- 4/18 東北地方整備局から県に「罹災法の適用に関する市町村への周知について」依頼
 5/9 東北地方整備局から県に罹災法の適用に関する市町村の意向調査依頼
 5/16 東北地方整備局に適用を希望する市町村が今のところないことを回答

- 6/17 「罹災法『適用困る』地主恐々」(河北新報)
- 8/29 国土交通省住宅局住宅政策課長から「罹災法の適用について」依頼通知(法適用の意向照会)
→適用を希望する市町村がない旨回答
- 9/30 「罹災法都市法を適用せず、東日本大震災被災地に、政府」(時事通信)

(2) 取り組んだ内容と結果

国土交通省住宅政策課及び東北地方整備局から建築住宅課に罹災法の適用について、市町村へ周知するよう依頼があった。これについて、建築住宅課で罹災法の内容やこれまでの経緯を調査することとしたところ、様々な課題が浮かび上がってきた。

特に、阪神・淡路大震災において罹災法を適用したところ訴訟が多発しており、日本弁護士界連合会からは罹災法の改正に関する意見書が出されていることが明らかとなった。

このため、建築住宅課としても日弁連の意見書を踏まえ、適用については慎重に対応することとした。特に津波の被害を受けた市街地において借地権や借家権の取り扱いについては、被災した市街地を住宅地等として復元すべきか方針が定まっていないため、慎重な対応が必要なものと考えられた。

(日弁連が指摘した罹災法の問題点の概要)

- ・ 戦災時に臨時に立法措置を行ったものであり、現在の社会情勢にはなじまない
- ・ 借家権者に優先借地権を与えるのは過分(区分所有建物については、一室借りだけの借家人が敷地全体の優先借地権を主張することが許されるのかという問題もある)
- ・ 借地権の対抗力の存続は必要だが、掲示を要求するのが相当
- ・ 優先借家権は、建物の築造者を法的に不安定な立場に置く(借家人は家賃補助等の公的支援制度で保護すべき)
- ・ 罹災法を現代都市にそのまま適用すると、細切れの借地と狭小な建物が乱立しかねず、場合によっては計画的な都市整備の障害ともなりうる

市町村に対しては、制度の概要や、適用のメリット・デメリットについてもあわせて概略の説明を行い、慎重な判断を求めることとした。結果として、罹災法の適用を希望する市町村はなかった。

(3) 配慮した点・苦慮した点

すぐには分かりにくい法律であるため、内容を分かりやすく市町村に伝えることに腐心した。
また、建築住宅課の慎重対応の方針については、幹部に説明し了解を得た。

(4) 今後の課題

罹災法の適用については、制度の内容を十分理解するとともに、メリット・デメリットをしっかりと考慮する必要がある。

被災から3か月以降（6／12～）

<概況>

- 6/17 「仮設改良玄関向かい合せ、県、住民同士の交流狙い」（朝日）
- 6/19 「仮設完成時期遅れ、全戸は来月20日前後」（岩手日報）
- 6/25 「本県被災者向け民間賃貸住宅申し込み2千件突破」（内陸部多く人口減懸念）（岩手日報）
- 7/16 「東大の提言反映、交流型仮設住宅、遠野に40戸完成」（岩手日報）
- 7/17 「一関に仮設建設へ、300戸月内着工目指す」（岩手日報）
- 7/20 「山田に仮設150戸追加、県、全戸完成お盆前後に」（岩手日報）
- 7/23 「ケアセンター宮古に建設へ、シンガポール市民、赤十字通じ寄付」（河北新報）
- 8/9 「仮設改善に73億円、県、305億円の補正予算案」（岩手日報）
- 8/11 岩手県の被災者向け応急仮設住宅13,984戸全てが建設完了、県の災害対策本部廃止

<国の動向>

- 6/18 「二重ローン対策、利子負担減、3党合意」（岩手日報）
- 6/20 復興基本法が成立
- 6/25 政府復興構想会議が提言をとりまとめ
- 7/23 「仮設『お盆まで』困難、首相、見通しの甘さ陳謝」（読売）
- 8/13 「仮設の空き住戸、集会所や倉庫に、厚労省が転用認める」（岩手日報）
- 8/16 「仮設住宅1割弱未完成、国交省まとめ、敷地選定など遅れ」（日経）
- 8/20 「二重ローン対策、個人向け機関22日始動、債務減免など支援」（河北新報）

応急仮設住宅：着工13,834戸 完成11,527戸(7/11)

13,984戸の全戸着工は7/20、全戸完成は8/11

1. 応急仮設住宅（南入り住戸プランの導入）

(1) 経緯

- 5/27 建築家山本理顕氏が来県。仮設住宅団地において、玄関を向かい合せとする配置について協議
- 5/30～ 玄関を向かい合わせとするため、南入りの住宅プランの作成をプレハブ建築協会に指示
合わせて、釜石市・平田多目的グラウンドを担当する公募選定事業者（日盛ハウジング）と南入りの住宅プランの作成について協議
- 6/16 南入り住戸プランの導入について記者発表

(2) 取り組んだ内容と結果

建築家山本理顕氏の来県がきっかけで、玄関を向かい合わせとするため、南入り住戸プランの導入について検討を行うこととした。

それまでは、応急仮設住宅の供給推進に支障が出ないよう、プランは画一（1DK、2DK、3Kの3タイプ）としていたが、6月が近づき用地の確保には一定の目処が立ってきたことから、工期や資材の調達の点で大幅に変わることのない範囲で、プランの見直しを行うこととした。

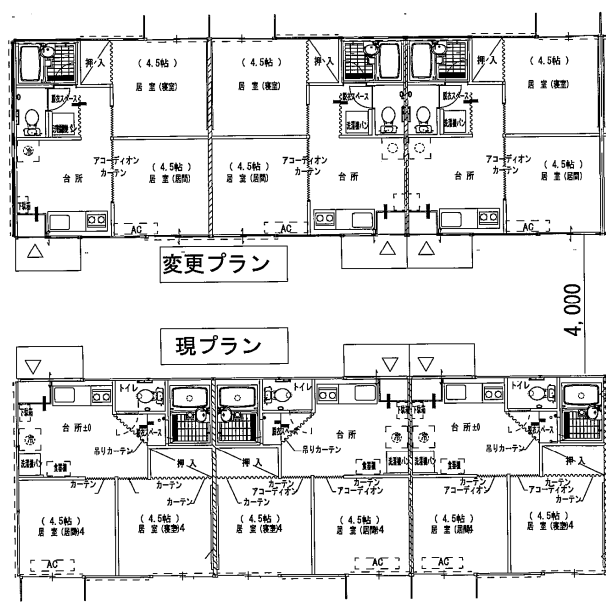
プレハブ建築協会及び日盛ハウジングの住戸の場合、玄関が引き戸であるため、玄関から採光することができ、玄関を南として台所を南に配置しても2居室が南側となり採光も十分確保できることから、南入りプランを導入することとした。

6月の中旬には概ねのプランと導入する団地が固まったため、6/16に記者発表を行うこととした。

(南入り住戸を配置する団地)

市町村名 団地名	全体住戸数 (予定)	南入り住戸数 (予定)	着工日
釜石市・平田多目的グラウンド	240 戸	76 戸	6/3
宮古市・宮古市立第二中学校グラウンド	96 戸	48 戸	6/20 頃
山田町・織笠希望ヶ丘	76 戸	30 戸	6/20 頃

<平面図>



<完成状況>



(3) 配慮した点・苦慮した点

中越地震においては、冬期における雪置場を確保するため、仮設住宅を東向き・西向きとし、玄関を向かい合わせとした。しかしながら、西向き住戸については夏の西日が懸念され、住戸配置上も東面・西面が長くなり、省エネとはならないことが課題として考えられた。このため、玄関向かい合わせを実現するには、住棟の南面を長くするため南入りプランを導入することが適切と考えた。

プラン作成に当たっては、南入りプランにおいても、調達する資材に大幅な変更が生じないように配慮した。また、台所と南側の居室はアコーディオンカーテンを1間の幅とするなど、使い勝手に配慮した。さらに、平田多目的グラウンドにおいては、公募選定事業者の協力により、南入り住戸の南側居室の窓を掃出し窓とした。

玄関を向かい合わせとすることで、市街地と同様に「向こう3軒両隣」のご近所関係となるほか、通路とならない部分については碎石を敷かなくて済み、費用が節減できる上、雪下ろし場や子供の遊び場として活用できるというメリットも生まれた。

(4) 今後の課題

玄関を向かい合わせにできる南入り住戸プランは、仮設住宅におけるコミュニティの形成促進にも寄与するものと考えられる。本震災では、導入が6月以降となり、実際に南入り住戸を配置した団地は3団地のみにとどまったが、今後導入の検証を行うことにより、本格導入の足掛かりとしていくことも考えられる。

なお、福島県においても、公募選定事業者の活用により、同様に南入り住戸の設置が行われていることを申し添える。

2. 応急仮設住宅（7月上旬に完成しない団地の発生）

(1) 経緯

- 5/31 宮古市から第二中グラウンドの着工について代替グラウンドが整備されるまで困難なことの説明を受ける
- 6/5 富士工業(京都市・現社名富士セラ)の社長が来県、輸入トラブルが発生との説明を受ける
- 6/12 富士工業が大船渡市・盛小学校グラウンド(50戸)以外の仮設住宅建設を断念する旨意思表示
- 6/13 プレハブ建築協会に富士工業が建設を断念した団地の着工を依頼
- 6/14 山田町から町の実施する造成工事が6月いっぱいまでかかるとの連絡
～6/15 遅れの発生が見込まれる団地について、公募選定事業者が建設しているものを含め整理
その後、幹部に説明
- 6/20 応急仮設住宅の完成時期の遅れについて、記者発表

(2) 取り組んだ内容と結果

応急仮設住宅の完成目標については7月上旬としていたが、5月下旬以降、それまでの完成が困難となる課題が数多く発生した。6/12には富士工業が輸入資材の円滑な調達が困難なため、第一次配分の大船渡市・盛小学校グラウンド以外の団地の仮設住宅建設を断念することとなり、急遽プレハブ建築協会に建設事業者を切り替えることとなった。また、大規模な造成を行っている団地や公募選定事業者実施の団地においても、完成の遅れがやむを得ない状況となっていた。

こうした状況から、7月上旬に完成しない団地が数多く発生することを対外的にも説明する必要性があるものと考え、幹部に協議を行い、6月20日に応急仮設住宅の完成時期の遅れについて、記者発表することとした。

(完成の遅れが発生する団地(6/20時点))

団地の所在地	戸数	理由
釜石市3団地、大槌町3団地	計142戸	輸入資材調達困難で事業者を公募選定事業者からプレハブ建築協会に急遽切り替えたため
大槌町1団地、釜石市3団地	計74戸	地元から建設増要望があったため
宮古市1団地	96戸	使用する校庭の代替グラウンドの整備のため
宮古市1団地	28戸	団地内の電柱及び電線の移設のため
山田町3団地	計300戸	大規模な造成が必要なため
大槌町1団地	56戸	同上
宮古市以南6市町の計22団地	計約1,000戸	公募選定事業者実施の団地において、主に造成工事に時間を要したため
山田町、大槌町、大船渡市、陸前高田市の計10団地	計120戸	グループホーム型応急仮設住宅の設置について、福祉法人との調整などに時間を要したため

上表のとおり、6/20時点で、計約50団地1,800戸について、5～10日程度の完成の遅れが見込まれた。

(3) 配慮した点・苦慮した点

富士工業の「輸入資材の円滑な調達が困難」というのは、仮設住宅建設の根本をゆるがす事態であったため、盛小学校以外の団地については、富士工業は造成を行うまでにとどめ、プレハブ建築協会に住宅の建設を引き継ぐこととした。

宮古市・第二中学校については、代替グラウンドの整備を極力急ぐよう、市と調整した。山田町の造成工事の遅れについては、町と協議し、団地のうち造成が整った部分から住宅建設を行うことや、造成工事の側面支援をプレハブ建築協会が行うことなどで、完成までのピッチを上げることとした。

このほか、浄化槽等の資材調達の遅れなど様々な問題も発生したが、その都度建設事業者と協議し、大幅な遅れが生じないように調整した。

地元からの建設増要望についても、やむを得ず対応することとした。各種の調整の結果、6/21にはその時点で計画していた岩手県内の応急仮設住宅13,834戸の全てが着工となった。完成の遅れが発生することは明らかとなったが、7月上旬の目標を下ろした場合、さらなる遅れが懸念されたことから、目標時期は7月上旬のままとした。

(4) 今後の課題

県における応急仮設住宅団地の完成目標を7月上旬と設定し、その目標は果たしえなかったが、この目標を設定していなかったら、仮設住宅の建設はもっと遅れていたのではないかと考えられる。

目標を明示し、達成に向けてしっかりと取り組むことが、一刻も早い完成のために必要である。

3. 応急仮設住宅（入居後の改善・苦情等への対応）

(1) 経緯

- 6月上旬 入居者向けに入居後の工事についてのチラシを作成
- 6/9～ 入居者向けチラシを各市町村に配布
- 6/16 入居後の工事の実施について記者発表
- 6/20 「仮設不具合で苦情200件超、県、対応へ月内にも拠点」（岩手日報）
- 6/20 応急仮設住宅保守管理センターを設置（県が財団法人建築住宅センターに委託）
同日記者発表
- 6/21 「応急仮設住宅のバリアフリー化、地域の特性に応じた追加対応（断熱、畳・建具の後付け、日よけ、強風地域における風除室の設置等）について、国庫補助対応となる」旨の通知（厚生労働省課長通知）
- 7/9 「住み心地に物件格差、事業用、住宅用、メーカーで違い」（岩手日報）
- 7/14 「ゴーヤ等を外壁に茂らせる、いわゆる『緑のカーテン』の設置に係る必要経費を災害救助法の国庫補助対象とする」旨の通知（厚生労働省課長通知）
- 7/26 仮設でシックハウス、岩手で2人吐き気、「疑い」診断（毎日）
- 7/27 完成後の管理について定期的な換気を促す旨県から市町村に事務連絡
- 8/11 8月の臨時議会に応急仮設住宅の改修費として補正予算7,298百万円を計上

(2) 取り組んだ内容と結果

① 苦情等への対応

仮設住宅の不具合については、契約に基づき建設した事業者が補修を行うこととしていたが、入

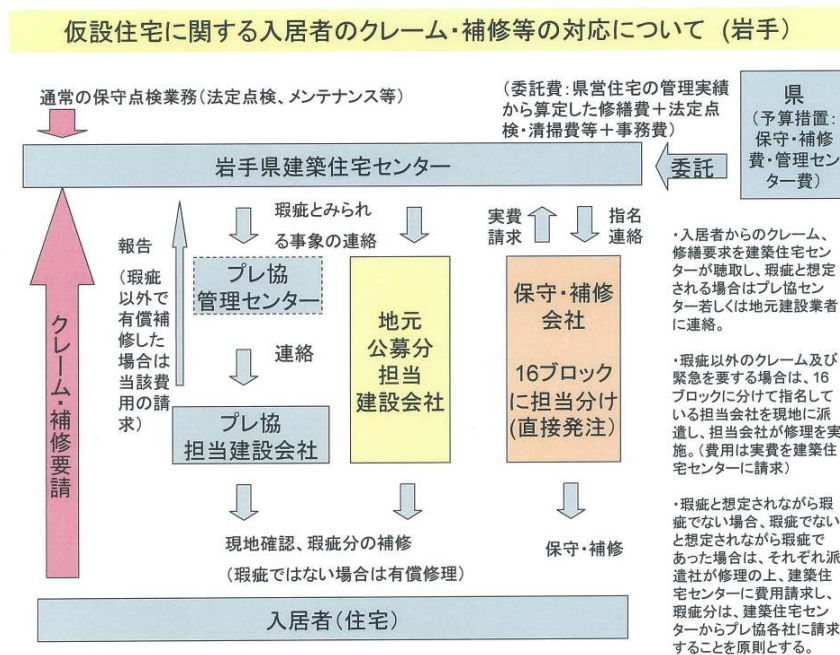
居者からの苦情対応をどのように行うかが課題となった。

不具合については当初からプレハブ建築協会で管理センターを設置し対応に当たることとしていたが、入居者からの直接の窓口は市町村とされており、市町村にとって負担となるほか、土日夜間の対応が困難であった。また、岩手県では公募選定事業者の建設する仮設住宅もあり、苦情等の対応については一元化して行う必要性があった。

このため、岩手県においては、保守管理センターを設置することとした。委託先は、県営住宅の管理者で、管理のノウハウや沿岸における迅速な管理対応ネットワークを有する財団法人岩手県建築住宅センターとした（下図参照）。

また、宮古市内に設置した応急仮設住宅において入居者の方にシックハウス症候群の疑いがあるとの事案が発生し、部屋を閉め切っていると空気環境の悪化やカビの発生も懸念された。このため、完成から入居までに期間がある場合に数日おきに窓を開放し換気を行うなど室内の空気環境の改善を図るとともに、入居者に対しても換気を促すよう、7/27に事務連絡で市町村に周知した。

(苦情の対応体制)



(苦情の状況)

応急仮設住宅クレーム状況(～H23.7)		※・・4月は4/23～30				
仮設住宅に関すること	不具合の内訳	4月※	5月	6月	7月	計
	雨漏り	10	30	62	38	140
	結露	0	0	3	3	6
	外部建具	0	25	65	81	171
	内装	2	41	165	306	514
	電気	1	18	49	121	189
	給排水	0	26	104	155	285
	浴室	1	3	19	14	37
	ガス	0	5	15	10	30
	テレビ	0	7	25	50	82
	エアコン	1	5	26	101	133
	蟻・虫の侵入	0	11	30	39	80
	外構	0	6	24	39	69
	その他	2	12	25	93	132
	計	17	189	612	1,050	1,868
	目赤等の支給物品に関すること			10	21	31
	その他			4	18	22
	合計	17	189	626	1,089	1,921

②追加工事

建設当初は断熱材など様々な資材が不足しており、先述したとおり、プレハブ建築協会規格建築部会の建設する住宅の断熱性の確保については、被災者の入居後に外断熱工事を実施することとしていた。しかし、被災者への周知が十分ではないと考えられたため、入居者向けのチラシを作成し、各市町村を通じて、入居者に周知してもらうこととした。

チラシには、外断熱工事の実施のほか、入居者の要望に応じた玄関のスロープの設置、住戸内の手すり等の設置などについて記載することとした。あわせて、団地内に空きスペースがある場合に、8月以降順次、遊具やベンチ、プランター等を設置することについても周知した。このほか、カーペット敷きから畳敷きへの変更について災害救助法の対象とすることが認められる方針であることが国土交通省から伝えられたため、畳敷きへの変更についても合わせて記載した。

入居後の外断熱工事については、プレハブ建築協会と協議の結果、9月末までの工期が見込まれたため、入居者にその旨を周知した。遊具等は11月までに整備を進めた。

(外断熱工事の実施状況)



(完成後)



(スロープの設置状況)



(遊具等の設置状況)



また、手押し車などを使って歩行する高齢者にとっては、団地内の砂利道の歩行がきつい、との苦情も多かった。このため、7月以降順次、団地内の通路について簡易舗装を実施することとした。なお、全面的に舗装した場合は雨水が浸透せず、仮設住宅の木杭に悪影響を及ぼすほか湿気も問題となることから、舗装幅は2 m程度に抑えることとした。

このほか、夏の暑さ対策としてゴーヤ等を外壁に茂らせる、いわゆる『緑のカーテン』の設置については、厚生労働省からの通知が7/14と梅雨明け後によりやく発出されたため、猛暑の時期には緑が茂りきらないと思われたが、設置の対応を行うこととした。

なお、9/28に厚生労働省から「建設された応急仮設住宅における寒さ対策について」通知が発出されたことに対応し、住宅部会の企業や公募選定事業者が建設を行った住宅についても風除室の設置を行うこととした。11月には、防火対策のため、消火器の全戸設置するとともに受水槽から消火活動の給水を行うための栓の設置工事を行うこととしたほか、物干し上部の庇の設置工事も全戸において実施することとした。

(団地内舗装の状況)



(緑のカーテンの設置状況)

(庇の設置状況)



(3) 配慮した点・苦慮した点

追加工事については、人員確保等の問題から応急仮設住宅の建設が一段落した7月以降に実施することとなった。

6月下旬には気温が上昇し 30 度を超える日も多くなり、さらに7月には例年より2週間以上早く梅雨明けしてしまい、風通しのため引き戸となっている玄関に網戸を設置してもらいたい等の要望が寄せられた。網戸については追加工事で合わせて行うこととしたが、猛暑の時期には間に合わない団地も多くならざるを得なかった。

苦情対応については、6月下旬から多くのマスコミに取り上げられるようになり、6/20に保守管理センターを設置したことはタイムリーな対応となった。

(4) 今後の課題

入居者からの苦情の多数は、プレハブ建築協会規格建築部会の設置する住宅について寄せられた。内容は、雨漏り、隙間、給排水の水漏れ、玄関鍵の不具合など多岐に及んだ。工期を優先せざるをえない事情のため、ある程度の苦情発生は避けられなかったが、それにしても苦情が多く、施工上の精度を高めるための事業者の努力が必要ではないかと考えられた。

また、規格建築部会の標準仕様では断熱性が十分ではないため、6月以降に工事を行う一部団地では建設時に内断熱工事を合わせて行うこととした。建設時に行う工事の場合、外断熱よりは内断熱の方が大掛かりではなく効率がよさそうである。資材に余力がある場合には、建設時に内断熱工事及び網戸（冬に建設する場合は風除室）の設置を合わせて行うことが適切ではないかと考えられる。

このほか、入居者から寄せられた苦情や意見は主なもので以下の通り。災害救助という性質から対応が困難なものもあるが、今後の設置に際しての課題とする必要がある。

- ・狭い
- ・むき出しの鉄骨が熱い、結露する
- ・床などの隙間からアリや虫が侵入する
- ・玄関の鍵がかけにくい（引き戸タイプ）
- ・玄関のひさしが短く、雨が室内まで入る
- ・玄関にベルが欲しい
- ・キッチンが狭い、特に調理台部分が狭い
- ・下駄箱がない（公募選定事業者による住宅には設置）
- ・風呂に追い炊き機能がない
- ・物干しの位置が高く高齢者には使いにくい、物干しに庇がなく小雨でも濡れる
- ・服をかける架が欲しい
- ・窓は履き出しにして欲しい（住宅部会及び公募選定事業者の一部による住宅には設置）
- ・部屋同士の間は壁だが一部を開けられるようにして欲しい（エアコンのない部屋の空調のため）
- ・収納が不足している、押入れの上部に棚が欲しい
- ・共同の洗い場が欲しい
- ・団地の入り口にカーブミラーの設置
- ・浄化槽の悪臭（浄化槽と住宅とはできるだけ離す必要がある）

4. 応急仮設住宅団地（追加着工団地の発生）

(1) 経緯

（山田町）

6/28～7/5 山田町において、仮設住宅に余裕があることから追加申込み受付を実施。その結果、仮設住宅の着工戸数を約80戸上回る申し込み。

7/6 山田町において申込者の状況を精査

自宅に継続居住が可能な13世帯については、入居をお断りする旨を連絡

- 7/12 仮設住宅の申込み数が着工戸数を上回る旨、山田町から県に報告
- 7/13～ 追加着工に向けての調整
- 7/20 山田町における追加着工について記者発表、団地の着工
(一関市)
- 7/6 宮城県知事が、応急仮設住宅に関し、8月中旬までの全戸完成は困難との認識を表明
気仙沼市の673戸分について、用地が不足
その後、気仙沼市の用地不足分について調整
- 7/13 国土交通省住宅局から岩手県に「宮城県が岩手県内に応急仮設住宅の建設を行いたいとのことなのでよろしく対応願いたい」との連絡
- 7/14 宮城県から「一関市内において宮城県気仙沼市の被災者向けに応急仮設住宅の建設を行いたい」との連絡、以降内容を確認
- 7/20 一関市内における宮城県の応急仮設住宅の建設について記者発表
- 8/17 一関市の320戸県境越え仮設応募1割（読売）

(2) 取り組んだ内容と結果

7月に入り、既に着工した団地については、遅れが発生しながらもほぼ7月中で完成する見通しとなったが、一方で山田町が応急仮設住宅入居者の追加募集を行ったところ、申込み数が着工戸数を66戸上回る状況となった。大家族に2戸提供するとした場合、100戸程度の不足が見込まれた。このため、急遽山田町において、余裕分を含め150戸分の用地（既存団地への追加を含む）を確保し、追加で着工を行うこととなった。

(山田町における追加着工団地)

山田町内の計10団地 計150戸 (いずれも7/20着工、完成は8月前半)

一方、宮城県気仙沼市においては、用地を市内に確保することが困難な状況であり、宮城県から一関市内に気仙沼市の被災者向けの応急仮設住宅を建設したい旨の連絡があった。用地は既に一関市と気仙沼市で調整しており、建設は宮城県が行うとのことであった。岩手県としてもこれを了承し、一関市内における応急仮設住宅の着工について、宮城県と同日に記者発表を行った。

(一関市内における応急仮設住宅)

建設場所	所在地	敷地面積	予定住戸数
旧千厩中学校	一関市千厩町	25,000 m ²	約220戸
旧折壁小学校	一関市室根町	10,000 m ²	約90戸

(3) 配慮した点・苦慮した点

山田町において着工戸数の不足が明らかとなったため、迅速に団地を確保し、できる限り早く完成に至るよう調整した。建設事業者は工期の短いプレハブ建築協会に依頼することとした。「お盆まで」という期限を一つの目安にし、7/20に着工し、8月前半には完成させる運びとした。

なお、陸前高田市でも7/19～7/25に、その時点での空き住戸約200戸を対象に追加募集を行ったが、不足は発生せずに済んだ。

一関市における応急仮設住宅の着工については、岩手県において特段調整する事項はなかったが、山田町における追加着工とともに知事まで報告することとした。

(4) 今後の課題

応急仮設住宅については、居住する住宅が半壊以上の被害を受け、その住宅に住めなくなった者等に供与することとしており、要件を満たす者に対しては、求めがあった場合には供与する必要がある。

そのため、応急仮設住宅の受付は募集期間を過ぎたとしても受け付けることが望まれる。

応急仮設住宅の入居者募集は避難所等の状況を把握できる市町村が行うこととなるが、募集方法や募集時期などについては、県としても情報把握に努めるとともに、適切なアドバイスを行うことが必要と考えられる。

5. 応急仮設住宅団地（全戸の完成）

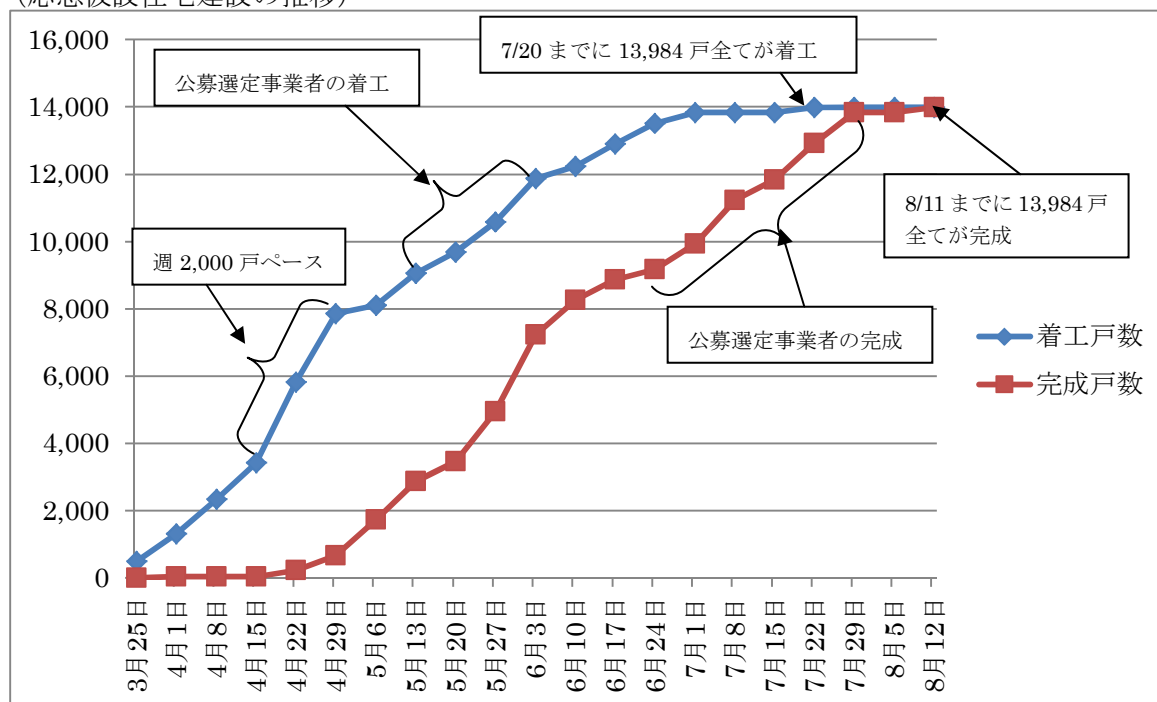
(1) 経緯

- 3/19 陸前高田市において応急仮設住宅第一弾着工（プレハブ建築協会規格建築部会）
- 4/15 プレハブ建築協会住宅部会の第一弾着工
- 5/14 公募選定事業者の第一弾着工
- 6/28 岩泉町以北の応急仮設住宅建設完了
- 7/4 完成戸数が 10,000 戸を突破
- 7/29 「釜石の仮設 2 割空き家に、来月初旬入居完了」（岩手日報）
- 8/5 山田町追加分以外の応急仮設住宅建設完了（一部外構工事除く）
- 8/11 岩手県の被災者向け応急仮設住宅 13,984 戸全てが建設完了
- 8/11 「釜石、宮古の避難所閉鎖、住民、新生活へ一歩」（岩手日報）
- 8/12 「空き住戸については集会や談話等のスペース、多人数世帯の複数戸の住居の利用、生活物資の保管場所、ボランティアセンターの活動拠点等、地域の実情に応じて適切な活用を図るよう」配慮を促す旨の厚生労働省課長通知
- 9/1 「県内の避難所全て閉鎖」（岩手日報）
（なお、自宅改修による市営住宅への避難者 4 名が最後に残ったが、10/7 に解消）
- 9/2 「空き仮設、宿にどうぞ、釜石、ボランティアらに開放」（日経）
- 9/6 「仮設住宅の空き部屋活用、県、応援職員の宿舎に使用へ」（朝日）

(2) 取り組んだ内容と結果

震災以来、被災者向けの応急仮設住宅の供給のため、用地確保と建設推進に取り組んだ結果、7 月末には 99% の応急仮設住宅が完成し、8 月 11 日には、岩手県の被災者向け応急仮設住宅 13,984 戸全ての建設完了に至った。

（応急仮設住宅建設の推移）



(応急仮設住宅等の建設状況) 11月時点 ※…公募選定事業者には、住田町及び遠野市の独自建設分を含む									
市町村名	住戸数	うちグループ ホーム戸数	団地数	規格建築部会	住宅部会	公募選定事業者※	集会所	談話室	高齢者等
				設置住戸数	設置住戸数	設置住戸数	設置数	設置数	サポート拠点 設置数
宮古市	2,010	0	62	992	801	217	8	20	0
大船渡市	1,811	10	39	1,467	217	127	9	13	0
久慈市	15	0	2	10	0	5	0	0	0
陸前高田市	2,168	20	53	1,266	382	520	4	7	0
釜石市	3,164	0	50	1,939	494	731	1	26	3
大槌町	2,146	40	48	882	813	451	8	17	2
山田町	1,990	50	49	895	921	174	5	22	1
岩泉町	143	0	3	143	0	0	1	1	0
田野畑村	186	0	3	50	94	42	2	0	0
洋野町	5	0	1	0	5	0	0	0	0
野田村	213	0	5	128	0	85	1	2	0
住田町	93	0	3	0	0	93	0	0	0
遠野市	40	0	1	0	0	40	1	0	0
計	13,984	120	319	7,772	3,727	2,485	40	108	6

(3) 配慮した点・苦慮した点

① 用地の確保

沿岸部が甚大な津波災害を受けたなかで応急仮設住宅の用地を確保するため、公有地のほかに民有地も含めて用地選定作業を進めた。用地の確保については地域の実情に精通した市町村に協力いただき、迅速な用地選定に努めた。敷地規模が小さく数多くの用地を集める必要があり、相当な労力を要し、造成に手間取る団地も発生したが、民有地を含めた用地選定により、被災地に近い場所で応急仮設住宅を確保することが可能となった。民有地の比率は被害の大きい自治体ほど高く、大槌町では民有地が全体の91.7%を占めた。

造成の遅れなどの様々な問題が発生したが、最終的に7/20までには全ての団地について着工に至り、8/11には全ての応急仮設住宅を完成させることができた。

(被災3県別の団地の状況(9/12時点))

	団地数	住戸数	1団地当たり 平均住戸数	市町村数	1市町村当たり 団地数
岩手県	319	13,984	43.8	13	24.5
宮城県	400	22,042	55.1	15	26.7
福島県	164	15,447	94.2	23	7.1

② 多様な建設事業者の活用

建設事業者については、従来の災害協定に基づくプレハブ建築協会への建設依頼のほかに、応急仮設住宅の供給加速と地域経済の活性化のため、公募により建設事業者を選定し建設を依頼することとした。プレハブ建築協会の規格建築部会、住宅部会、公募選定事業者の建設する仮設住宅はそれぞれに特徴があり、発注時期や立地場所などとの兼ね合いから、どの団地をどの事業者に発注するか調整が必要となった。

それぞれの事業者の特徴を踏まえ、規格建築部会には避難所近くの学校のグラウンドなど公有地を中心に、住宅部会には民有地や小公園などを中心に建設依頼をすることとした。公募選定事業者には、比較的規模が小さい団地について建設依頼を行ったが、造成の必要な団地についても建設依頼を行わざるを得ず、建設の遅れが発生する要因となった。

規格建築部会の住宅建設は立ち上がりが早く、大量供給を行えるという利点がある一方、施工の精度の問題から、隙間や雨漏りなどの問題が発生しやすく、また鉄骨がむき出しとなるため、断熱性の確保に難点があった。

一方、住宅部会の住宅建設は軌道に乗るまで時間がかかったが、住宅の質は一般の住宅並みで、入居者の不満は比較的少なかった。

公募選定事業者の住宅建設は、人員確保の問題などから工期を長く必要とせざるを得ないが、床・壁・天井を無垢材仕上げとした住宅、ロフト付の住宅、フローリングの住宅など種々の提案があった。また、地元の工務店などが中心となって建設を進めたことにより、地域の雇用の確保、地域材の活用など、様々な効果が生まれた。

(事業者ごとの特徴)

	間取り	窓	玄関	工期	耐久性	着工時期	岩手県内の 主な立地
規格建築部会	1DK・2DK・3K	高窓	引き戸	短い	中	3/19～7/20	広い公有地
住宅部会	2DKのみ	掃出し	ドア	短い	高	4/15～6/21	狭い民有地
公募選定事業者	1DK・2DK・3K	両タイプあり	両タイプあり	長い	中～高	5/14～6/3	狭い民有地

応急仮設住宅
規格系と住宅系の違いについて

プレハブ建築協会
110328

	●規格系	●住宅系(主な仕様)
基本用途の違い	現場事務所など、短期的に使用	賃貸アパートなど長期使用の商品を仮設住宅用に一部設計変更。
外観	①鉄骨柱、筋違(プレース)が外部露出 ②外壁:カラー鋼板	①筋違は内部(鉄骨系) ②外壁:窯業系サイディング仕上げ、等
階数	平屋のみ	原則、平屋(1社2階建て供給可能)
構造躯体	仮設用躯体(軽量型鋼プレース構造)のみ	鉄骨、木造等住宅メーカー毎のバリエーションあり 住宅用躯体ベース(短工期のため主に基礎・屋根等設計変更)
基礎	木杭	木杭(又は鋼管杭)
屋根	折板屋根	鉄鋼系住宅は折板屋根 木造系住宅は切妻屋根・片流れ屋根等バリエーションあり
サッシ	引違アルミサッシ	住宅用アルミサッシ、アルミ樹脂複合サッシ
内装	外周壁の内壁は外壁パネルのカラー鋼板 建具は原則アコーデオンカーテン	外周壁・間仕切壁とも化粧石膏ボード アコーデオンカーテンのほか、引戸、開き戸
設備仕様	居室床仕上げ:タイルカーペット キッチン:流し台1050・コンロ台600・2口コンロ ユニットバス:1116(洗面付)、洋式水洗便器	居室は、タイルカーペットのほか、畳、フローリング等 規格系と基本的には同じ(流し台一部1000、1200あり) ユニットバス:一部1014、1216あり
敷地確定後の着工まで	2日～3日	概ね3日～1週間程度(各社により異なる)
標準的な工期	概ね3週間	16日～30日程度(各社により異なる)

規格系の例



住宅系の例



※ 今後供給される仮設住宅は、各社で構造が異なり、デザインや仕様は必ずしも一様ではありませんのでご承知おきください。

(事業者別の団地の状況)

	規格建築部会		住宅部会		公募選定事業者※		計			
	7,772 戸		3,727 戸		2,485 戸				13,984 戸	
	3/19～		4/15～		5/9～					
	公有地	民有地	公有地	民有地	公有地	民有地	公有地	民有地	民有地率	全団地数
宮古市	15	0	21	14	10	2	46	16	25.8%	62
大船渡市	15	5	10	6	2	1	27	12	30.8%	39
陸前高田市	15	3	3	11	2	19	20	33	62.3%	53
釜石市	7	17	6	4	7	9	20	30	60.0%	50
大槌町	3	16	0	13	1	15	4	44	91.7%	48
山田町	10	10	6	16	0	7	16	33	67.3%	49
その他の市町村	5	1	1	1	8	2	14	4	22.2%	18
計	70	52	47	65	30	55	147	172	53.9%	319
	民有地率	42.6%		58.0%		64.7%				
	1団地当たり戸数	63.7	1団地当たり戸数	33.3	1団地当たり戸数	29.2	※…公募選定事業者には、住田町及び遠野市の独自建設分を含む			

③空き住戸の発生

山田町では応急仮設住宅が不足し追加着工することとなった一方、釜石市及び宮古市では、多くの空き住戸が発生することとなった。特に釜石市では700戸程度、宮古市では400戸程度が余る見通しとなり、新聞報道でも取り上げられた（なお、その他の市町村での空き住戸は多くても数十戸程度で、県合計での空き住戸は1,400戸程度であった(8/3時点)。なお、9/2時点での空き住戸は1,176戸、県合計の入居率は91.6%となった。)

空き住戸の発生については、民間賃貸住宅への入居が進み、民間賃貸住宅をみなし仮設とする申込み件数が当初の想定を超えて県合計で約3,500戸に達し、応急仮設住宅（建設により設置）への申込みが多数キャンセルとなったことが影響した。

応急仮設住宅の建設戸数を決定したのは5月末であり、その時点での申込み数をもとに建設するよりなかったため、空き住戸の発生はやむを得なかったが、特に郊外部に空き住戸が集中する結果となった。

一部の空き住戸については、談話室としての活用や、大家族への2戸提供などで活用を図ることとし、郊外の空き住戸については、今後の団地の集約化のためのストック等として活用を検討していくこととした。空き住戸の活用については8/4に岩手県知事から厚生労働大臣あてに要望が出され、8/12には厚生労働省から通知が発出された。

(各住宅ごとの入居戸数(岩手県内の被災者))

<H23.10.7 現在>

	みなし仮設 (民間賃貸)	県営住宅	市町村営 住宅	国家公務 員宿舎	雇用促進 住宅	小計	応急仮設住 宅(建設分)	合計
宮古市	585	30	10		59	684	1,708	2,392
大船渡市	592	3	7		116	718	1,753	2,471
久慈市	48		3		10	61	15	76
陸前高田市	125	2			48	175	2,136	2,311
釜石市	428	33	3		229	693	2,825	3,518
大槌町	129				6	135	2,074	2,209
山田町	308		4			312	1,957	2,269
岩泉町	17					17	123	140
田野畑村	24		6			30	176	206
洋野町	0		3			3	5	8
野田村	88				3	91	190	281
その他	1,122	7	47	12	357	1,545	131	1,676
合計	3,466	75	83	12	828	4,464	13,093	17,557

※このほか、他県からの被災者の入居が725戸ある

(4) 今後の課題

応急仮設住宅の供与は、被災を受け入居を希望する世帯数を建設時点で確定させることは困難であり、ある程度余裕をもって建設することとせざるを得ない。空き家はどうしても郊外に多く発生しやすいことから、応急仮設住宅の建設場所の選定については、地域ごとの被災者の状況や入居希望を見極め、慎重な判断を行っていく必要がある。

岩手県においては、被災後約5か月で応急仮設住宅の全てが完成したが、被災者にとっては5か月もの長きに渡り、避難所生活を強いられるものであった。

避難所生活から一刻も早く住まいを確保できるようにするため、応急仮設住宅の迅速な建設について、今回の経験を活かし、各方面における様々な検証が進められ、体制や制度の見直しなど必要な見直しが行われることを望むものである。

公募選定事業者※による応急仮設住宅（完成状況）

（※・・・遠野市及び住田町による独自建設分を含む）

日盛ハウジング



小原建設



日本住宅



下館工務店



平野組



ジェイウッド



エルカサ



昭栄建設



いわい



タカヤ



長谷川建設



富士工業（現社名・富士セラ）



住田住宅産業・住田町建設業協同組合



EC 南部コーポレーション



大伸工業



舞石組



日沼工務店



吉田建設



東照建設



佐野建設



東日本アセットマネジメント



リンデンバウム遠野



プレハブ建築協会規格建築部会による応急仮設住宅（完成状況）

郡リース



三協フロンテア



大和リース



コマツハウス



立川ハウス工業



日成ビルド工業



大和ハウス工業



内藤ハウス



プレハブ建築協会住宅部会による応急仮設住宅（完成状況）

FP ホームサービス



積水ハウス



ミサワホーム



エムエスケイ・谷地林業



東日本ハウス



大和ハウス工業



大東建託



パナホーム



積水化学工業



岩手県国土整備部建築住宅課在籍者一覧(H23.3.11～H23.8.11の期間の在籍者)

(順不同)						
岩手県職員	大水 敏弘	昆野 哲	刈谷 洋祐	宮野 裕二	佐々木知也	
	西尾 高登	佐々木良男	小野寺哲志	本山 信一	平野 晴江	
	澤村 正廣	石川 英央	佐藤 英明	高橋 耕雄	米澤 泉	
	高橋 茂之	吉田 清	新田 繁夫	宮下 亮	鈴木 瞬	
	小川 肇	大村 晴夫	嶋田 英人	及川 達也	細川 尚樹	
	播磨 建	中島 俊明	廣中 勝之	梶谷 祐介	砂澤 安彦	
	吉田 繁	高橋 栄治郎	長谷川寿美子	天沼 顕二郎		
	辻村 俊彦	藤原 隆博	佐々木加奈枝	高杉 諭史		
	谷藤 正徳	中村 公一	藤澤 清	堤 義哲		
国土交通省	山口 陽	羽入 久仁	宮森 剛	堀崎 真一	石井 宏典	
	東野 文人	村田 英樹	渡邊 峰樹	原 朋久		
	細萱 英也	栗津 貴史	小富士 貴	佐々木 雅也		
都市再生機構	永井 正毅	長櫓 潔	井村 卓司	頼 康彦	岡本 昌和	
	太田 亘	畑内 和彦	丸 安行	佐野 徹	中村 量哉	
	久野 暢彦	砂川 隆	宮山 博司	佐々木 秀文	田中 克典	
	山中 秀敏	塚本 修	小山田 雅美	岡部 高明	水谷 透	
	音地 一直	水井 淳	松本 大樹	茂木 賢次	中對 浩之	
	石本 政美	土井 睦浩	後藤 善徳	宮崎 真也	村上 隆治	
	福原 義則	佐々木 清	田野 孝恒	長谷川 晋一	松井 正文	
	菊地 稔	山田 高臣	南野 裕一	島 英輔	堀川 昌司	
	笹岡 太郎	牧浦 京次郎	松岡 弘幸	金子 武晃	牛丸 勉	
	舩津 英人	田邊 豪二	堂原 義久	秦 克次	阿部 泰浩	
	白川 徹	大久保 正二	河邊 清和	保田 敬一郎	白田 充	
	佐藤 勝紀	勝 大河	古川 勝俊	片岡 有吾	藤田 和彦	
	大隣 誠	中村 雅人	土田 淑雄	源尾 将広	宇津木 靖	
	齋藤 彰一	池田 賢	岩本 友雄	山本 修司		
	玉井 祐之	宗野 孝	宮迫 裕介	市川 健一		
青森県	今 正秀	秋本 一也	神 浩之	中村 健	中川 範夫	
	成田 富男	奈良 傑	吉川 弘文	奈良岡 肇	篠崎 隆史	
静岡県	深澤 尚宏	片桐 慶久	臼井 公一			
大阪府	中川 啓三	寺前 隆	幸 雄一	谷田 公宏	米村 祥一	
	星野 博信	山中 啓一	中川 勉	川岸 広明	福元 清文	
	小川 悟	赤松 季樹	西田 能久	田中 秀宣	増田 祐亮	
	山本 強	井上 理	河野 安博	伊井 貞雄	若間 賢志	
	北口 好治	高城 保弘	亀元 靖彦	鍋割 治		
	松本 茂	藤墳 謙治	林 勝己	松永 充宏		
	浅川 浩一	高山 尚久	小林 直昭	中尾 清		
	福村 日出禱	並田 克三	橋口 紀塩	小泉 真一郎		
和歌山県	田宮 浩次	蔭地野啓志				
鹿児島県	高山 健二					
秋田市	神坂 正人	佐々木 智	鈴木 孝友	三浦 博充	三浦 司	
	伊藤 新	富樫 剛	高橋 陽介	川村 隆一	今野 三悦	
川崎市	森本 隆	濱屋 秋彦	澤村 正彦	古田 洋一		
	鈴木 徳之	島 周作	石川 秀伸	島崎 僚		
大阪市	大山 英夫	木下 典久	後藤 正則			
福岡市	小野 俊正	大藪 一郎	篠原 恵雄	深町 俊之		
	大串 美嗣	石崎 正雄	田中 仁			
北九州市	岡島 昭男	塩足 和之	吉松 宏	松尾 保	古川 敬之	
	村岡 和也	馬場 政和	田中 裕二	小野 公正		